

上智大学法科大学院  
(法学研究科法曹養成専攻)

# 履修要綱

2022 年度

## 【本学の教育理念】

上智大学は、キリスト教精神を基底とし、真実と価値を求めて、人間形成につとめるものの共同社会である。したがって、本学は、構成員のおのが、人格の尊厳と基本的人権を認め合い、責任ある連帯感と謙虚な心構えをもって、それぞれの持ち場で大学の形成に参加することを期待する。

教授は、学術の研究を尊重し、みずからの研究を深めることを通して、人類の精神的、知的文化を新しい世代に伝達するとともに、現代に生起する諸問題に目をそそぎ、人類の当面する課題について、意識を喚起するよう心掛けることが必要である。

学生は、専攻の学問を研究すると同時に、現代社会に対する鋭敏な問題意識と判断力を養成することが必要である。

これによって、学生は、みずからの人格を形成し、社会の建設に貢献する力を身につけることができるのである。

本学は、その特色を生かして、キリスト教とその文化を研究する機会を提供する。これと同時に、本学は思想の多様性を認め、各種の思想の学問的研究を奨励する。このようにして、人間と世界の問題についての洞察力と批判的精神が養われる。

学問の発展のためには、思想と研究の自由が保障され、厳正な学問的態度が堅持されなければならない。したがって、本学は、思想と研究に対して加えられる政治的、イデオロギー的圧力及びいかなる権力の介入も、これを許さない。

われわれは、激動する現代世界に向かって広く窓を開き、人類の希望と苦悩をわかちあい、世界の福祉と創造的進歩に奉仕することを念願する。

## 【校章と校名（ソフィア）の由来】



校章の鷲は真理の光を目指して力強くはばたく鷲をかたどったもので、その姿は上智大学の本質と理想とを表わしている。

中央にしるされた文字は、本学の標語「真理の光」Lux Veritatisの頭文字である。

上智大学は、海外では早くからソフィア・ユニバーシティの名で親しまれてきたが、このソフィアはギリシア語のΣΟΦΙΑからとったものであり、その意味は「人を望ましい人間へと高める最上の叡智」である。この叡智こそ本学が学生に与えようとする究極のものであり、本学の名称“上智”(SOPHIA)にほかならない。

上智大学ホームページ <https://www.sophia.ac.jp/>  
上智大学法科大学院ホームページ <http://www.sophialaw.jp/>

## 2022年度法科大学院行事予定表

### I. ガイドページ

1. 基本事項	2
学生証／門の開閉時間／学期期間／授業期間	
2. 学籍について	3
在学期間／休学／復学／退学／修了／9月修了／ 住所変更／氏名変更、保証人変更、その他	
3. 各種証明書	6
証明書自動発行機による発行のもの／ 窓口申込による発行のもの／ GPA分布表について	
4. 窓口事務取扱いについて	7
学事センター事務取扱い時間／ 事務・施設関係一覧／ 法科大学院で利用する各種IDについて／ 大学から学生への掲示・連絡／ 学生から教員への連絡／問い合わせ／ 遺失物について／個人情報の取扱い	
5. 教員研究室・オフィスアワー一覧	10

### II. 履修について

1. 授業	14
授業時間／みなし曜日／祝日の授業日／休講／ 補講／教室／ 公共交通機関運行停止時の取扱いについて／ 感染症に罹患した場合／遅刻による欠席の扱い／ 裁判員選任等に伴う授業等の出欠の取扱いについて	
2. 履修登録	17
履修登録日程／最高履修限度／履修登録の手順	
3. 履修中止	18
履修中止申請	
4. 試験	19
受験資格／試験の心得／定期試験／追試験／ 臨時試験／公共交通機関運行停止時の取扱いにつ いて	
5. 学力の評価	22
評価基準／成績評価の原則／成績評価の割合／ GPA(Grade Point Average)／ 成績の確認／成績評価確認願／ 入学前等の単位認定	

### 目 次

### III. カリキュラムについて

1. 教育研究上の目的及び人材養成の目的	26
教育研究上の目的及び人材養成の目的	
2. 2つのポリシー	26
ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー	
3. 修了要件・進級要件、履修上の注意	27
4. ナンバリングについて	43
ナンバリング対象科目／ナンバリングの表示と 見方／ナンバリング掲載箇所	
5. 他大学法科大学院との学生交流について	44
履修科目について	
6. 「環境法プログラム履修証」の授与について	44
7. 2022年度開講科目担当表	45
8. 時間割表	53

### IV. 学生生活関連について

1. 法科大学院関連施設について	56
2号館2F施設／IDストラップの着用	
2. 法科大学院修了者の司法試験研修生制度について	58
内容／募集／費用／募集条件／申込要領	
3. 学生生活について	59
学費の納入について／奨学金制度／学生金庫／ 健康・保険／学生寮／ アパート・マンションの紹介／アルバイトの紹介 ／ 厚生施設の利用／各種相談	

### V. 付録

1. 上智大学学則（抜粋）	66
2. 上智大学大学院学則	73
3. 上智大学学位規程（抄）	82
4. 上智大学法科大学院履修規程	88
5. 年譜	94
6. 施設MAP	96

# 2022年度 春学期・1Q・2Qカレンダー

2022 3 March						
月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	31			

凡例						
▽	補講日					
◇	休日授業実施日					
○	授業休業日					

土曜 日・祝日 大学  
休業日

2022 4 April						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	◇29	30	

2022 5 May						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2022 6 June						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	▽18	19
20	21	22	23	24	▽25	26
27	28	29	30			

2022 7 July						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	▽9	10
11	12	13	14	15	16	17
◇18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2022 8 August						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2022 9 September						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20					

年・月	日	曜日	大学院年間行事予定
2022年4月	1	金	入学式
	1、4	金、月	ガイダンス（新入生）
	5	火	春学期授業開始
	4~10	月~日	健康診断（詳細は掲示で確認）
	1~11	金~月	春学期履修登録期間
	11	月	春学期履修登録確認期間
	12~18	火~月	春学期履修登録修正期間
	20	水	春学期履修登録確認
	29	金	授業実施日（昭和の日）
	30	土	春学期・1Q休学願提出期限
5月	2~6	月~金	春学期前半科目履修中止申請期間
	14	土	補講日
6月	13~17	月~金	春学期・春学期後半科目履修中止申請期間
	18、25	土	補講日
	30	木	2Q休学願提出期限
7月	1	金	授業休業日（上南戦）
	9	土	補講日
	9	土	春学期試験日程掲示
	15	金	春学期授業終了
	16~30	土~土	春学期試験期間（7月30日は予備日）
	18	月	試験実施日（海の日）
	31~	日~	集中科目開講期間（9月20日まで）
	31~	日~	夏期休業（9月20日まで）
8月	25	木	春学期成績公開(Loyola)
	25~26	木~金	9月修了予定者春学期科目成績評価確認願提出期間
9月	10	土	9月修了者発表
	10~14	土~水	春学期科目成績評価確認願提出期間(9月修了予定者除く)
	20	火	学位授与式（9月期）
	20	火	春学期終了

# 2022年度 秋学期・3Q・4Qカレンダー

2022		9		September		
月	火	水	木	金	土	日
		21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

凡例		
△ 補講日		
◇ 休日授業実施日		
○ 授業休業日		
土曜	日・祝日	大学休業日

2022		10		October		
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2022		11		November		
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2022		12		December		
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2023		1		January		
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2023		2		February		
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

2023		3		March		
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

年・月	日	曜日	大学院年間行事予定
2022年9月	21	水	秋学期開始
	21	水	秋学期授業開始
	23	金	授業実施日（秋分の日）
	21～28	水～水	秋学期履修登録期間
	29	木	秋学期履修登録確認期間
	30～10/3	金～月	秋学期履修登録修正期間
10月	5	水	秋学期履修登録確認
	10	月	授業実施日（スポーツの日）
	18～19	火～水	秋学期前半科目履修中止申請期間
	22	土	補講日
	31	月	秋学期・3Q休学願提出期限
11月	1	火	創立記念日
	2	水	授業休業日
	4	金	授業休業日
	23	水	授業実施日（勤労感謝の日）
	28～12/1	月～木	秋学期・秋学期後半科目履修中止申請期間
12月	3	土	サビエル祭（休講）
	10	土	補講日
	20	火	4Q休学願提出期限
	24	土	授業終了
	25～1/5	日～木	冬期休業（1月5日まで）
2023年1月	6	金	授業再開
	7	土	補講日
	10	火	秋学期試験日程掲示
	13	金	みなし火曜日
	14	土	全学休講
	16	月	授業終了
	17～31	火～火	秋学期試験期間（1月31日は予備日）
2月	1	水	春期休業（3月31日まで）
	中旬	日	秋学期追試験期間（～下旬）
	22	水	秋学期成績公開
	22～24	水～金	秋学期科目成績評価確認願提出期間
3月	15	水	修了者発表
	28	火	学位授与式
	31	金	秋学期終了



# I. ガイドページ

# 1. 基本事項

## 学生証

学生証は上智大学の学生であることを証明するものです。学生生活を送る上で、学内・学外を問わず提示が必要な場合がありますので、常に携帯してください。学生証はいかなる理由があっても他人に貸与、譲渡することはできません。また、退学等により学籍を失った場合は、速やかに本学に返却してください。

### ■在籍確認シール（学生証裏面貼付用）の貼り替え

在籍確認シール※は通学定期券を購入するためのものです。学生番号・氏名・現住所・通学区間を記載の上、利用してください。在籍確認シールの有効期限は1年間ですので、年度初めに必ず貼り替えてください。通学区間を変更した場合や通学定期券発行控欄が足りなくなった場合は、在籍確認シールを入手の上、各自、貼り替えてください。

※JR等の交通機関等では「通学証明書」の提出が求められますが、在籍確認シールは「通学証明書」に代わるものです。

### ■記載事項に変更がある場合

学生証の記載事項（氏名や生年月日等）に誤りや変更がある場合は、2号館1F学事センター（学籍・証明書）窓口に申し出てください。

### ■磁気データ不良が原因で読み取れなくなってしまった場合

磁気データ不良により図書館入館、証明書自動発行機の利用ができなくなる事象が発生しております。本事象が発生した場合は、学事センター（学籍・証明書）窓口に申し出てください。

#### 〈お願い〉

スマートフォンケースの金具、バッグの留め具等の磁石等の磁気を帯びたものに学生証を近づけた際、磁気データが破損する場合がありますので、一緒に保管等しないようにしてください。

### ■紛失・汚損・破損してしまった場合

再発行となりますので、「学生証再発行願」（所定用紙）に手数料分の証紙（1,000円）を購入・貼付の上、2号館1F学事センター（学籍・証明書）窓口（即日発行）に申し込んでください。

## 門の開閉時間

	平日	土	日祝日
正門	常時開放	常時開放	常時開放
北門	8:00～19:30	8:00～19:30	9:00～18:00
東門	8:00～20:00	9:00～18:00	9:00～18:00

\* 2号館（法科大学院施設のある建物）の出入口（1階～3階）の開閉時間は、7時～22時です。22時以降は、6号館側1階出入口のみ退館することができます。

## 学期期間

2022年度の学期の期間は下記のとおりです。

春学期	4月 1日	～	9月 20日
秋学期	9月 21日	～	3月 31日

## 授業期間

授業の開始日・終了日、試験期間については見開きの「法科大学院行事予定表」で確認してください。

## 2. 学籍について

### 在学期間

標準コース（法学未修者）の修業年限は3年、短縮コース（法学既修者）の修業年限は2年です。在学期間の上限は、休学期間を除き、標準コース（法学未修者）は6年、短縮コース（法学既修者）は4年です（上智大学法科大学院履修規程第3条）。

### 休 学

病気、その他のやむを得ない理由で休学しようとする場合は、専攻主任（法科大学院長）と相談のうえ、所定の「休学願」に必要事項を記入して2号館1F学事センター（学籍・証明書）窓口に提出してください。病気により休学する場合は、医師の診断書を添付する必要があります。休学期間は修業年限に含まれないので、休学期間分は修了が延期されます。また、修了要件を満たしていても、休学しているクオーターは修了できません。

なお、一度提出した休学願は、原則として取り下げることはできません。ただし、取り下げを希望するクオーターの開始前に限り、取り下げを申し出ることが可能です。

#### ■期間

休学期間は1クオーター単位で、2年を限度とします（大学院学則第28条）。

#### ■提出期限（2022年度）

休学期間	提出期限
4月1日～6月2日（第1クオーター休学）／4月1日～9月20日（春学期休学）	4月30日（土）
6月3日～9月20日（第2クオーター休学）	6月30日（木）
9月21日～11月18日（第3クオーター休学）／9月21日～3月31日（秋学期休学）	10月31日（月）
11月19日～3月31日（第4クオーター休学）	12月20日（火）

前もって休学の計画がある場合は、休学をするクオーターが始まる1ヶ月前までに「休学願」を提出してください。提出期限を過ぎた場合は、どのような理由であっても受理できませんので注意してください。連続2年分まで一括して受け付けることができます。郵送による提出の場合、提出期限当日の消印有効です。締切日が大学の休業日の場合は、窓口での提出は締切直前の平日15:30まで受け付けます。

#### ■休学中の学費

休学期間中の授業料等学費は減額されます（新入生も含みます。なお、入学の際のみ必要として徴収した費目は減額の対象とはなりません）。詳細は2号館1F学事センター（学費）窓口に問い合わせてください。

### 復 学

休学期間が満了した場合は、自動的に復学となるので復学の届出は必要ありません。ただし下記の場合は、復学を希望するクオーターが始まる前日までに所定の「復学届」の提出が必要になります。

- ① 病気により休学した場合（「医師の診断書」を添付してください）。
- ② 2クオーター以上の休学について許可が下りており、一部のクオーターで休学の事由が終了したために、休学期間を短縮して復学する場合（1クオーター以下に短縮することはできません）。

### 退 学

退学には自主退学と退学を命ぜられるものと2種類あります。

#### ■期日

退学の期日は学期末日（9月20日または3月31日）に限ります。

## ■自主退学

事情により退学しようとする場合は、専攻主任（法科大学院長）と相談のうえ、所定の「退学願」に必要事項を記入し、原則として希望する退学の期日までに、2号館1F学事センター（学籍・証明書）窓口に学生証を添付して提出してください。

既納の学費は返還いたしません。ただし、春学期末日（9月20日）を退学日とする「退学願」を春学期末（9月20日）までに提出し許可された場合、秋学期の学費を返金します。詳細は2号館1F学事センター（学費）窓口に問い合わせてください。

## ■退学を命ぜられるもの

下記の者は退学を命じられます（大学院学則29条）。

①在学期間（休学期間は含まない）の上限を超えた者。

②定められた授業料等学費を期限までに納付しない者。

③成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は研究科において別に定める（法科大学院履修規程第16条）。

④懲戒処分として退学事由のある者（大学院学則29条の2）

## 修了

修了要件は次のとおりです。

（大学院学則-専門職学位課程の修了要件）

〔2022年度入学者〕

**第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）**の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、100単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、64単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。＊履修要綱 p.27～参照

〔2021年度以前入学者〕

法科大学院履修規程別表第Iを参照すること。

年度末（3月）において修了要件を満たした者（休学・停学中の者を除く）は、その年度末（3月）をもって修了となります。修了者発表は2023年3月15日（水）午前10:00にLoyolaの掲示板に学生番号を掲出します。修了証明書は修了者発表日から発行できます。詳細はLoyolaの掲示を確認してください。

## 9月修了

春学期をもって修了要件を満たした者は9月修了が可能です。2022年9月に修了を希望する学生は、2022年6月30日（木）までに2号館1F学事センター（教務）へ所定用紙で申し出てください。詳細については、掲示で確認してください。修了者発表は、2022年9月10日（土）にLoyolaの掲示板に学生番号を掲示します。修了証明書は修了者発表日から（2022年度は9月12日（月）から）発行できます。詳細はLoyolaの掲示を確認してください。

## 住所変更

学生本人または保証人の住所・電話番号に変更があった場合には、Loyolaの「学生住所変更」メニューから変更してください。本人の住所変更の場合は、Loyolaで変更した後に、学事センター（学籍・証明書）窓口で学生証裏面の「在籍確認シール」を受け取り、貼り替えてください。変更の届出がない場合、大学からの送付物が届かなくなりますのでご注意ください。

## 氏名変更、保証人変更、その他

下記の変更があった場合は、2号館1F学事センター（学籍・証明書）窓口に届出をしてください。

### ■本人氏名の変更

本人氏名の変更があった場合は、「住民票の写し」（本人氏名・性別・生年月日が記載されたもの。本籍・続柄・マイナンバーの記載は不要。）を添付して、窓口備え付けの所定用紙で届出をしてください。

### ■保証人の変更

保証人を変更する場合は、窓口備付の所定用紙で届出をしてください。なお、日本国外に居住する者を保証人に指定できるのは外国籍の学生に限ります。

### ■在留資格・期間の報告

外国籍の者で在留期間を更新または在留資格を変更したときは、速やかに在留カードを学事センター（学籍・証明書）窓口に持参し、届出をしてください。届出がない場合、Loyola の ID 使用停止、奨学金受給資格の喪失、その他在学する上で不利となる扱いを受けることがあります。

\*在留資格が「留学」の在留期間を更新、または他の在留資格から「留学」の在留資格に変更を希望する場合は、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請様式の「申請人等作成用 1～3」を記入し、「所属機関 1～2」の作成を学事センター（学籍・証明書）で申し込んでください。手数料は 200 円、所要日数は 3 日程度です。詳細は、Loyola ダウンロードセンター「外国人留学生/International Students」フォルダをご確認ください。

### 3. 各種証明書

#### 証明書自動発行機による発行のもの

各種証明書は、証明書自動発行機によるものと、窓口申込によるものがあります。証明書の種類を確認のうえ、申込を行ってください。それぞれの発行手順等は下記のとおりです。

学生証がない場合は、発行できません。学生証の暗証番号（数字4桁）の初期設定については、新入生ガイダンスで説明します。証明書自動発行機は在校生のみ利用可能です。

※既に卒業・修了した身分の証明書については、学事センター（学籍・証明書）窓口での申込となります。（法科大学院の証明書は証明書自動発行機で発行できますが、学部の証明書は窓口での申込となります。）

証明書種類	発行手数料	所要日数	備考
在学証明書（和文・英文）	200円	即日	証明書自動発行機の設置場所 2号館4F
成績証明書（和文・英文）	200円		取扱い時間 平日 9:00～17:00
修了見込証明書（和文・英文）①	200円		*行事等で変更する場合は掲示します。
修了証明書（和文・英文）②	300円		
学割証	無料		
健康診断証明書（本学所定用紙・和文）③	300円		
臨時学生証（定期試験期間中のみ発行可）	500円		

①修了見込証明書は、最終学年の春学期授業開始後の発行です。

②修了者発表日（2022年9月10日、2023年3月15日）以降にLoyolaの大学掲示板に、学生番号が掲示された者が対象者です。

③健康診断証明書の発行（5月下旬）には、保健センターの健康診断を受診している必要があります。

証明書自動発行機のアナウンスに従って操作してください。

#### 窓口申込による発行のもの

証明書種類	発行手数料	備考
授業料等納付金納入証明書	300円	3業務日後発行
在留資格変更及び在留期間更新許可申請に係る証明書	200円	

取扱い窓口：2号館1F学事センター（学籍・証明書）

- ①窓口に備付けの申込票に必要事項を記入します。
- ②発行手数料分の証紙を証紙販売機で購入し、所定欄に貼付します。
- ③申込票に学生証を添えて窓口に提出してください。申込者には領収票が渡されます。
- ④所要日数経過後、窓口に領収票を提示し、証明書を受け取ります。

#### GPA分布表について

法科大学院長名のGPA分布表が必要な場合には、発行された成績証明書の枚数分だけ法科大学院事務室で発行いたしますので、必要枚数分申請ください。（adm\_juris-co@sophia.ac.jp）

## 4. 窓口事務取扱いについて

### 学事センター事務取扱い時間

学期	期間	窓口取扱時間
春	4月1日～7月31日	10:00-11:30, 12:30-15:30
	8月1日～9月20日	12:30-15:30
秋	9月21日～1月31日	10:00-11:30, 12:30-15:30
	2月1日～3月31日	12:30-15:30

\*土・日・授業実施日以外の祝日は閉室です。

\*夏期・冬期の休業中や特別な場合の取扱い時間については、その都度掲示します。

### 事務・施設関係一覧

\*外線からかける場合は 03-3238-XXXX (内線番号) としてください。

法 科 大 学 院 関 連	法科大学院事務室	2号館 12F	内線 3259 法科大学院にかかる事務全般（各種授業期間中事務、TKC、L-BOX、担任制度、チューター・特別講義等お知らせ、エクスターんシップ、ロッカーレンタル・自習室カード、司法試験に関わる事項、就職、上智法曹会、修了生窓口 等）
	法科大学院図書室	2号館 2F	内線 4326 開室日：上智大学図書館 HP 参照 授業・試験期間（平日）9:00～22:00（土日祝日）9:00～20:00 授業・試験期間外（平日）9:00～20:00（土日祝日）10:00～18:00
	法科大学院自習室	2号館 2F	（平日、土日祝日）7:00～23:00 開室日：年末年始（12月31日～1月3日）他2号館閉館日を除く全ての日
	法科大学院四谷研修室 (修了生研修用)	2号館 2F	（平日、土日祝日）7:00～23:00 開室日：年末年始（12月31日～1月3日）他2号館閉館日を除く全ての日

### 学部・大学院共通

学事センター	学籍・証明書	各種証明書、学生証再発行、氏名変更、保証人変更、休学、退学、復学等、在留資格更新	2号館 1F	3519
	教務 (大学院・学部)	履修登録、試験、成績表、成績評価確認願等	2号館 1F	3515
	学費	学費関係	2号館 1F	3195
入学センター	学部入試、大学院入試、法科大学院入試等		12号館 1F アドミッションズオフィス	3167
学生センター	交換留学生（派遣・受入）、海外短期プログラム、国費留学生、留学カウンセリング等、当センター開講科目、Short-term Programs		2号館 1F	3521
	経済支援（奨学金）		2号館 1F10 番窓口	3523
	日本学生支援機構奨学金		2号館 1F11 番窓口	3886
	課外活動、ボランティア、SSIC（学生同士の交流）、学生教育研究災害傷害保険、アルバイト、学割、事故報告書、被害届、実習用通学証明書、学生金庫、託児室等		2号館 1F	3525
	直営寮		2号館 1F	4621
ウェルネスセンター（健康支援）	健康診断、健康診断証明書、健康についての相談、応急処置		ホフマン・ホール 2F	3394
ウェルネスセンター（障がい学生支援）	障がい学生支援に関する相談・窓口		2号館 1F	4088
ウェルネスセンター カウンセリングサービス	カウンセリング、各種グループワーク ※予約制（電話または窓口）		10号館 3F	3559
キャリアセンター	進路・就職に関する情報収集・提供、相談等		2号館 1F	3581
中央図書館	閲覧・貸出		L号館 1F	3510
	レファレンス、図書館講習会の申込		L号館 1F	3507
	大学のシステム（PC教室・メール・Wi-Fi・VPN・Moodleなど）やICTサービス（Zoomなど） *情報システム室 WEB ページ利用ガイドを参照 (https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/) *サポート窓口用メールアドレス : ict-support@sophia.ac.jp		2号館 3F	3101
情報システム室	物品貸出、遺失物、会議室の申込等		2号館 1F	3112
	清掃、廃棄物処理、施設管理、防犯防災等		2号館 1F	3141
資金グループ	出納		13号館 4F	3186
ダイバーシティ推進室	学院のダイバーシティ推進に関わる業務		10号館 3F	4052
カトリック・イエズス会センター	学院のイエズス会教育推進に関わる業務、ミサ、聖書講座、講演会などキリスト教に関するさまざまな活動及び相談		2号館 1F	3408
				4161

## 緊急時の連絡先

火災等緊急通報等	正門守衛所	3000	24 時間対応
	防災センター	3119	
救急車の要請	ウェルネスセンター（健康支援）	3394	平日 9:00～17:00
	正門守衛所	3000	24 時間対応

## その他

株ソフィアキャンパスサポート	学生・教職員支援全般	13号館 2F	4259
紀伊國屋書店	書籍等の販売	2号館 B1F	3092
パティネ・スポーツ	スポーツ・ウェア等の販売	2号館 B1F	4103

### 法科大学院で利用する各種 ID について

#### ■ ソフィア ICT アカウント通知書

法科大学院自習室、図書室、その他大学の PC 教室に設置してある PC にログイン、無線 LAN、メール、Moodle、Zoom を利用するにあたり必要です。ID・パスワード忘れ等のお問合せは 2号館 3F 情報システム室まで。

上智大学 情報システム室 WEB ページ>利用ガイド

<https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/>

#### ■ 教学システム「Loyola」

Web による教学支援システム「Loyola（ロヨラ）」により、履修や成績にかかる手続や、大学からの各種お知らせ（学事センター、学生センター等）を行っていますので確認する習慣をつけてください。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 1F 学事センターまで。

「Loyola（ロヨラ）」では以下のようなことが可能です。

- Web 上での履修登録や履修中止の申請（一部例外もあり）
- 現在の登録状況や過去の成績、単位修得情報等の確認
- 休講・補講情報、定期試験の情報をはじめ、学内掲示板で告知している情報の閲覧
- PC や携帯電話を介しての確認

利用方法、操作手順等をはじめとする詳細については、Loyola の「HOME」にあります、「Loyola Handbook（学生）」を参照してください。

上智大学 HP トップページ>学生生活>授業履修/教務/証明書の発行>教学支援システム「Loyola」

<https://scs.cl.sophia.ac.jp/campusweb/campusportal.do>

#### ■ 「TKC 法科大学院教育研究支援システム」

株式会社 TKC が提供する、法科大学院教育研究支援システムです。Loyola 上で各自の履修登録が確定した後に、TKC 教育研究支援システム上でも履修登録データが反映され、各授業内での伝達事項やレジュメや教材の配布を行っています。基本判例データベース検索、一部出版社/新聞社のデータベース検索の利用も可能です。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 12F 法科大学院事務室まで。

なお、「お知らせ一覧」では、法科大学院から様々なお知らせや呼び出しを行っていますので、毎日確認してください。

上智大学法科大学院 HP トップページから「TKC(在校生)」のタブをクリック

#### ■ L-BOX (Sophia Law Box)

上智大学法科大学院が提供する、在校生や修了生の相互利用が可能な WEB 上のグループサイトです。法科大学院からのお知らせのほか、自主的な勉強会など、在校生同士でグループをつくり、メンバー間で資料共有・情報交換を行うことができます。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 2F 法科大学院図書室まで。

上智大学法科大学院 HP トップページから「L-Box」のタブをクリック

#### ■ 『判例秘書』アカデミック版 LLI 統合型法律情報システム Intra 版

株式会社エル・アイ・シーが提供する、判例・法令検索、法律雑誌・文献検索などが可能な統合型法律情報システムです。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 2F 法科大学院図書室まで。

## 大学から学生への掲示・連絡

大学から学生へのお知らせは、Webによる教学支援システム「Loyola」の掲示板、「TKC 法科大学院教育研究支援システムお知らせ」などをもって行われます。授業に関する情報（休講、補講、教室、臨時の教室変更、試験やレポートの告知など）や、緊急を要する重要な掲示等もこれらの掲示で行います。大学が発信する最新の情報を得るためにも、毎日必ずLoyola掲示板、TKC お知らせを見るように習慣づけてください。紙による掲示を併用する場合もありますので、2号館1Fの各センターの掲示板および2号館2Fの法科大学院掲示板も確認してください。掲示を見なかつたために、後になって支障をきたし不利益を招くことのないように、十分注意してください。個人への連絡は、「Loyola」の呼び出し掲示のほか、入学式で配布したeagle mailにて行われることがあります。よく使用するメールアドレスへの転送設定等をし、必ず確認するようにして下さい。

## 学生から教員への連絡

専任教員は個人研究室を持っています。p.10のオフィスアワーを参照してください。非常勤教員は、個人研究室がありませんので、連絡をとりたい場合は、授業の前後で連絡をとってください。

## 問い合わせ

授業についての情報や履修に関する相談は、間違いや誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、電話では受け付けません。必要のあるときには、窓口で問い合わせください。また、家族等からの連絡についても、非常時以外は取りつきを行いません。

## 遺失物について

2号館1F管財グループで保管しています。遺失物を受け取る際には学生証の提示が必要です。なお、1ヶ月間引き取りのないものは処分します。電話での問い合わせ・照会には応じていません。電話やLoyolaで該当者へ通知する場合もあります。

## 個人情報の取扱い

上智学院個人情報保護への取組みについては下記URLを参照してください。

<https://www.sophia.ac.jp/jpn/info/privacypolicy/index.html>

## 5. 教員研究室・オフィスアワー一覧

---

職名	氏名	研究室	オフィスアワー	備考
教授	朝山 芳史	2-1212	(春) 金 13:00~14:00 (秋) 水 15:20~16:20	事前にメールで予約すること
教授	安西 明子	2-1208	木 15:30~16:30	メールアドレスは非公開
教授	伊藤 栄寿	2-1314	火 12:35~13:30	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	伊藤 雄司	2-1301	金 12:30~13:30	事前に予約必要
教授	伊藤 渉	2-1310	水 10:55~12:35	事前に予約必要(授業時に直接または法科大学院事務室にて予約する) メールアドレス非公開
教授	岩崎 政孝	2-1309	金 13:00~14:30	事前にメール(アドレスは初回授業で告知)で用件を簡潔に記して連絡し、アポイントメントを得ることが必要。(なお、他の曜日・時間帯での調整も可能)
教授	岩下 雅充	2-1317	(春) 金 15:15~16:15 (秋) 火 15:15~16:15	即座に対応できないときもあるので、用件について明記したメッセージをつうじて事前に予約するのが望ましい。予約の方法については初回の授業において告知する。
教授	上田 健介		(春) 金 11:00~12:30 (秋) 木 15:30~17:00	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	江藤 淳一	2-1328	火 13:00~14:30	事前にメールで予約してください
教授	大橋 真由美	2-1218	(春) 火 12:35~13:30 (秋) 木 12:35~13:30	必ず事前に用件を明らかにしたうえでメールで予約すること メールアドレスは事務室にて確認すること
教授	奥田 純一郎	2-1412	木 13:30~15:00	事前に用件を記してメールで予約すること (j-okuda@sophia.ac.jp)
教授	越智 敏裕	2-1325	(春) 木 12:35~13:30 (秋) サバティカル	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	川瀬 剛志	2-1326	金 13:30~14:30	事前にメールで予約すること
教授	北村 喜宣	2-1214	金 14:00~15:00	それ以外は、個別調整
教授	楠 茂樹	2-1207	(春) サバティカル (秋) 水 14:00~15:00	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	桑原 勇進	2-1223	(春) サバティカル (秋) 月 11:00~12:00	
教授	駒田 泰土	2-1409	金 11:00~12:30	事前に用件を記してメールで予約すること (komada-y@sophia.ac.jp)
教授	小山 泰史	2-1316	木 15:30~17:00	左記の時間内であれば事前の予約は不要。他はメールで予約すること (y-koyama@sophia.ac.jp)
准教授	佐藤 結美	2-1327	木 10:55~12:35	事前に用件を記してメールで予約すること (メールアドレスは事務室で確認すること)
准教授	宍戸 博幸	2-1211	授業担当日の 16:00~17:00	事前に用件を記してメールで予約すること (h-shishido@sophia.ac.jp)
教授	田頭 章一	2-1320	月 12:40~13:30	事前に用件を記載したメールで予約すること。使用するメールアドレスは初回授業でお伝えします。
教授	田澤 奈津子	2-1313	(春) 火 17:20~18:20 (秋) 火 15:20~16:20	事前にメールで予約(他の時間も可)
教授	筑紫 圭一	2-1303	水 10:55~12:35	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	対木 和夫	2-1221	(春) 金 12:30~13:30 (秋) 木 16:00~17:00	事前に用件を記してメールで予約すること (kazuo_tsuiki@noandt.com)
教授	土田 亮	2-1319	(春) 月 12:15~13:15 (秋) 火 12:15~13:15	事前に要件を記したEメールで予約すること
教授	出口 耕自	2-1413	月 12:35~13:30	メールアドレス非公開
教授	富永 晃一	2-1304	水 12:40~13:25	左記以外の時間帯も調整して対応できる場合がある。いずれの場合も、事前に用件を記してメールで予約すること (tominaga@sophia.ac.jp)

教授	永下 泰之	2-1209	木 13:30~15:00	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	永野 仁美	2-1407	火 13:30~15:00	事前に用件を記してメールで予約すること
教授	羽生 香織	2-1329	火 12:40~13:30	1週間前までに用件を記してメールで予約すること
准教授	早川 咲耶	2-1307	火 11:00~12:00	前日までにメールで予約すること。 メールアドレスは講義時に確認してください
教授	原 強	2-1318	木 13:45~15:15	事前に予約必要
教授	堀口 健夫	2-1324	木 11:30~13:00	前日までにメールで用件を記して必ず予約のこと メールアドレスは授業で確認してください
教授	巻 美矢紀	2-1201	(春) 火 10:55~12:35 (秋) 金 12:35~13:30	左記時間以外でも対応可能。メールで予約すること
教授	松本 尚子	2-1410	(春) 水 11:00~13:00 (秋) サバティカル	事前に用件を記してメールで予約すること (n-matsum@sophia.ac.jp)
准教授	溝渕 将章	2-1220	木 16:00~17:00	事前に用件(具体的な質問内容等)を記してメールで予約すること(メールアドレスは講義において告知する)
教授	森下 哲朗	2-1202	火 15:30~17:00	事前に用件を記してメールで予約すること (tetsu-mo@sophia.ac.jp)



## II. 履修について

# 1. 授業

## 授業時間

時限	時間
1	9:00 ~ 10:40
2	10:55 ~ 12:35
3	13:30 ~ 15:10
4	15:25 ~ 17:05
5	17:20 ~ 19:00
6	19:10 ~ 20:50

※この他に、通常の授業日時・時間帯とは異なる形式で、土日や補講期間などに集中的に授業を行う「集中講義科目」もあります。この場合の授業日時・教室については掲示で別途連絡します（開講科目担当表では「集中講義」として記載されています）。

## みなし曜日

授業が行われる月曜から金曜のうち、祝日が集中するために十分な授業日数を確保できない曜日が発生することがあります。この際、ある曜日を異なる曜日とみなして授業を行うことがあります。

2022年度の場合、1月13日(金)は火曜日の時間割で授業を行います。

## 祝日の授業日

授業日数を確保するため特定の祝日にも授業・試験を行うことがあります。

2022年度の該当日は以下のとおりです。

4月29日(金)	昭和の日
7月18日(月)	海の日
9月23日(金)	秋分の日
10月10日(月)	スポーツの日
11月23日(水)	勤労感謝の日

## 休講

授業は学事日程によって行われますが、公務、出張、学会、病気などによって担当教員が授業が行えず、休講となる場合もあります。休講は担当教員からの連絡により Loyola に掲示しますが、当日になって連絡をする場合もありますので、授業前に Loyola を確認する習慣をつけてください。当日の休講情報は携帯電話（スマートフォン）からも確認することができます。授業開始時間から 30 分経過しても担当教員が入室しない場合は、2号館 1F 学事センター窓口に連絡し、その指示に従ってください。

## 補講

補講は、春学期と秋学期にそれぞれ設けられている補講日に原則として行いますが、このほかにも別日程で行う場合もあります。いずれの場合も Loyola に掲示をしますので、教室や日時を確認のうえ受講してください。2022年度の補講日は以下のとおりです。

春学期補講日	5月14日(土), 6月18日(土), 6月25日(土), 7月9日(土)
秋学期補講日	10月22日(土), 12月10日(土), 1月7日(土)

## 教 室

授業を行う教室は、基本的に履修要綱に掲載されている教室で行われます。しかし、開講後の受講者の人数等によって、教室が変更となる場合があります。教室変更については、Loyola ならびに 2 号館 2F の法科大学院掲示板（教室変更掲示）で確認できます。開講後しばらくは教室の変更がある場合がありますので、特に注意してください。また、設備の都合などにより、期間中部分的に臨時で教室が変更となる場合もあります。この場合も、Loyola に掲示します。

## 公共交通機関運行停止時の取扱いについて

台風・大雨など各種の自然災害や事故・ストライキなどによる電車運行停止のため、授業や定期試験を平常通り行うことのできないと判断された場合は、休講もしくは試験日の振替などの特別措置をとることがあります。特別措置の内容については、大学ホームページ、Loyola、公式フェイスブックもしくは公式ツイッターでお知らせしますので各自で確認してください。

## 感染症に罹患した場合

学校保健安全法に定められた感染症に学生が罹患した場合は、感染拡大を防ぐために所定の期間、登校禁止となります。もし罹患した場合は、下記のとおり対応してください。  
なお、新しい感染症の場合は、特別な措置が取られることがあります。Loyola およびホームページの掲示に注意してください。

1. 医師の指示に従い、感染の危険がなくなるまで自宅療養する。ウェルネスセンター（健康支援）に Loyola、電話、FAX(用紙は大学のホームページからダウンロード)のいずれかで罹患を報告する。
2. 大学ホームページ上から「感染症治癒後登校許可証明書」をダウンロードし、登校が許可されたことを医師に記入してもらう（登校禁止期間が記載されていれば医療機関発行の様式でも可）。  
＊ダウンロードできない場合は、ウェルネスセンター（健康支援）へ用紙を請求してください。
3. 登校時、上記証明書原本をウェルネスセンター（健康支援）に提出する。各担当教員には証明書の写しを提出する。

## 遅刻による欠席の扱い

交通遅延等の場合を除き、授業開始時刻から 20 分を超えて出席した場合は、欠席として扱います。

## 裁判員選任等に伴う授業等の出欠の取扱いについて

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づいて、今般導入された裁判員制度のもとでは、学生は裁判員の辞退等が認められていますが、裁判員になることを希望する学生の意思を尊重するため、学生が裁判員に選任された場合（その選任手続を含む）の授業等の出欠について、下記のとおり取扱うものといたします。

1. 対象となる学生  
本学に在籍する学部・大学院の正規生および科目等履修生（聴講生は含まない）。
2. 対象となる事由  
①裁判員候補者として裁判員選任手続のために裁判所へ出向くとき  
②裁判員として裁判に参加するとき  
③補充裁判員として裁判に立会い等をおこなうとき
3. 手續  
学生は、原則として事前に 2 号館 1F 学事センターに申し出て、裁判員選任用所定の欠席届用紙を受取り、その欠席届とともに、裁判所から送達された文書（「選任手続日のお知らせ（呼出状）」）の写しを担当教員に提出し、当該授業を欠席

することについて申し出る。また、事後には裁判所が発行する証明書類を提示して同教員に報告する。

#### 4. 出欠の取扱い

上記所定の文書による申し出および報告があった場合、本人の不利益とならないよう、教員側で次のように配慮することとします。

- ①授業：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。
- ②授業内試験：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。
- ③定期試験：追試験の対象とする。通常の追試験願を期限までに提出する。

#### \*参考

学生も裁判員候補者として選ばれるものの、法律により裁判員の辞退を申し出ることができる事由に該当するので、出廷の対応例は次のようになります。

#### (学生の対応例)

- a) 裁判員の選任手続や裁判員として裁判に参加する。
- b) 学生という身分で、一般的に辞退する。
- c) 定期試験時など特定の日時は辞退する。

#### (辞退を申し出ができる主な事由)

- ・1年間を通じて辞退することができる一般的な事由がある…「学生」という身分
- ・裁判員になることが特に難しい特定の月がある…定期試験時など
- ・他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある場合

## 2. 履修登録

### 履修登録日程

授業を履修するためには、春学期・秋学期ともに、所定の期間内に Loyola で履修登録手続をする必要があります。履修登録の際の Loyola の操作手順や注意事項などの詳細は、「Loyola Handbook (学生)」の該当部分を参照し、間違いないよう手続してください。

#### ■春学期登録日程

項目	月 日	備 考
春学期履修登録	4月 1日（金）10:00 ～11日（月）9:00まで	春学期の科目を履修する場合は、必ずこの期間内に Loyola で履修登録を行うこと。
春学期履修登録確認	4月 11日（月）13:00～	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。
春学期 履修登録修正期間	4月 12日（火）10:00 ～18日（月）21:00まで	Loyola で履修登録した結果を修正することができます。
春学期履修登録確認	4月 20日（水）13:00～	Loyola で修正登録した結果を確認することができます。

#### ■秋学期登録日程

項目	月 日	備 考
秋学期履修登録	9月 21日（水）10:00 ～28日（水）21:00まで	秋学期の科目を履修する場合は、必ずこの期間内に Loyola で履修登録を行うこと。
秋学期履修登録確認	9月 29日（木）13:00～	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。
秋学期 履修登録修正期間	9月 30日（金）10:00 ～10月 3日（月）21:00まで	Loyola で履修登録した結果を修正することができます。
秋学期履修登録確認	10月 5日（水）13:00～	Loyola で修正登録した結果を確認することができます。

### 最高履修限度

履修登録単位数は 1 年次生および 2 年次生については 36 単位以内、3 年次生については 44 単位以内とします。例外については「III. カリキュラムについて-3. 修了要件・進級要件、履修上の注意-4. 履修上の注意」の①を参照してください。

### 履修登録の手順

#### ■履修計画

履修要綱、シラバスを参考に履修計画を立ててください。シラバスは Loyola もしくは TKC から閲覧できます。

#### ■履修登録

履修しようとする授業科目は所定の期間に登録しなければなりません（上智大学学則第 50 条）。

必ず履修登録期間に手続を行ってください。履修登録は、上智大学学則第 50 条で規定されているとおり、所定の期間以外に行なうことはできません。

コンピュータの不具合や通信環境のトラブルによって登録最終日に登録や修正ができなかった場合でも、特例の措置はありません。余裕をもって早めに登録を済ませ、登録期間中に再確認が行えるように気をつけてください。また質問等は事務取扱い時間内に問い合わせてください。

#### ■履修登録の確認

履修登録後は Loyola で履修登録の結果が確認できます。

履修登録ミスを防ぐため、履修登録手続完了後、履修登録期間内及び修正期間内に再度、Loyola で履修科目を確認してください。

### 3. 履修中止

#### 履修中止申請

履修中止制度は、授業に出席してみたものの、①授業の内容が自分が勉強したいものと違っていた、②授業のスピードについていけるだけの知識が不足していることに気が付いた、③健康上の理由から履修科目数を減らしたい等といった理由から履修を中止するものです。

- ・履修中止申請は Loyola 上で行います。

操作手順や注意事項については、必ず Loyola の Home メニューによる「Loyola Handbook (学生)」を参照してください。

- ・履修中止を希望する場合は、必ず所定の期間中に申請を行ってください。

申請後は、随時 Loyola で履修中止の結果が確認できます。申請ミスを防ぐため、履修中止申請の手続完了後、所定の期間内に再度 Loyola で確認してください。

#### ■春学期申請期間

月 日	備 考
5月 2日 (月) 10:00 ~ 5月 6日 (金) 18:00まで	春学期前半科目
6月 13日 (月) 10:00 ~ 6月 17日 (金) 18:00まで	春学期科目・春学期後半科目

#### ■秋学期申請期間

月 日	備 考
10月 18日 (火) 10:00 ~ 10月 19日 (水) 18:00まで	秋学期前半科目
11月 28日 (月) 10:00 ~ 12月 1日 (木) 18:00まで	秋学期科目・秋学期後半科目

#### ■履修中止申請の注意

- 1) 必修科目については、履修中止はできません。
- 2) 予備登録を行う科目（法律実務基礎科目の選択必修）は履修中止できません。
- 3) 履修中止期間内であれば Loyola 上での履修中止の取消は可能ですが、期間終了後の取消は一切認められません。ただし、履修中止した科目を翌年度以降登録することは可能です。
- 4) 履修中止の申請をせずに教員から指示された試験やレポートなど必要な課題をこなさなかった場合には、その科目は成績表および成績証明書に「F」（不合格）として記載されます。
- 5) 履修中止した科目の単位も最高履修限度に含まれます。

## 4. 試験

### 受験資格

授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができず、また、レポート提出等により評価する科目においてレポート等を提出したとしても、原則として単位を取得することができません。なお、授業を20分以上遅刻した場合は原則として欠席扱いとなります（交通機関の遅延証明がある場合等を除く）。

### 試験の心得

#### ■持参するもの

- ① 学生証は、必ず机上に置くこと。学生証を所持しない学生はいかなる理由があっても受験できません。
- ② 筆記用具（原則ペン書き。修正液は使用不可。）、ステイプラー。
- ③ 下敷きを利用するときは、白色のものか、これに近いものに限ります。ノート、図書等を下敷きにすることはできません。

#### ■六法の持込

定期試験時の六法は、原則として、大学が貸与します。ただし、六法持込許可の指示がある場合であっても、特別な指示がない限り、持ち込める六法は書き込みが一切ないものに限ります。

#### ■試験場では

携帯電話（スマートフォン）・ウェアラブル端末等の電源は必ず切って鞄の中にしまってください。また携帯電話（スマートフォン）・ウェアラブル端末等を時計の代わりに使用することは認められません。

#### ■学生証を忘れた場合

試験当日に学生証を忘れた学生は、2号館4F証明書自動発行機にて「臨時学生証」を取得してください（発行手数料：500円）。なお、この手続による試験時間の損失は、配慮されません。また、定期試験期間以外は「臨時学生証」は発行できません。

#### ■試験場

指定された試験場で受験してください。科目によっては、試験場が授業実施教室と異なることもあるので、注意してください。

#### ■遅刻・退場

- ① 試験開始後、20分以上の遅刻者は、受験することができません。
- ② 試験開始後、30分以前または試験終了10分前は退場できません。

#### ■答案用紙

- ・ 答案用紙は、（本紙と写しとから成る）複写式であり、原則として、ステイプラーによって綴じられた5枚ひと組からなるものを用います。
- ・ 試験開始後、他の答案用紙に複写されてしまう恐れがありますので、ただちにステイプラーを取り外し、さらに各答案用紙に順に1から5まで頁数を書いてください。
- ・ 試験終了後、写しを切り離し、本紙の答案用紙をステイプラーで綴じなおして提出します。答案を提出せずに退場することはできません。
- ・ 写しは各自持ち帰ります。
- ・ 学生番号を記入していないとき、また試験監督者から配布された答案用紙以外の用紙を用いたときは、その答案は無効となります。
- ・ 私語や態度が悪いことの注意を与えて改めないと、また試験監督者の指示に直ちに従わないときは、退場を命じられ、その答案は無効となります。

#### ■不正行為

筆記試験において不正行為があった場合、上智大学大学院学則第29条の規定に基づき、厳しく処分されます。  
詳細については別途示します。

#### ■雪害等により定期試験が実施不可能な場合

- ① このような事態に備えて、試験期間の最終日に、予備日を設けています。あらかじめ、各自の試験日程に予備日を含めておいてください。
- ② 予備日に試験日を変更して実施する場合は、掲示で通知するので注意してください。

## 定期試験

試験時間は、原則として 120 分または 90 分です。定期試験日程は定期試験期間の 1 週間前に Loyola および法科大学院掲示板に掲示します。

試験	日程掲示	試験期間
春学期試験	7月9日（土）	7月16日（土）～7月30日（土） *7月30日（土）は予備日
秋学期試験	1月10日（火）	1月17日（火）～1月31日（火） *1月31日（火）は予備日

## 追 試 験

以下の事由により、定期試験を受験できなかった学生は、『追試験願』（所定用紙）及び証憑書類を提出することによって追試験受験を認められます。追試験を受けるには、所定の期間内に申請し許可を得るとともに追試験料を納める必要があります。

なお、授業内（定期試験期間外）に試験を実施した科目は追試験を申請することができません。

### ■追試験願を提出する事由

原則として、『病気』、『三親等以内の忌引き』、『災害』、『交通機関の遅延』、『裁判員制度での選任』とします。申請時には試験当日に当該試験を受験できなかったことが証明できる以下の書類を添付し、定められた期日内に手続きを完了させなければなりません。上記以外（就職活動や課外活動等）は事由として認められません。

### ■各事由の証明書および手続きについて

追試験願の提出にあたり、事由毎に必要な証明書とLoyolaの定期試験時間割照会画面を印刷したものが必要です。定められた期日内に手続きを完了させなければなりません。

『病気』の場合	医師が発行した診断書または感染症治療後登校許可証明書（本学所定様式） ※領収書は不可
---------	--

診断書は、以下のすべての内容が記載されている必要がある。

a) 病名または病状と診察内容、試験当日に試験を受験できる状態になかったことが記載されていること。

b) 受験できなかった試験日が受診日または療養期間として明記されていること。

※ 数日にわたって試験を欠席した場合、該当期間が受診日または療養期間として明記されていることが必要。

上記a)b)の内容が記載されていない場合、書類記載内容不備により、追試験申請ができないので注意すること。

※ なお、感染症の罹患による追試験申請についても、追試験申請期間中の申請が必要となる。申請期間中に登校できない場合は、期間終了前に学事センターまで問い合わせること。

『三親等以内の忌引き』の場合	会葬御礼のはがき等
----------------	-----------

試験が受験できなかった日付が記載されていること。

※ 移動日は追試験対象とはならない。

『交通機関の遅延』の場合	各交通機関が発行した遅延証明書（乗車日付が当日のもの、および遅延時間が記載されたもの）インターネット上の遅延証明書を印刷したものでも可。
--------------	--

交通機関が20分以上遅延し、試験会場への到着が試験開始定刻から20分を超えたことにより、定期試験を受験できなかった場合、追試験を申請することができる。交通機関の遅延当日のみ申請が可能。ただし、試験開始が17：00以降の科目については、翌営業日11：30まで申請可。

※ 学生本人の自宅から大学へ通常使用している路線の遅延に限る（自宅外からは申請不可）。申請の際に、学生証裏面の「通学証明書シール」記載の住所を学事センターにて確認の上、申請を受け付ける。

※ 遅れた時間以上の遅延証明（例えば、試験開始から30分遅れた場合は、30分以上の遅延証明）でなければ認められない。初めから遅刻入室を想定して登校した場合、追試験の申請は不可。

※ 交通遅延が事由の場合、代理申請は不可。

《交通遅延により試験開始時刻に間に合わなかった場合、遅延の時間により以下の対応を行うこと》

#### ◎ 試験開始後20分以内に到着した場合

20分までの遅刻ならば受験可能なため、速やかに試験会場に向かうこと。そのまま受験をする。

#### ◎ 試験開始後20分を超えて到着した場合

遅延証明書を持って、速やかに2号館1階の学事センター（教務）窓口に来ること。到着時間等を確認し、遅延証明書を提出の上、追試験申請をすることができる。

★判断に迷う場合は、まず試験教室に行き、試験監督の指示に従うこと。

その他、『災害』、『裁判員制度での選任』の場合は、学事センター追試験担当宛に問い合わせをして下さい。手続き等の詳細の指示を行います。

また、具体的な追試験申請期間および注意事項等は定期試験前にLoyola学事センター（教務）掲示板に掲示しますのでよく確認してください。この掲示板を見なかつたために生じる不利益は学生本人の責任となります。

## 臨時試験

臨時試験は、随時授業中に行われる試験です。日程などは、掲示あるいは授業中に指示されることもあるので、注意して下さい。

## 公共交通機関運行停止時の取扱いについて

台風・大雨など各種の自然災害や事故・ストライキなどによる電車運行停止のため、授業や定期試験を平常通り行うこと ができないと判断された場合は、休講もしくは試験日の振替などの特別措置をとることがあります。特別措置の内容については、大学ホームページ、Loyola、公式フェイスブックもしくは公式ツイッターでお知らせしますので各自で確認してください。

## 5. 学力の評価

### 評価基準

成績評価と判定基準は次のとおりです。

	評価	評点	QPI	内 容
判 定	合 格	A	100~90 点	特に優れた成績を示したもの
		B	89~80 点	優れた成績を示したもの
		C	79~70 点	妥当と認められる成績を示したもの
		D	69~60 点	合格と認められるための最低限度の成績を示したもの
	P	——		合格と認められる成績を示したもの
不格	F	59 点以下	0	合格を「A, B, C, D」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
	X	——		合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
履修中止	W			所定の期日までに履修中止の手続をしたもの
認定科目	N	——		修得単位として認定されたもの

### 成績評価の原則

上智大学法科大学院の成績評価基本原則は以下の通りです。シラバスにおいて成績評価の基本原則による旨を記載している場合は、すべてこの基準に即しています。シラバスにおいて以下の成績評価基本原則とは異なる記載がある場合には、シラバスの記載が優先します。

- 通常の科目：  
成績評価は、概ね平常点 30%，期末試験の得点 70% の割合でこれを行う。「平常点」の評価は、①授業への参加、②課題への取組み、③小テストの成績等による。また、「期末試験」には、期末の試験期間中に行う試験のほか、それに準ずるものとして教員が指定する中間試験等も含む。
- 法律実務基礎科目の演習科目、模擬裁判、ネゴシエイション・ロイヤリング、リーガルクリニック、エクスターーンシップ、国際仲裁・ADR：成績評価は、①授業への参加、②報告発表、③レポート課題等の総合評価による。

### 成績評価の割合

履修学生総数が 15 名以上の科目について、履修者数に対する成績評価の割合は、概ね以下のとおりとします。

- A は、20%以下とする。
- B は、30%以下とする。ただし、A と合計して 50%を超えない限度で 30%を超えることができる。
- A および B は、合計して 20%以上とする。

ただし、法律実務基礎科目の演習科目、模擬裁判、ネゴシエイション・ロイヤリング、リーガルクリニック、国際仲裁・ADRについては、A は、50%以下、B 以下については、成績評価割合を定めないものとします。

エクスターーンシップ(I, II)については、合格 (P) または不合格 (X) で評価します。

上記の割合は、レポートの成績評価にも適用されます。

履修学生総数が 15 名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うように努めます。

### GPA (Grade Point Average)

各評価の Quality Point Index (=QPI : 上表参照) と呼ばれる値に各科目の単位数をかけたものが Quality Point となり、Quality Point の総合計を履修登録科目の総単位数で割ったものが GPA となります。W (履修中止)、N (認定科目)、P (合格)、X (不合格) は計算式に含まれません。

#### 【GPA の計算式】

$$\frac{4.0 \times A \text{ の修得単位数} + 3.0 \times B \text{ の修得単位数} + 2.0 \times C \text{ の修得単位数} + 1.0 \times D \text{ の修得単位数}}{\text{履修登録科目の総単位数 (W, N, P, X として表示された科目を除く)}}$$

## 成績の確認

春学期科目を含んだ累積の成績	法科大学院生（1年次～3年次）	8月25日（木）～Loyolaにて公開
秋学期科目を含んだ累積の成績	法科大学院生（1年次～3年次）	2月22日（水）～Loyolaにて公開

## 成績評価確認願

成績評価について疑問のある場合は、Loyola のアンケート機能から「成績評価確認願」を下記の提出締切日までに学事センター（教務）へ提出してください。提出方法等詳細については、Loyola の大学掲示板にてお知らせします。期日を過ぎた場合の願い出は一切受け付けられません。

また、以下のような理由による成績評価確認願の提出は受け付けることができません。

- ①単に再評価・再検討を願い出るもの。
- ②担当教員に情状を求めること。（修了に関わる、等）
- ③他の学生との対比上の不満を訴えるもの。（友人はB評価だが、なぜ自分はC評価になったのか等）
- ④評価に疑問がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。（先生からの講評、解説がほしい、試験等の点数の開示を求めるもの等）
- ⑤「出席はしました」「試験は受けました」等のみを述べ具体的な内容の記載がないもの。

### ■ 「成績評価確認願」提出締切日

2022年度 春学期科目（9月修了予定者）	8月25日（木）～8月26日（金）
2022年度 春学期科目（9月修了者以外）	9月10日（土）～9月14日（水）
2022年度 秋学期科目	2月22日（水）～2月24日（金）

なお、次の要件を充たす場合に限り、上記「成績評価確認願」の回答を Loyola の個人掲示板（呼び出し）で確認後、次の方法にしたがい、「成績評価再確認願（理由書）」を法科大学院成績評価委員会に提出することができます。

### ■ 「成績評価再確認願（理由書）」の提出の要件

- ① 明らかに成績表への誤記があると考えられるとき
- ② 成績評価確認願の回答書に明らかに誤りがあると考えられるとき

### ■ 「成績評価再確認願（理由書）」提出の手続

- ① 「成績評価再確認願（理由書）」の提出は、学事センター（教務）より「成績評価確認願」の回答の掲示（呼び出し）を Loyola で受けてから、14日以内とする。
- ② 「成績評価確認願」の回答書の写しを、各自でプリントアウトする。
- ③ 「成績評価確認願」の回答書の写しとともに、「成績評価再確認願（理由書）」を自書して法科大学院成績評価委員会宛に提出する（提出窓口は、法科大学院事務室）。

法科大学院成績評価委員会は、上記の要件を充たすと思料したときには、当該学生および担当教員から事情を聴取し、また必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断します。

この結果については、措置決定通知書によって、「成績評価再確認願（理由書）」受理後14日以内に法科大学院事務室より当該学生に通知します。

## 入学前等の単位認定

入学前または在学中に他の大学院等で修得した単位について、教育研究上有益と認められる場合には、本法科大学院において修得したものとして認定することができます。

標準コース生は30単位を限度とします。短縮コース生は在学中に他の大学院等で修得した単位のみ2単位を上限として認定できます。法曹コース特別選抜合格者および法科大学院がこれに準ずる者と認定した者（いずれも短縮コース生に限る）は別の扱いとなりますので事務室に問い合わせてください。認定する単位数の上限には、早稲田大学大学院法務研究科、立教大学大学院法務研究科（2020年度まで）、法政大学大学院法務研究科（2021年度まで）、日本大学大学院法務研究科（p. 44 参照）との単位互換協定により修得した単位も含みます。認定することを希望する者は、入学後2ヶ月以内に、または単位修得後2ヶ月以内に申請してください。



### III. カリキュラムについて

# 1. 教育研究上の目的及び人材養成の目的

---

## 教育研究上の目的及び人材養成の目的

将来法曹（裁判官・検察官・弁護士）の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。

# 2. 2つのポリシー

---

## ディプロマ・ポリシー

本課程では、学生が修了時に身につけるべき能力や知識を次のように定めています。所定の修了要件を満たせば、これらを身につけた者と認め、学位を授与します。

1. 社会で幅広く活躍できる法律家（裁判官、検察官、弁護士等）としての専門的知識、思考力および技能
2. グローバルな課題、とくに本専攻の特長である国際関係法・環境法に関する課題について理解し、問題解決の方法について専門的な議論をする力
3. キリスト教ヒューマニズムを基盤とした専門家としての責任・倫理等を身につけた法律家として、社会に貢献する力
4. 専門的知識に加え、幅広い知的好奇心とそれを生かすコミュニケーション能力を備えることにより、高い実務対応能力を有する法律家として活躍する力

## カリキュラム・ポリシー

本課程では、ディプロマ・ポリシーに沿って、以下の趣旨を盛り込んだ科目によってカリキュラムを編成しています。

1. 教育課程の前半に法律家としての倫理教育、実務基礎教育を行い、次に本格的な実務科目を置くことにより、段階的に理論と実務の架橋を実現する。
2. 1年次から3年次までの各段階において、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目を、バランスよく履修することによって、法律家としての実務に必要な専門的な法知識、思考力等を修得させる。
3. 法曹倫理等の実務科目によって法律家としての責任感、倫理観を身につけ、さらに、基礎法学を含む多様な科目の履修によって人間性豊かな法律家となる素養を修得させる。
4. 充実した国際関係法・環境法関連の科目を履修することにより、これらの分野の知識を幅広く修得させる。
5. 統一された評価基準による厳格かつ公正な評価方法によって成績を評価し、修了生の学力につき一定以上の質を維持・担保する。

### 3. 修了要件・進級要件、履修上の注意

#### 1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）および標準配当表

##### 標準（3年制）コース

###### （1）修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

###### 【2021年度以降入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数3年以上

② 修了要件単位数

必修	67 単位
選択必修	28 単位
(総合科目)	4 単位
(法律基本科目)	2 単位
(法律実務基礎科目)	6 単位
(基礎法学・隣接科目)	4 単位
(展開・先端科目)	12 単位
選択	5 単位
合 計	100 単位

③ GPA要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

###### 【2019～2020年度入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数3年以上

② 修了要件単位数

必修	72 単位
選択必修	24 単位
(法律基本科目)	2 単位
(法律実務基礎科目)	6 単位
(基礎法学・隣接科目)	4 単位
(展開・先端科目)	12 単位
選択	5 単位
合 計	101 単位

③ GPA要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

###### 【2017年度～2018年度入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数3年以上

② 修了要件単位数

必修	69 単位
選択必修	20 単位
(法律実務基礎科目)	4 単位
(基礎法学・隣接科目)	4 単位
(展開・先端科目)	12 単位
選択	5 単位
合 計	94 単位

③ GPA要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.6を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

## (2) 標準配当表

【2022年度入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	
	必修 (67単位)	法律基本科目 60 単位	憲法基礎 行政法基礎* 民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III 民法基礎 IV 刑法基礎 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑事訴訟法基礎 I 刑事訴訟法基礎 II 法学実務基礎 A 法学実務基礎 B	4 2 4 3 2 1 4 4 4 2 2 1 2	憲法 民法 A 民法 B 民法 C 刑法 行政法* 商法 A* 商法 B* 民事訴訟法 A* 民事訴訟法 B* 刑事訴訟法 A* 刑事訴訟法 B* 法学実務演習 I 法学実務演習 II	2 2 2 2 2 2 2 1 2 1 2 1 1	法学実務演習 III 法学実務演習 IV	1 1
		計 35		計 23			計 2	
		法律実務基礎科目 7 単位	法律文書作成の基礎	1	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事) 訴訟実務基礎(刑事)*	2 2 2		2
100 単位	選択必修 (28単位)	総合科目 4 単位				公法総合 I*または同 II から 1 単位 民事法総合 I*または同 II から 2 単位 刑事法総合 I*または同 II から 1 単位		計 4 单位
		法律基本科目 2 単位						
		法律実務基礎科目 6 単位				I 群(模擬裁判(民事)または同(刑事))から 2 単位、及び、I 群のうち選択しなかった科目及び II 群から 4 単位。		
		基礎法学・隣接科目 4 単位						
		展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上					
	選択 (5単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択科目から 5 単位。</li> <li>選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目 6 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5 单位)に算入される。</li> <li>総合科目・法律基本科目の選択必修科目について選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち 3 単位を上限として修了に必要な単位(5 单位)に算入することができる。</li> <li>他大学法務研究科(早稲田、日本)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5 单位)に算入される。</li> </ul>						

- \*「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。
- \*「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」は、2年次または3年次に履修することができる。ただし、総合科目の前提科目につき、注意すること(P. 38)。
- \*「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。
- \*「公法総合 I」「民事法総合 I」「刑事法総合 I」は履修要件に注意すること。(2023年度開講予定)
- \*「法学実務演習 I・II」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象とした A クラスと、それ以外の入学者の B クラスに分ける。
- \*「法学実務演習 III・IV」については、習熟度に応じ、A・B のクラス分けを行う。(2023年度開講予定)

【2021年度入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位
必修 (67単位)	法律基本科目 60単位	憲法基礎	4	憲法	2		
		行政法基礎*	2	民法A	2		
		民法基礎I	4	民法B	2		
		民法基礎II	3	民法C	2		
		民法基礎III	2	刑法	2		
		民法基礎IV	1	行政法*	2		
		刑法基礎	4	商法A*	2		
		商法基礎	4	商法B*	1		
		民事訴訟法基礎	4	民事訴訟法A*	2		
		刑事訴訟法基礎I	2	民事訴訟法B*	1		
刑事訴訟法基礎II	2	刑事訴訟法A*	2				
		刑事訴訟法B*	1				
		法学実務演習I	1				
		法学実務演習II	1				
		計 35		計 23			
	法学実務基礎科目 7単位	法律文書作成の基礎	1	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事) 訴訟実務基礎(刑事)*	2 2	法学実務演習III 法学実務演習IV	1 1 計 2
100 単位	選択必修 (28単位)	総合科目 4単位				公法総合I*または同IIから1単位 民事法総合I*または同IIから2単位 刑事法総合I*または同IIから1単位	
		法律基本科目 2単位					計 4単位
		法律実務基礎科目 6単位				I群(模擬裁判(民事)または同(刑事))から2単位、及び、I群のうち選択しなかった科目及びII群から4単位。	
		基礎法学・隣接科目 4単位					
		展開・先端科目 12単位		甲群・乙群・丙群の各群から1単位以上			
選択 (5単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択科目から5単位。</li> <li>選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5単位)に算入される。</li> <li>総合科目・法律基本科目の選択必修科目について選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち3単位を上限として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。</li> <li>他大学法務研究科(早稲田、法政、日本)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5単位)に算入される。</li> </ul>						

- \*「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。
- \*「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」は、2年次または3年次に履修することができる。ただし、総合科目の前提科目につき、注意すること(P.38)。
- \*「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。
- \*「公法総合I」「民事法総合I」「刑事法総合I」は履修要件に注意すること。(2023年度開講予定)
- \*「法学実務演習I・II」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象としたAクラスと、それ以外の入学者のBクラスに分ける。
- \*「法学実務演習III・IV」については、習熟度に応じ、A・Bのクラス分けを行う。(2023年度開講予定)
- \*カリキュラムの改変により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P.39「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

【2019～2020 年度入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位
必修 (72 単位)	法律基本科目 65 単位	憲法基礎	4	憲法	2	公法(総合)	2
		行政法基礎*	2	行政法	2	民事法(総合)	2
民法基礎 I		4	民法 I	4	刑事法(総合)	2	
民法基礎 II		3	民法 II	4			
民法基礎 III		2	商法 I	2			
民法基礎 IV		1	商法 II	2			
商法基礎		4	民事訴訟法 I	2			
民事訴訟法基礎		4	民事訴訟法 II	2			
刑法基礎		4	刑法	2			
刑事訴訟法基礎		2	刑事訴訟法	4			
法学実務基礎 I	2						
法学実務基礎 II	1						
		計 33		計 26		計 6	
101 単位	法律実務基礎科目 7 単位	法律文書作成の基礎	1	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事)	2 2	訴訟実務基礎(刑事)	2
選択必修 (24 単位)	法律基本科目 2 単位						
	法律実務基礎科目 6 単位					I 群 (模擬裁判 (民事) または同 (刑事)) から 2 単位, 及び, I 群のうち選択しなかった科目および II 群から 4 単位。	
	基礎法学・隣接科目 4 単位						
	展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上					
選択 (5 単位)	• 選択科目から 5 単位。 • 選択必修科目で必要とされる単位数 (法律実務基礎科目 6 単位, 基礎法学・隣接科目 4 単位, 展開・先端科目 12 単位) を超えて修得した単位は, 選択科目として修了に必要な単位 (5 単位) に算入される。 • 法律基本科目的選択必修科目について, 選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位, および, 法律基本科目的選択科目について修得した単位は, 選択科目として必要とされる単位数のうち 3 単位を上限として修了に必要な単位 (5 単位) に算入することができる。 • 他大学法務研究科 (早稲田, 法政, 日本, 立教) との単位互換により, 履修する授業科目的単位数は, 選択科目 (5 単位) に算入される。						

\* 「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。

※カリキュラムの改変により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P.39 「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

【2017年度～2018年度入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	
必修 (69 単位)	法律基本科目 63 単位	憲法基礎	4	憲法	2	公法(総合)	2	
		行政法基礎*	2	行政法	2	民事法(総合)	2	
94 単位	法律実務基礎科目 6 単位	民法基礎 I	4	民法 I	4	刑事法(総合)	2	
		民法基礎 II	3	民法 II	4			
		民法基礎 III	2	商法 I	2			
		民法基礎 IV	1	商法 II	2			
		商法基礎	4	民事訴訟法 I	2			
		民事訴訟法基礎	4	民事訴訟法 II	2			
		刑法基礎	4	刑法	2			
		刑事訴訟法基礎	2	刑事訴訟法	4			
		民事法実務基礎演習	1			計 26		
				計 31				計 6
選択必修 (20 単位)	法律実務基礎科目 4 単位			法曹倫理	2	訴訟実務基礎(刑事)	2	
	基礎法学・隣接科目 4 単位			訴訟実務基礎(民事)	2			
	展開・先端科目 12 単位							
選択 (5 単位)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択科目から 5 単位。</li> <li>・選択必修科目で必要とされる単位数（法律実務基礎科目 4 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位）を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位（5 単位）に算入される。</li> <li>・法律基本科目の選択科目は、選択科目として修了に必要な単位（5 単位）に算入されない。</li> <li>・他大学法務研究科（早稲田、法政、日本、立教）との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目（5 単位）に算入される。</li> </ul>						

\* 「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。

※カリキュラムの改変により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P.39「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

標準（3年制）コース  
〔2017～2018年度入学〕

## 短縮（2年制）コース

(1) 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

### 【2022年度入学】（2年制特別選抜枠含む）

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数2年以上

② 修了要件単位数

必修	33 単位
選択必修	26 単位
(総合科目	4 単位)
(法律実務基礎科目	6 単位)
(基礎法学・隣接科目	4 単位)
(展開・先端科目	12 単位)
選択	5 単位
合 計	64 単位

③ GPA要件 各年次（第2学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

### 【2019～2021年度入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数2年以上

② 修了要件単位数

必修	40 単位
選択必修	22 単位
(法律実務基礎科目	6 単位)
(基礎法学・隣接科目	4 単位)
(展開・先端科目	12 単位)
選択	5 単位
合 計	67 単位

③ GPA要件 各年次（第2学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

## (2) 標準配当表

### 【2022年度入学短縮（2年制）コース入学者】

		2年次	単位	3年次	単位	
必修 (33単位)  64単位	法律基本科目 27単位	憲法	2			
		行政法基礎	2			
		行政法	2			
		民法 A	2			
		民法 B	2			
		民法 C	2			
		商法 A	2			
		商法 B	1			
		民事訴訟法 A	2			
		民事訴訟法 B	1			
		刑法	2			
		刑事訴訟法 A	2			
		刑事訴訟法 B	1			
		法学実務演習 I	1		法学実務演習 III	1
		法学実務演習 II	1		法学実務演習 IV	1
	計 25			計 2		
	法律実務基礎科目 6単位	法曹倫理	2			
		訴訟実務基礎(民事)	2			
		訴訟実務基礎(刑事)	2			
選択必修 (26単位)	総合科目 4単位			公法総合 I または同 II から 1 単位 民事法総合 I または同 II から 2 単位 刑事法総合 I または同 II から 1 単位 計 4 単位		
	法律実務基礎科目 6単位			I 群 (模擬裁判 (民事) または同 (刑事)) から 2 単位、及び、I 群のうち選択しなかった科目および II 群から 4 単位。		
	基礎法学・隣接科目 4単位					
	展開・先端科目 12単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上				
選択 (5単位)		・選択科目から 5 単位。 ・選択必修科目で必要とされる単位数 (法律実務基礎科目 6 单位, 基礎法学・隣接科目 4 单位, 展開・先端科目 12 单位) を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位 (5 单位) に算入される。 ・総合科目・法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち 2 单位を上限として修了に必要な単位 (5 单位) に算入することができる。 ・他大学法務研究科 (早稲田, 日本) との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目 (5 单位) に算入される。				

\* 「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」は 2 年次または 3 年次に履修することができる。ただし、

①総合科目の前提科目につき、注意すること (P. 39 参照)、また、②法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は在学中受験の単位修得要件を満たす必要があるとともに、司法試験に必要な識学を得るために、2 年次に「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」を含む法律基本科目 (応用科目) を全て履修することが望ましい。

\* 「公法総合 I」「民事法総合 I」「刑事法総合 I」は履修要件に注意すること。(2023年度開講予定)

\* 「訴訟実務基礎(刑事)」は 2 年次または 3 年次に履修することができる。ただし、法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は 2 年次に履修することが望ましい。

\* 「法学実務演習 I・II」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象とした A クラスと、それ以外の入学者の B クラスに分ける。

\* 「法学実務演習 III・IV」については、習熟度に応じ、A・B のクラス分けを行う。(2023年度開講予定)

※法曹コース特別選抜枠および準ずる者とそれ以外の者で配当年次に違いはない。ただし上記の注意事項および司法試験の在学中受験に必要な履修科目等に留意すること。

※法曹コース生等の定義については P. 42 「6. 特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者 (法曹コース生等)」を、司法試験の在学中受験資格については P. 40 「4. 履修上の注意⑨司法試験の在学中受験に必要な履修科目等」を参照)。

【2019～2021 年度入学】

		2 年次	単位	3 年次	単位
67 単位	必修 (40 単位)	憲法 行政法基礎 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	2 2 2 4 4 2 2 2 2 2 4	公法(総合) 民事法(総合) 刑事法(総合)	2 2 2
		法律基本科目 34 単位	計 28		計 6
	法律実務基礎科目 6 単位	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事)	2 2	訴訟実務基礎(刑事)	2
選択必修 (22 単位)	法律実務基礎科目 6 単位			I 群 (模擬裁判(民事) または同(刑事)) から 2 単位, 及び, I 群のうち選択しなかつた科目および II 群から 4 単位。	
	基礎法学・隣接科目 4 単位				
	展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上			
選択 (5 単位)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択科目から 5 単位。</li> <li>・選択必修科目で必要とされる単位数 (法律実務基礎科目 6 単位, 基礎法学・隣接科目 4 単位, 展開・先端科目 12 単位) を超えて修得した単位は, 選択科目として修了に必要な単位 (5 単位) に算入される。</li> <li>・法律基本科目の選択科目について修得した単位は, 選択科目として必要とされる単位数のうち 2 単位を上限として修了に必要な単位 (5 単位) に算入することができる。</li> <li>・他大学法務研究科 (早稲田, 法政, 日本, 立教) との単位互換により, 履修する授業科目の単位数は, 選択科目 (5 単位) に算入される (短縮コースの学生は 2 単位を限度として算入される。)。</li> </ul>			

※カリキュラムの改変により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P. 39 「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

## 2. 進級要件

### 【2022 年度短縮（2 年制）コース入学者/特別選抜枠（法曹コース出身者）及び準ずる者】

コース	進級要件	注意事項 (GPA 計算方法)
短縮（2 年制）コース	<p>〔単位要件〕 「憲法」「民法 A～C」「刑法」「法学実務演習 I・II」「法曹倫理」「行政法基礎」を含む 24 単位を修得していること。 〔GPA 要件〕 各年次の GPA が 1.8 を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級要件・修了要件として利用する GPA は、「各年次ごとの GPA」である。各学期の GPA、累積全科目の GPA とは異なる。 (例えば、1 年次に GPA3.0 の成績を認め、1 年次及び 2 年次の累積全科目 GPA が 1.8 を上回っていても、2 年次における GPA が 1.8 未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。)</li> </ul> <p>*進級できなかった場合の履修については、P. 42 「5. 留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。</p>

※法曹コース特別選抜枠および準ずる者とそれ以外の者の進級要件は同じである。

### 【2021 年度～2022 年度標準（3 年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項 (GPA 計算方法)
標準（3 年制）コース	<p>〔単位要件〕 1 年次は「憲法基礎」「民法基礎 I～IV」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎 I・II」を含む当該年次の必修科目 26 単位を修得していること。 2 年次は「憲法」「民法 A～C」「刑法」「法学実務演習 I・II」「法曹倫理」を含む 24 単位及び「行政法基礎」を修得していること。 〔GPA 要件〕 各年次の GPA が 1.8 を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1 年次から 2 年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。 2 年次から 3 年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級要件・修了要件として利用する GPA は、「各年次ごとの GPA」である。各学期の GPA、累積全科目の GPA とは異なる。 (例えば、1 年次に GPA3.0 の成績を認め、1 年次及び 2 年次の累積全科目 GPA が 1.8 を上回っていても、2 年次における GPA が 1.8 未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。)</li> </ul> <p>*進級できなかった場合の履修については、P. 42 「5. 留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。</p>

### 【2019～2020 年度入学者及び 2021 年度短縮（2 年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項 (GPA 計算方法)
標準（3 年制）コース	<p>〔単位要件〕 1 年次は当該年次の必修科目 24 単位、2 年次は当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得していること。 〔GPA 要件〕 各年次の GPA が 1.8 を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1 年次から 2 年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。2 年次から 3 年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級要件・修了要件として利用する GPA は、「各年次ごとの GPA」である。各学期の GPA、累積全科目の GPA とは異なる。</li> <li>・例えば、1 年次に GPA3.0 の成績を認め、1 年次及び 2 年次の累積全科目 GPA が 1.8 を上回っていても、2 年次における GPA が 1.8 未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。</li> </ul> <p>*進級できなかった場合の履修については、P. 42 「5. 留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。</p>
短縮（2 年制）コース	<p>〔単位要件〕 当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得していること。 〔GPA 要件〕 各年次の GPA が 1.8 を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 法科大学院の実施する進級試験（共通到達度確認試験・基礎論述力確認試験）を受験し、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	

## 【2018年度以前入学者】

コース	進級要件	注意事項 (GPA 計算方法)
標準(3年制) コース	[単位要件] 1年次は当該年次の必修科目 24 単位、2年次は当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得していること。 [GPA 要件] 各年次の GPA が 1.6 を下回らないこと。	・進級要件・修了要件として利用する GPA は、「各年次ごとの GPA」である。各学期の GPA、累積全科目の GPA とは異なる。 ・例えば、1年次に GPA3.0 の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目 GPA が 1.6 を上回っていても、2年次における GPA が 1.6 未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。 *進級できなかった場合の履修については、P. 42 「5. 留年 (原級留置) の場合の科目履修」を参照。
短縮(2年制) コース	[単位要件] 当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得していること。 [GPA 要件] 各年次の GPA が 1.6 を下回らないこと。	

### 3. 退学要件

同一年次に通算 4 セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が 4 セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

### 4. 履修上の注意

#### ①履修登録単位数の上限（年間最高履修限度）

##### 【2022年度入学者】

標準 (3年制) コース： 1年次 36 単位／2年次 36 単位／3年次 44 単位 (準ずる者に認定された者は 2年次 44 単位)	短縮 (2年制) コース：2年次 36 単位／3年次 44 単位 法曹コース特別選抜枠及び準ずる者※：2年次 44 単位／3年次 44 単位
* 法学実務基礎 A・B、及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 法科大学院が特別選抜枠入学者に準ずると認める者は、2年次において 44 単位を上限として履修できる。  * 「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 進級が認められた場合の再履修科目については、4 単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。 * 「エクスターンシップ I・II」（各 1 単位）は年間最高履修限度に含めない。 * 他大学大学院法務研究科（早稲田、日本）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。 * 履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。 * いずれの年次においても、44 単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。	

※法曹コース特別選抜枠、準ずる者（法曹コース特別選抜枠に準ずる者）の定義は P. 42 「6. 法曹コース特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（法曹コース生等）」参照

##### 【2021年度入学者】

標準 (3年制) コース： 1年次 36 単位／2年次 36 単位／3年次 44 単位 (準ずる者に認定された者は 2年次 44 単位)	短縮 (2年制) コース： 2年次 36 単位／3年次 44 単位
* 法学実務基礎 A・B、及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 法科大学院が特別選抜枠入学者に準ずると認める者は、2年次において 44 単位を上限として履修できる。  * 「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 進級が認められた場合の再履修科目については、4 单位を限度として、年間最高履修限度に含めない。 * 「エクスターンシップ I・II」（各 1 单位）は年間最高履修限度に含めない。 * 他大学大学院法務研究科（早稲田、法政、日本）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。 * 履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。 * いずれの年次においても、44 単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。	

※準ずる者の定義は P. 42 「6. 特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（法曹コース生等）」参照

【2019～2020 年度入学者】

標準（3年制）コース： 1年次 36 単位／2年次 36 単位／3年次 44 単位	短縮（2年制）コース： 2年次 36 単位／3年次 44 単位
<p>*法学実務基礎 A・B、及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*「エクスター・シップ I・II」（各1単位）は年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*他大学大学院法務研究科（早稲田、法政、日本、立教）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。</p> <p>*履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。</p> <p>*いずれの年次においても、44単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。</p>	

【2018 年度以前入学者】

標準（3年制）コース： 1・2年次 36 単位／3年次 44 単位	短縮（2年制）コース： 2年次 36 単位／3年次 44 単位
<p>法律基本科目の1年次及び2年次に配当される選択科目は8単位まで、年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*「エクスター・シップ I・II」（各1単位）は年間最高履修限度に含めない。</p> <p>*他大学大学院法務研究科（早稲田、法政、日本、立教）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。</p> <p>*履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。</p> <p>*いずれの年次においても、44単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。</p>	

②「法情報調査」および「法文書作成の基礎」の受講

入学時に「法情報調査」の講義を集中で行うので、全員必ず受講すること。

同じく「法文書作成の基礎」につき、短縮（2年制）コースの入学者は、全員必ず受講すること。

注) 法律実務基礎科目「法律文書作成の基礎」とは異なります。

③必修科目的履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目的履修にあたり、既に単位を修得していかなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目的履修は認められない。

【標準（3年制）コース】

(i) 2021年度以降入学者

\*「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」「訴訟実務基礎（刑事）」は2年次または3年次で履修できる。

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法*	行政法基礎
	民法A～C	民法基礎I・II・IV
	商法A・B*	商法基礎
	民事訴訟法A・B*	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法A・B*	刑事訴訟法基礎I・II
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I～IV、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）*	刑法基礎、刑事訴訟法基礎I・IIの3科目並びに刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法総合I	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	民事法総合I	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	刑事法総合I	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	公法総合II	憲法
	民事法総合II	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合II	刑法

(i) 2017年度～2020年度入学者

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法I	民法基礎I・民法基礎II 民法基礎IV
	民法II	民法基礎I・民法基礎II 民法基礎IV
	商法I	商法基礎
	商法II	商法基礎
	民事訴訟法I	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法II	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III・民法基礎IV、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III・民法基礎IV、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目、並びに民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

【短縮（2年制）コース】

(i) 2022年度入学者

学年次	科目名	前提科目
は 2年次 3年次 また	行政法	行政法基礎
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各学年で設定するGPAの要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	刑法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑法総合Ⅱ	刑法

(ii) 2021年度以前入学者

学年次	科目名	前提科目
2年次	行政法	行政法基礎
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑法（総合）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上

④カリキュラムの変更に伴う新旧科目的対応と履修単位の読み替え措置について

新旧科目の対応と履修単位の読み替えは、以下の表により、対応する科目は同一科目とみなす。

【2021年度以前入学者】2021年度以前開講の科目を未履修の者は変更後の科目的履修をもって読み替えるものとする。

開講年度	科目名		開講年度	科目名
2021年度以前 必修科目	法学実務基礎Ⅰ（2単位）	→	2022年度必修	法学実務基礎B（2単位）
	法学実務基礎Ⅱ（1単位）	→	2022年度必修	法学実務基礎A（1単位）
	民法I（4単位）	→	2022年度必修	民法A（2単位）
				民法B（2単位）
	民法II（4単位）	→	2022年度必修	民法C（2単位）
				民法演習（2単位）
	商法I（2単位）	→	2022年度必修	商法A（2単位）
	商法II（2単位）	→	2022年度必修	商法B（1単位）
				商法演習（1単位）
	民事訴訟法I（2単位）	→	2022年度必修	民事訴訟法A（2単位）
	民事訴訟法II（2単位）	→	2022年度必修	民事訴訟法B（1単位）
				民事訴訟法演習（1単位）
	刑事訴訟法（4単位）	→	2022年度必修	刑事訴訟法A（2単位）
				刑事訴訟法B（1単位）
				刑事訴訟法演習（1単位）

【2020年度以前標準コース（3年制）入学者のみ】

刑事訴訟法基礎（2単位）に代えて刑事訴訟法基礎I（2単位）の履修をもって読み替えるものとする。

開講年度	科目名	→	開講年度	科目名
2020年度以前 必修科目	刑事訴訟法基礎（2単位）		2022年度 必修科目	刑事訴訟法基礎I（2単位）

【標準（3年制）コースのみ】2017年度～2018年度入学者は民事法実務基礎演習（1単位）に代えて民法基礎演習（1単位）の履修をもって読み替えるものとする。

開講年度	科目名	→	開講年度	科目名
2018年度以前 必修科目	民事法実務基礎演習 (1単位)		2022年度 選択必修 科目	民法基礎演習（1単位）

⑤2019年度以降入学の2年制コースにおける法律基本科目的選択必修科目の取扱い

3年制コースの1・2年次に配当される法律基本科目的選択必修科目（民法基礎演習1単位、民事訴訟理論と実務2単位）は、2年制コースについては法律基本科目的選択科目として扱う。

⑥2年制コースにおける「法律文書作成の基礎」1単位の取扱い

3年制コースにおいて法律実務基礎科目的必修科目として扱われる「法律文書作成の基礎」1単位は、2年制コースにおいては法律実務基礎科目的選択科目として扱う。

⑦再履修について

不合格(F評価)の必修科目は再履修をする必要がある。不合格(F評価)の再履修については、各自履修登録期間中にLoyolaより登録を行うこと。

GPA要件が理由で進級不可となった場合、D判定の必修科目は再履修となる。この登録は学事センターにて行うので、必ず各自で登録を確認すること。

⑧法律実務基礎科目的履修と予備登録

(i) 2019年度以降入学者

法律実務基礎科目のうちの選択必修科目（6単位）については、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

法律実務基礎科目の選択必修科目6単位については、まず、I群（模擬裁判（民事）・模擬裁判（刑事））のうち1科目2単位を選択しなければならない。次に、残り4単位については、I群で選択しなかった科目、およびII群の科目から選択しなければならない。

(ii) 2017年度～2018年度入学者

法律実務基礎科目のうちの選択必修科目（4単位）については、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

⑨司法試験の在学中受験に必要な履修科目等

法科大学院在学中に司法試験（2023年度以降実施されるものに限る）を受験するためには、以下の要件を満たし学長の認定を受ける必要がある。

(i) 2年次秋学期末の時点で以下の単位を修得済であること

- ・法律基本科目（基礎科目） 30単位以上（短縮コース生は入学時に一括認定）
- ・法律基本科目（応用科目） 18単位以上
- ・司法試験選抜科目にかかる展開・先端科目 4単位以上

(ii) 在学中であること

(iii) 認定の翌年3月に修了できないことが明らかでないこと

在学中受験を目指す者は、2年次の必修科目に加えて、以下の法律基本科目（応用科目）および実務基礎科目を履修し単位を修得することが強く求められる。

◎（標準コース2021年度以降、短縮コース2022年度以降入学者）行政法、商法A・B、民事訴訟法A・B、刑事訴訟法A・B、訴訟実務基礎（民事）、訴訟実務基礎（刑事）

⑩展開・先端科目的履修について（2019年度以降入学者対象）

展開・先端科目 12 単位の履修については、甲群（社会経済法系）・乙群（国際関係法系）・丙群（環境法系）の各群から、それぞれ最低 1 単位を履修しなければならない。

⑪各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

法律実務基礎科目の選択必修科目から 6 単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から 12 単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（5 単位）に算入される。

⑫法律基本科目の選択科目の取扱い

(i) 2019 年度以降入学者

3 年制コースについては、法律基本科目の選択必修科目について、選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち 3 単位を上限として修了に必要な単位（5 単位）に算入することができる。

2 年制コースについては、法律基本科目の選択科目として修得した単位は 2 単位まで、選択科目として修了に必要な単位（5 単位）に算入することができる。

(ii) 2017 年度～2018 年度入学者

法律基本科目以外の科目から 31 単位以上を修得する必要があるため、法律基本科目の選択科目は選択科目として修了に必要な単位（5 单位）に算入されない。

⑬エクスターンシップへの派遣と履修希望調査、単位の取扱い

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まつても、予備登録で認められた他の法律実務基礎科目の選択必修科目の履修を変更・中止することはできない。なお、法律事務所、公務、企業等、修了までに複数回の派遣も可能であるが、2 単位を超えて修得した単位は、修了に必要な単位に算入されない。

⑭自主研究・論文作成

自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で申請し、論文を提出しなければならない。

I. 履修希望申請

自主研究・論文作成の単位の修得を希望する学生は、履修希望年度の 8 月末までに、法科大学院事務室に、①論文テーマ、②指導希望担当教員を記した自主研究・論文作成履修希望申請書を提出する。なお、指導希望担当教員には、事前の内諾を得ておくものとする。

II. 履修の登録

単位修得希望学生は、内諾を得た担当教員が開講する自主研究・論文作成の科目の履修登録をする。

III. 論文の提出

1. 論文の字数 本文 2 万字程度（別紙として、1,000 字程度の要旨を付ける）

2. 提出期限 2023 年 1 月 20 日（金）16:00

3. 提出先 法科大学院事務室

4. 提出部数 2 部

5. 書式 法科大学院が別途指定する規格に沿って提出

## 5. 留年（原級留置）の場合の科目履修

### ①年次指定科目について

留年（原級留置）した場合、次の年次以降の必修科目および選択必修科目の法律実務基礎科目を履修することはできない。ただし、それ以外の科目については、個別の許可によって、年次指定を外して履修できる場合がある。許可申請は、各学期の履修登録期間が始まる前に行うこと。許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

### ②再履修について

- ・GPA要件が理由で進級・修了できなかった場合は、当該年次に履修したD評価を受けたすべての必修科目を、同一年次の2年目において再履修する。履修登録は学事センターが行うので、履修登録確認期間に必ず各自で登録を確認すること。
- ・2019年度以降入学の学生で、確認試験要件が理由で進級・修了できなかった場合は、当該年次に履修したC, D評価を受けた科目を、同一年次の2年目において再履修することができる。履修を希望する場合は、履修登録期間中に法科大学院事務室に申し出ること。

### ③進級できなかった場合のGPAの計算方法について

進級要件を満たせず同一年次に留まる場合には、同一年次の2年目の成績と1年目の成績を合算して「各年次ごとのGPA」を算出する。

#### [F評価について]

- ・1年目においてF評価を受けた科目については、同一年次の2年目に同じ科目を再履修して成績が付与された場合に限り、1年目の同じ科目のF評価を「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外し、再履修の際に新たに付与された評価に基づき算出する。
- ・(履修中止可能な科目の場合) 1年目のF評価を受けた科目を、同一年次の2年目に再度登録したが履修中止をした場合(W), 「各年次ごとのGPA」は、1年目のF評価に基づき算出する。

#### [D評価について] \*GPA要件が理由で進級・修了できなかった場合のみ

「各年次ごとのGPA」の算出にあたっては、1年目の同じ必修科目のD評価を除外し、再履修の際に新たに付与された評価に基づき算出する。ただし、再履修の際に新たに付与された評価がFであった場合は、1年目のD評価に基づき算出する。

## 6. 法曹コース特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（「法曹コース生等」）

### ①法曹コース特別選抜枠入学者

法曹コース特別選抜（5年一貫型）および法曹コース特別選抜（開放型）に合格して短縮（2年生）コースに入学した者をいう。この者については、(1) 2年次の履修登録単位の上限が44単位となる、(2) 既修者認定を含めて最大46単位まで単位認定ができる、(3) 法学実務演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属される、(4) 論文演習Ⅰ・Ⅱを履修できる、との扱いがなされる。

### ②法曹コース特別選抜枠入学者に準ずる者（単に「準ずる者」ということがある）

法科大学院が、特別選抜枠合格者に準ずる学識を有するものと認定した者をいう。認定されると、(1) 2年次の履修登録単位の上限が44単位となる、(2) 法学実務演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属される、(3) 論文演習Ⅰ・Ⅱを履修できる、との扱いがなされる。

特別選抜枠入学者に準ずる者の認定は、法科大学院教務委員会における審議に基づき、法科大学院教授会で行う。該当する者については、短縮（2年生）コース生は入学時までに、標準（3年生）コース生は1年次の成績にもとづき2年次進級時までに法科大学院から通知する。通知を受けた者は準ずる者の認定を辞退することができる。辞退した場合、通常の履修登録単位の上限が適用され、法学実務演習Ⅰ・ⅡについてはBクラスに配属される。

※①の法曹コース特別選抜枠入学者と②の準ずる者を合わせて「法曹コース生等」という

## 4. ナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付けて分類することで、学修の段階や順序を表し、カリキュラムの体系性を明示する仕組みです。ナンバリングによって科目の分類やレベル設定、履修順序などを読み取ることができます。

### ナンバリング対象科目

全研究科開講科目が対象です。

### ナンバリングの表示と見方

A A A<sup>①</sup> 7\*\*<sup>②</sup>-10<sup>③</sup>j<sup>④</sup>00<sup>⑤</sup>

①学問分野名…学問分野をアルファベット3文字で表しています。

分野名（アルファベット）	分野名（英語）	分野名（日本語）
LAW	LAW in general	法律一般
JUR	Jurisprudence	基礎法
PBL	Public Law	公法
CVL	Civil Law	民事法
CML	Commercial Law	商法
CPL	Civil Procedural Law	民事訴訟法
CRL	Criminal Law	刑法
SCL	Social Law	社会法・経済法
INL	International Law	国際法
PIL	Private International Law	国際私法・取引法
ENL	Environmental Law	環境法
SEP	Social Engagement Program	実践科目
IDR	Independent Research	自主研究

②科目レベル…100の位が科目のレベルを表しており、法科大学院科目は700番台です。

③学科、専攻名…科目の開講元を表すコードで、法科大学院のコードは10です。

④授業で使用する言語コード…授業で使用する言語を表しており、次の表の通りです。

アルファベット表記	言語
j	日本語
e	英語
m	複数言語

⑤ユニーク番号…科目ごとに付番される固有の番号です。

### ナンバリング掲載箇所

開講科目担当表の科目名の隣の列に記載があります。

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
LWS10100	憲法基礎	PBL7**-10j00	4			春	○ ○ ○ ○	1	週2回
LWS10200	行政法基礎	PBL7**-10j00	2			春	○ ○ ○	1・2	

## 5. 他大学法科大学院との学生交流について

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、法科大学院教育の一層の充実をはかり、優れた法律家の養成に資することを目的として、他大学との相互科目履修による学生交流を行っています。

### 履修科目について

2022年度の履修対象科目は下記のとおりです。2・3年次生対象で、同一年度に1人2科目4単位を上限とします。原則として、1科目につき3人を上限とします。修了認定にあたっては、当該修得単位を選択科目の単位数として算入します。(P. 23「入学前等の単位認定」も合わせて参照のこと)。

履修中止、定期試験未受験は一切認められません。なお他大学の単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれます(P. 36～参照)。

### 【日本大学】

日本大学大学院法務研究科提供科目	上智大学法科大学院提供科目
医療と法	環境法政策
医療紛争論	環境訴訟
法医学	企業環境法
	国際環境法
	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS

### 【早稲田大学】

早稲田大学大学院法務研究科提供科目	上智大学法科大学院提供科目
消費者法	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS
資本市場法	金融法
社会保障法	国際環境法
少年法	環境訴訟
医事法 I	法と経済学
ジェンダーと法 I	
外国人と法	
マスメディアと法	
子供と法	

## 6. 「環境法プログラム履修証」の授与について

環境法の関係科目を履修して環境法に関する専門性を高めたことを証するために、修了時において一定基準を満たした学生に対して、申請に基づき、法科大学院より「環境法プログラム履修証(Certificate of Specialization in Environmental Law)」を授与する。下記の表に掲げられる関係科目のうち、環境法政策、環境訴訟を含む合計8単位以上を取得した者が、申請資格を有する。

1. 法律実務基礎科目	環境法と実務
2. 展開・先端科目	環境法基礎、環境法政策、環境訴訟、国際環境法、自然保護法、企業環境法、環境刑法、比較環境法(2022年度休講)、まちづくり法と実務、廃棄物・リサイクル法、環境法の現代的課題(2022年度休講)、地球環境学専攻提供科目

※隔年開講科目などに注意すること

お問い合わせは2号館12F法科大学院事務室まで。

## 7. 2022 年度開講科目担当表

※短縮（2年制）コース新入生の年次は、2年次とする。

※担当者欄の＊印は兼任講師（非常勤講師）を示す。

※前半は学期の前半、後半は学期の後半に授業を行うことを示す。

※単位欄の★は、2019 年度以降入学の 3 年制コース 1 年次についてのみ当てはまるることを示す。

※単位欄の☆は 2021 年度以降入学者に当てはまるることを示す。

※読み替え科目については P. 39 を確認すること。

登録番号	授業科目名	ナンバーリング	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考						
			必修	選必	選択										
<b>法律基本科目</b>															
<b>〈基礎科目〉</b>															
LWS10100	憲法基礎	PBL701-10j00	4			春	巻 美矢紀	1	週 2 回						
LWS10200	行政法基礎	PBL702-10j00	2			春	大橋 真由美	1・2							
LWS10300	民法基礎 I	CVL701-10j00	4			春	溝渕 将章	1	週 2 回						
LWS10401	民法基礎 II	CVL702-10j00	3			秋	永下 泰之	1	週 2 回						
LWS10500	民法基礎 III	CVL703-10j00	2			秋	羽生 香織	1							
LWS10501	民法基礎 IV	CVL704-10j00	1			春	永下 泰之	1	春学期後半						
LWS10600	商法基礎	CML701-10j00	4			秋	土田 亮	1	週 2 回						
LWS10700	民事訴訟法基礎	CPL701-10j00	4			秋	田頭 章一	1	週 2 回						
LWS10800	刑法基礎	CRL701-10j00	4			春	伊藤 渉	1	週 2 回						
LWS11000	刑事訴訟法基礎 I	CRL702-10j00	2			秋	朝山 芳史	1	秋学期前半 週 2 回 注 3						
LWS11100	刑事訴訟法基礎 II	CRL702-10j00	2			秋	朝山 芳史	1	秋学期後半 週 2 回						
<b>〈応用科目〉</b>															
LWS20100	憲法	PBL703-10j00	2			春	上田 健介	2							
LWS20200	行政法	PBL704-10j00	2			秋	*徳本 広孝	2・3	注 7						
LWS20301	民法 A	CVL705-10j00	2			春	伊藤 栄寿	2							
LWS20401	民法 B	CVL706-10j00	2			春	小山 泰史	2							
LWS20501	民法 C	CVL713-10j00	2			秋	小山 泰史	2							
LWS21501	商法 A	CML702-10j00	2			春	早川 咲耶	2・3	注 7						
LWS21601	商法 B	CML703-10j00	1			秋	早川 咲耶	2・3	秋学期前半 注 3 注 7						
LWS20601	民事訴訟法 A	CPL702-10j00	2			春	原 強	2・3	注 7						
LWS20701	民事訴訟法 B	CPL703-10j00	1			秋	安西 明子	2・3	秋学期前半 注 3 注 7						

登録番号	授業科目名	ナンバーリング	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
LWS20800	刑法	CRL703-10j00	2			春	佐藤結美	2	
LWS21401	刑事訴訟法 A	CRL704-10j00	2			春	岩下雅充	2・3	注7
LWS21402	刑事訴訟法 B	CRL712-10j00	1			秋	岩下雅充	2・3	秋学期前半 注3 注7
LWS30100	公法（総合）	PBL705-10j00	2			春	筑紫圭一 上田健裕 越智敏裕	3	輪講
LWS30200	民事法（総合）	CVL707-10j00	2			春	田頭章一 木下夫之 永泰亮 土田亮	3	輪講
LWS30300	刑事法（総合）	CRL705-10j00	2			春	佐藤結美 朝山芳史	3	輪講
LWS61610	法学実務基礎 A	SEP726-10j00	1★			春	コーディネータ 小山泰史 土田亮 *新沼徑 *南谷幸 *田仲剛 *横手聰	1	輪講 春学期集中
LWS61710	法学実務基礎 B	SEP727-10j00	2★			秋	コーディネータ 小山泰史 小巻紀美 佐藤矢結 *金美良 *浦西行 *松井智 *寺洋介 *南谷悠 *横手幸	1	輪講 隔週
LWS21700	法学実務演習 IA	SEP722-10j00	1☆			春	宍戸博幸	2	隔週 Aクラス
LWS21701	法学実務演習 IB	SEP722-10j00	1☆			春	コーディネータ 土田亮 *田仲剛 *大見愛 *原田彩哉	2	輪講 隔週 Bクラス
LWS21800	法学実務演習 II A	SEP723-10j00	1☆			秋	宍戸博幸	2	隔週 Aクラス
LWS21801	法学実務演習 II B	SEP723-10j00	1☆			秋	コーディネータ 土田亮 *田仲剛 *大見愛 *原田彩哉	2	輪講 隔週 Bクラス
LWS60900	論文演習 I	SEP728-10j00			1	春	宍戸博幸	2	集中科目 注6 履修制限有

登録番号	授業科目名	ナンバーリング	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
LWS60910	論文演習Ⅱ	SEP729-10j00			1	秋	宍戸博幸	2	集中科目 注6 履修制限有
<b>法律基本科目(選択科目)</b>									
LWS61800	民法基礎演習	CVL708-10j00		1 ★	1	秋	永下泰之	1	秋学期後半
LWS61900	民事訴訟理論と実務	CPL704-10j00		2 ★	2	秋	原強	1~3	
LWS69100	民法演習	CVL714-10j00			2	秋	永下泰之	2	
LWS69104	憲法演習	PBL710-10j00			1	秋	上田健介	2	隔週
LWS69101	商法演習	CML707-10j00			1	秋	早川咲耶	2	秋学期後半
LWS69105	刑法演習	CRL716-10j00			1	秋	佐藤結美	2	隔週
LWS69103	刑事訴訟法演習	CRL713-10j00			1	秋	田澤奈津子	2	秋学期後半
LWS69102	民事訴訟法演習	CPL708-10j00			1	秋	安西明子	2	秋学期後半
LWS62500	企業取引法	CML704-10j00			2	春	伊藤雄司	3	

登録番号	授業科目名	ナンバーリング	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
<b>法律実務基礎科目</b>									
LWS21100	法曹倫理	SEP703-10j00	2			春	朝山芳史 岩崎政孝 田澤奈津子	2	輪講
LWS30400	訴訟実務基礎（民事）	SEP704-10j00	2			春	*松井俊洋	2	
LWS30501	訴訟実務基礎（刑事）	SEP705-10j00	2			秋	朝山芳史 岩崎政孝 田澤奈津子	2	輪講、新カリキュラム生のみ履修可
LWS30500	訴訟実務基礎（刑事）	SEP705-10j00	2			春	朝山芳史 岩崎政孝 田澤奈津子	3	輪講、新カリキュラム生以外の学生のみ履修可
LWS60201	会社法と実務	SEP706-10j00			2	春	*遠藤元一	3	
LWS63700	法律文書作成の基礎	SEP707-10j00	1★		1	春	*寺澤春香 *藤山枝里奈	1・2	輪講、春学期前半 注3
LWS61200	行政法と実務	PBL706-10j00			1	休		2・3	隔年開講、前半科目 注3
LWS61300	環境法と実務	ENL712-10j00			1	春	越智敏裕	2・3	隔年開講、春学期前半 注3
LWS51100	刑事実務	CRL708-10j00			2	秋	朝山芳史 田澤奈津子	3	輪講
LWS63000	ビジネス法基礎	SEP708-10j00			2	春	駒田泰朗 森楠永 岩崎対 木頭南	1~3	輪講
LWS63100	ビジネス法務演習	SEP709-10j00			2	秋	早川咲耶 対木和夫 *前田博	1~3	輪講
<b>〈I群〉</b>									
LWS50600	模擬裁判（民事）	SEP710-10j00		2		秋	原岩強 崎政孝 *松井俊洋	3	隔週共同担当 注1
LWS50700	模擬裁判（刑事）	SEP711-10j00		2		秋	朝山芳史 岩崎政孝 田澤奈津子	3	共同担当 注1
<b>〈II群〉</b>									
LWS50800	ネゴシエイション・ロイヤリング	SEP712-10j00		2		春	対木和夫 森下哲朗	3	春学期集中 共同担当注1

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位		開講期	担当者	履修年次	備考
LWS51201	リーガルクリニック	SEP713-10j00	2		秋	コーディネータ 原 崎政行 *谷 川英雄 *南 谷幸彩 *伊 藤彩	3	隔週 共同担当 注1
LWS5133S	エクスターントラップ I (法曹)	SEP714-10j00	1		春	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5133A	エクスターントラップ I (法曹)	SEP714-10j00	1		秋	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5134S	エクスターントラップ I (企業等)	SEP715-10j00	1		春	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5134A	エクスターントラップ I (企業等)	SEP715-10j00	1		秋	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5135S	エクスターントラップ I (公務)	SEP716-10j00	1		春	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	1~3	春学期集中講義 注1
LWS5135A	エクスターントラップ I (公務)	SEP716-10j00	1		秋	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	1~3	秋学期集中講義 注1
LWS5136S	エクスターントラップ II (法曹)	SEP717-10j00	1		春	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5136A	エクスターントラップ II (法曹)	SEP717-10j00	1		秋	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5137S	エクスターントラップ II (企業等)	SEP718-10j00	1		春	北 村喜和 対 木戸博 宍 井田光 *石 権洋	2・3	春学期集中講義 注1

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位		開講期	担当者	履修年次	備考
LWS5137A	エクスターントップⅡ（企業等）	SEP718-10j00	1		秋	北村喜宣 対木和夫 宍戸博幸 *石井禎洋 *権田光洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5138S	エクスターントップⅡ（公務）	SEP719-10j00	1		春	北村喜宣 対木和夫 宍戸博幸 *石井禎洋 *権田光洋	1~3	春学期集中講義 注1
LWS5138A	エクスターントップⅡ（公務）	SEP719-10j00	1		秋	北村喜宣 対木和夫 宍戸博幸 *石井禎洋 *権田光洋	1~3	秋学期集中講義 注1
LWS51400	国際仲裁・ADR	SEP720-10j00	2		春	森下哲朗 対木和夫 *森大樹聰 *森口	2・3	春学期集中講義 注1

#### 基礎法学・隣接科目

LWS51500	比較法（EU法）	JUR701-10j00	2		休		1~3	隔年開講
LWS51600	英米法	JUR702-10j00	2		秋	*坂本力也	1~3	
LWS51700	法哲学	JUR703-10j00	2		秋	奥田純一郎	1~3	
LWS51800	法社会学	JUR704-10j00	2		秋	*太田勝造	1~3	注5
LWS51900	法と経済学	JUR705-10j00	2		秋	*加賀見一彰	1~3	注5
LWS55100	西洋法制史	JUR706-10j00	2		春	松本尚子	1~3	

#### 展開・先端科目

(社会経済法系) 甲群								
LWS54902	労働法基礎	SCL701-10j00	1		春	永野仁美 富永晃一	1~3	春学期後半
LWS52000	労働法Ⅰ	SCL702-10j00	2		秋	富永晃一	2・3	秋学期前半 週2回 注3
LWS52100	労働法Ⅱ	SCL703-10j00	2		秋	富永晃一	2・3	秋学期後半 週2回
LWS52200	租税法Ⅰ	SCL704-10j00	2		春	*南繁樹	2・3	
LWS52300	租税法Ⅱ	SCL705-10j00	2		秋	*南繁樹	2・3	
LWS52400	経済法Ⅰ	SCL706-10j00	2		秋	楠茂樹	2・3	
LWS52500	経済法Ⅱ	SCL707-10j00	2		秋	楠茂樹	2・3	
LWS52600	知的財産権法Ⅰ	SCL708-10j00	2		春	駒田泰士	2・3	
LWS52700	知的財産権法Ⅱ	SCL709-10j00	2		秋	駒田泰士	2・3	
LWS52800	倒産処理法	SCL710-10j00	4		春	田頭章一	2・3	

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位		開講期	担当者	履修年次	備考
LWS52900	民事執行・保全法	SCL711-10j00		2		秋	*萩澤達彦	2・3
LWS53000	スポーツ・エンタテインメント法	SCL712-10j00		1		春	コーディネータ 森下哲朗 *松井真一 *松田俊治 *藤原総一郎 *服部薰 *宍戸一樹	1~3 春学期前半 輪講 注3 注4 注5
LWS54800	金融法	SCL713-10j00		2		秋	森下哲朗 早川咲耶 *井上聰 *藤田元康	2・3 輪講 注5
LWS55200	労働法演習	SCL714-10j00		1		秋	富永晃一	2・3 秋学期後半

(国際関係法系) 乙群

LWS53200	国際法基礎	INL701-10j00		2		春	江藤淳一	1~3	
LWS55600	国際私法基礎	PIL701-10j00		1		春	出口耕自	1~3	春学期前半 注3
LWS53300	国際取引法	PIL702-10j00		2		秋	*小川和茂	2・3	
LWS53400	国際私法	PIL703-10j00		2		春	出口耕自	2・3	
LWS53500	国際家族法	PIL704-10j00		1		秋	出口耕自	2・3	秋学期後半
LWS53600	国際人権法	INL702-10j00		1		秋	江藤淳一	2・3	秋学期前半 注3
LWS53700	国際経済法	INL703-10j00		2		秋	川瀬剛志	2・3	

(環境法系) 丙群

LWS54000	環境法基礎	ENL701-10j00		2		春	筑紫圭一	1~3	
LWS54100	環境法政策	ENL702-10j00		2		春	北村喜宣	2・3	
LWS54200	環境訴訟	ENL703-10j00		2		春	越智敏裕	3	
LWS54300	企業環境法	ENL704-10j00		2		秋	筑紫圭一	2・3	
LWS54400	国際環境法	ENL705-10j00		2		秋	堀口健夫	2・3	
MGGE6025	環境リスクマネジメント	ENL706-10j00		2		秋	織朱實	1~3	(他) 地球環境学専攻 注2
LWS54500	環境刑法	ENL707-10j00		1		春	*津田隆好	2・3	春学期前半 注3
LWS54600	比較環境法	ENL708-10j00		2		休		2・3	隔年開講
LWS54700	自然保護法	ENL701-10j00		2		秋	桑原勇進	2・3	
LWS55300	まちづくり法と実務	ENL709-10j00		2		秋	*日置雅晴	2・3	隔年開講
LWS55400	廃棄物・リサイクル法	ENL710-10j00		2		秋	北村喜宣	2・3	
LWS55500	環境法の現代的課題	ENL711-10j00		2		休		2・3	

登録番号	授業科目名	ナンバーリング	単位	開講期	担当者	履修年次	備考
その他							
LWS60600	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS	PIL706-10e00		1 秋	コーディネータ 森下哲朗 *VICKI L. Beyer *GILMORE David Andrew *細川兼嗣	1~3	☆ 秋学期前半 輪講 注3 注5
LWS61500	特殊講義（警察活動と法実務）	LAW701-10j00		1 秋	*金山泰介	2・3	秋学期前半 注3
研究・論文							
LWS60701	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 秋	巻美矢紀	3	
LWS60704	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 秋	佐藤結美	3	
LWS60705	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 秋	原強	3	
LWS60706	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 休		3	
LWS60710	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 秋	土田亮	3	
LWS60711	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2 秋	小山泰史	3	

☆：この授業は英語で行う。

(他)：他専攻開講科目

注1. この科目は履修中止できない。

注2. この科目は法科大学院の授業日程と異なる場合があるので、事前に法科大学院事務室に確認すること。

注3. 履修中止期間注意（申請期間：P. 18 参照）。

注4. 科目名の変更にともなう重複履修不可の科目があるため、P. 39～を参照すること。

注5. この科目は法学部「法曹コース」との共同開講科目となる。

注6. この科目は法曹コース等の学生のみが履修できる。

注7. この科目は2年次または3年次に履修することができる。ただし総合科目の前提科目につき注意すること（P. 38～）。

## 8. 時間割表

[2022春学期]

2022年度 上智大学法科大学院時間割

曜日 時間 科目	授業科目	月	授業科目	火	授業科目	水	授業科目	木	授業科目	金	授業科目	土
1 (9:00~10:40)	* 刑法基礎 商法A	1 伊藤歩 203 *	憲法基礎 商法A	1 早川 210	民法基礎IV(後半) 民法B	1 永下 203	民事新訴法A	2 小山 210	憲法基礎	1 原 210 *	授業科目	203
2 (10:55~12:35)	* 係属処理法 スポーツ・エンタ トイメント法(前半)	2 森下 210 佐藤 *他	行政法基礎	1-2 大橋 210	西洋法制史 環境法と業務	1~3 越智 203	環境法政策 国際私法	2-3 松本 204	北村 210	法學実務基礎A 【授業日】 1/4/16 (1限)2限 2/5/21(1限)2限 3/6/11(1限)2限 4/7/22(2限)	授業科目	204
3 (13:30~15:10)	刑法	2 佐藤 210 *	民法基礎 I 民法A	1 溝瀬 伊藤栄 2	刑法基礎 訴訟実務基礎(民事)	210 *	民法基礎 I 2 松井 210	溝瀬 210 *	岩下 210	憲法 民事法(総合)	2	上田 210 田頭 203 刈木 永下 土田
4 (15:25~17:05)	環境刑法(前半) ※2	2-3 津田 203	訴訟実務基礎(刑事) 【由り生用】	3 朝山 岩崎 田澤	会社法と業務	3 遠藤 204	環境訴訟	2-3 越智 203	岩崎 田澤	法曹倫理	2	朝山 210
5 (17:20~19:00)	知的財産権法 I	2-3 鈴田 205	法律実務演習 I (隔週)	3 森下 203	法律文書作成の基礎 (隔週) ※1	1-2 寺澤 藤山	寺澤 203	寺澤 203	藤山	法曹倫理	2	朝山 210
6 (19:10~20:40)					租税法 I	2-3 B	租税法 I	2-3 南 204	環境法基礎 倒産処理法 国際法基礎	1-3 筑紫 203 田頭 204 江藤 205		
										ビジネス法基礎 企業取引法	1-3 伊藤雄 3 210	

注：\*は週2回授業

注：(前半)は学期初期半開講、(後半)は学期終後半開講。授業日程を確認すること。

注：各科目の登録コードは履修登録の用語欄に記入して確認すること。  
注：この表には集中講義以外の、曜日・前後の決まった科目しか掲載されていない。  
注5：教室は変更になることがあります。

※1. 4/6, 4/13, 4/27, 5/11, 5/25, 6/8, 6/22, 7/13  
※2. 4/11, 4/18, 5/9, 5/16, 5/30, 6/6, 6/20

【2022秋学期】

2022年度 上智大学法科大学院時間割

曜日 時間 科目	月	授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目						
		学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室	学年	担当者 教室					
1 (8:40~10:40)				商法B(前半)	2	早川 日置	204	民法基礎演習(後半)	1	永下 筑紫	210	企業地図法	2-3	建築	203	国際環境法(後半)	2-3	堀口 富永				
2 (10:55~12:35)		民事訴訟法B(前半)	2	安西 太田	210 * 民法基礎II	1	永下 田澤 川瀬	203 205	民法基礎III	1	羽生 2-3 2-3 1~3	203	* 民法基礎II 民法C	1 2	小山 203	205 204	金剛法・リザーブル法 蔵葉物・リザーブル法 国際家賃法(後半)	2-3 2-3 2-3	森下地 北村 出口			
3 (13:30~15:10)		民事訴訟法演習(後半) 国際取引法	1~3	安西 小川	210 204	民事訴訟法演習(後半) 国際経済法	2	労働法I(前半) 労働法II(後半)	2-3	田澤 川瀬	203 205	労働法I(前半) 労働法II(後半)	2-3 2-3 2-3	富永 富永 加賀見	204 210 210	労働法演習(後半)	1 2	民事執行・保全法 憲法演習(後半)	2-3 2-3	萩澤 上田		
4 (15:25~17:05)		特殊講義(警察活動と法実務)(前半) 刑法演習(隔週) 経済法II	1	田頭 佐藤 橋	210 205 204	訴訟実務基礎(刑事) 【新リ生用】	2	朝山 田澤	210	朝山 2-3 2-3	204	行政法	1 2	朝山 德本	203 210	労働法I(前半) 労働法II(後半)	2-3 2-3	富永 富永	204 204	民事訴訟法基礎II(後半)	1 2	朝山 朝山
5 (17:20~19:00)		自然保護法 知的財産権法II	2-3	桑原 久田	203 205	法律実務演習II A (隔週)	2	森下 宍戸 土田 田仲 大見 原田	203	204	相続法II	2-3	法哲学	204	国際人權法(前半) 経済法 I	1~3 2-3	岩崎 江瀬 楠	205 204	民事訴訟法基礎I(前半)	1 2	岩崎 朝山 岩崎 田瀬	
6 (19:10~20:50)			2-3	桑原 久田	204 205	法律実務演習II B	2	森下 宍戸 土田 田仲 大見 原田	203	204	相続裁判(民事) (隔週 5・6時限連続)	1~3	法哲学 民法実務理論と実務	204	Law & Practice(前半) ビジネス実務演習 民事訴訟法演習	1~3 1~3 1~3	岩崎 松井	203 204	民事訴訟法(民法) (隔週 5・6時限連続)	3	岩崎 朝山 岩崎 田瀬	

注：\*は週2回授業  
注：(前半)は学期前半開講、(後半)は学期末半開講、授業日程を確認すること  
注：各科の登録コードは授修要綱の開講科目担当者で確認すること。  
注：この表に記載中の講義以外の、選・専・専の決つづ科目が掲載されていない。  
注：教室は変更になることがあります。

## IV. 学生生活関連について

# 1. 法科大学院関連施設について

※感染症対策のため一部利用制限しております

## 2号館 2F 施設

法科大学院の施設は2号館に集中しています。

- \* 2号館（法科大学院施設のある建物）は7時以前に入館することはできません。
- \* 22時以降は南側入り口は施錠され、1F東側入り口（サブエントランス）しか出入りができません。
- \* 夜間時間帯等、2号館への入館にあたり学生証の提示による本人確認を行う場合がありますので、学生証を常に携帯してください。

<教室>

- ・模擬法廷室（2-203）  
模擬法廷として使用するほか、模擬法廷の設備を収納して大教室として利用したり、間仕切りをして203と203aという二つの教室として利用することもできます。
- ・演習室（2-210）  
必修科目等で利用する階段教室です。
- ・演習室（2-204, 2-205）  
比較的少人数のクラスや演習等で利用する教室です。

<法科大学院図書室>

- ・法科大学院図書室（2-211）  
利用時間・ルールに関しては入学時に配布する、法科大学院図書室利用案内を参照下さい。

<学生生活施設>

- ・法科大学院自習室（2-201）  
開室日：年末年始（12月31日から1月3日）、入試時間、2号館を閉館する日、大学が入構制限を実施する日  
開室時間：7時から23時

### ① 入室

法科大学院自習室は、セキュリティ確保のため、入口で入室用カードを機械に通さないと入室できません。入退室の状況は防災センターで管理しています。入室用カードを入学時に各法科大学院生に1枚交付するので、各自責任をもって管理し、自習室への入室時に利用してください。なお、以下の点に注意してください。

- \* 入室用カードの他人への貸与は厳禁です。
- \* 紛失時には直ちに法科大学院事務室に届け出ること。無効とした上、新しいカードを再発行します。
- \* 入室用カードを忘れた場合には、法科大学院事務室（平日10時から16時）において、学生証と引き換えに臨時カードを借りてください。臨時カードは、法科大学院事務室から借りた場合には遅くとも翌日の正午まで（翌日が休日の場合には次の平日）に返却しなくてはなりません。

### ② 座席

自習室の座席は144席あり、指定制です。このうち、24席には薄型のパソコンを設置しています。

- \* 指定制ですので、変更の際は必ず事務室まで連絡してください。
- \* 机の蛍光灯が切れていることに気付いた場合には、パワーステーション（内線3120）に連絡して交換を依頼してください。

### ③ 個人ロッカー

各人1個のロッカーが割り当てられます（場所は法科大学院で指定します）。ロッカーの鍵は各自が責任をもって管理してください。防災上、ロッカーの上に荷物を置くことは厳禁です。ロッカーの鍵を紛失した場合には、直ちに法科大学院事務室に届け出してください。所定の手数料を徴収のうえ再発行します。

- \* 貴重品等の管理  
学内での盗難や紛失については、ロッカー内に格納していた場合を含め、大学は責任を負いません。貴重品については各人が責任をもって管理してください。大学内での落し物は管財グループ（2号館1F）に届けられます。

#### ④ 自習室備え付け図書

学習の便宜のために自習室内に一定の図書を備え付けています。これらの図書については、法科大学院生の自治により管理してください。図書の紛失等がある場合には運用を中止する場合があります。

#### ⑤ 自習室のパソコン及びプリンタの利用について

##### 【利用時間について】

自習室のパソコンは自動的に23時にシャットダウンします。データの保存に注意してください。

##### 【持ち込み端末について】

自習室の各机には有線ネットワーク用のLANコンセントがあります。自習室・ラウンジでは法科大学院無線LANの接続が可能です。設定マニュアルは自習室に置いてあります。利用の際には入学時にお渡しした総合メディアセンターのアカウントが必要となります。各自の持ち込み端末から自習室のプリンタへの出力も利用可能です。設定は各自で行ってください。

##### 【印刷ポイントについて】

プリンタが設置してある部屋では印刷する事が出来ますが、印刷はポイント制になっています。法科大学院生は各学期3000ポイントまでは無料で印刷ができます。モノクロプリンタでの印刷の場合、用紙1枚あたり1ポイントがカウントされます。カラー印刷は3Fコンピュータルームで可能ですが、用紙1枚あたり8ポイントがカウントされます。

##### 【プリンタ利用上の注意】

プリンタへの用紙の補充は各自で行ってください。自習室のキャビネットにおいてあるコピー用紙等は自習室のプリンタに利用するためのものです。他の目的に利用しないでください。

##### 【わからないことがあったら】

情報システム室WEBページ利用ガイド <https://ccweb.cc.sophia.ac.jp> を参照してください。

それでも解決しない場合は、事務・施設関係一覧の問い合わせ窓口をご利用ください。

なおE-mailによる通常の問い合わせ・質問は [ict-support@sophia.ac.jp](mailto:ict-support@sophia.ac.jp) にて受け付けています。

#### ・ ラウンジ (2-209)

グループ学習や休憩に使用してください。ラウンジは2号館ホールに接していますので、大きな声で話さないようにしてください。また、通路に面していますので、ソファーに寝る、足を投げ出す等、見苦しい格好で利用することのないようにしてください。

#### ・ グループ学習室 (2-201d)

18名程度まで利用できます。利用に際しては、法科大学院自習室のホワイト・ボードの横にあるグループ学習室利用予約表に記載して利用してください。特定のグループが占有したりしないよう、譲り合って利用してください。また、学習以外の目的でグループ学習室を占拠することのないようにしてください。

\* グループ学習室がふさがっている場合、大学・法科大学院の教育研究、行事等と重ならない範囲で、2Fの教室をグループ学習のために利用することができます。利用を希望する場合には、法科大学院事務室に備え付けの利用表に記載してください。なお、利用表に記載した場合であっても、後から、大学・法科大学院の教育研究、行事等により、利用が認められなくなる場合があります。

#### ・ コピー室 (2-206)

2号館にはコピー室にコピー機が2台設置されているほか、法科大学院図書室内に1台および法科大学院自習室に1台コピー機が設置されています。コピーはコピーカードおよびコインで使用できます。コピーが故障した場合には、法科大学院図書室の利用相談デスク、または、オーエーリックス（内線3083または内線3010：L号館5F）に連絡してください。

\* コピーカードは中央図書館1F、中央図書館5F複写室、2号館2F、2号館4F、ホフマン・ホール3Fで販売しています。中央図書館5Fの複写室ではファックス（送信のみ）と簡易製本、カラーコピー、USBメモリへのデータ保存およびプリントアウトができます。

・ 学生生活施設の利用に関し、自治会の定める規程・ルールや、法科大学院の指示に従わない場合には、施設の利用を許可しなかったり、学則上の処分の対象となる場合があります。

## IDストラップの着用

2号館2Fは一部を除き法科大学院の専用フロアですが、法科大学院生以外でも出入りは可能な状況です。法科大学院生は、入学時に配布するIDケース付ストラップ（紫色）のケースに、法科大学院自習室入室用カードを入れて、常時着用してください。なお、自習室入室用カードは磁気の強いものと一緒にしないで下さい。ストラップ、入室カードを紛失した場合には、直ちに法科大学院事務室に届け出てください。他者の利用を防ぐため、即時無効にし、再発行します。

## 2. 法科大学院修了者の司法試験研修生制度について

法科大学院を修了してから司法試験受験までの間、法科大学院では四谷キャンパスに専用の学習スペースを利用可能とする法科大学院研修制度（有料）を設けています。

### 内 容

#### ① 研修生証（IDカード）の交付

#### ② 研修生用自習室の利用

・自習室の利用時間：（四谷研修室）7:00～23:00

・開室日：年末年始12月31日～1月3日および、大学が定める数日を除くすべての日

・個人用ロッカーの貸与

四谷キャンパス中央図書館（貸出は、別途館友会員の申請が必要）および法科大学院図書室（但し、貸出し及び勉強スペースの長時間の占有は不可）、法科大学院ラウンジの利用

注：講義の聴講は不可

通学定期券の購入不可

スペースが限られているので、多量の荷物の持込みはしないこと

### 募 集

#### ① 3月募集 2ヶ月間コース（受験まで） 4月1日から5月31日

6ヶ月間コース（発表まで） 4月1日から9月30日

#### ② 5月募集 4ヶ月間コース（発表まで） 6月1日から9月30日

#### ③ 9月募集 6ヶ月間コース 10月1日から翌年3月31日

### 費 用

登録料：免除

研修費：1ヶ月当たり7,000円（税抜）。ただし、直近の司法試験において短答試験を合格した者は、減免制度有り。

2ヶ月間14,000円、4ヶ月間28,000円、6ヶ月間42,000円（税抜）

研修期間前の所定の期日までに、一括納入すること。

### 募集条件

原則として、法科大学院修了から最長14か月間（更新を希望する場合には、審査（面談等）を経て改めて可否を決定する）

#### ① 成績要件について以下の通り満たしている。

・原則として修了時の累積GPAが2.0以上

#### ② 司法試験合格に向けしっかりとしたビジョンをもっていること

#### ③ 四谷研修室の利用に際して、校内、自習室での学習環境を悪化させる恐れのないこと。

#### ④ 四谷研修室の利用に際して、他学部・他研究科の入試の執行など、大学構内の業務執行を阻害しないこと。

#### ⑤ 在学中に、自習室の利用にあたって他の利用者の利用を阻害するなど、学習環境を悪化させる行為のなかったこと。

### 申込要領

募集の詳細は、別途TKC等の掲示でお知らせします。

#### ① 研修を希望する者は、仮申込を行います。

#### ② 受入れの可否は、面接の上、法科大学院長が決定します。

#### ③ 申込を許可された者は、研修費を学事センター証紙販売機で購入し、法科大学院事務室備付けの申込書に写真一枚（縦3×横3cm）を添えて、指定の期日までに法科大学院事務室に提出します。研修費納入後、法科大学院事務室で研修生証を発行し、ロッカーキーを配付します。

#### ④ 希望者が多数の場合には、前記の応募要件を考慮の上、法科大学院長が受入れる者を選考します。

### 3. 学生活について

#### 学費の納入について

##### 1. 納入方法

学費は、1年分を全額まとめて納入する方法（一括完納）と、2回に分けて納入する方法（分納）を選択できます。本学から学費納入の案内とともに送付する振込依頼書を使用して、銀行振込により納入してください。振込依頼書は、学生本人に送付します。送付先を変更したい場合は、学事センターでお手続きして下さい。金融機関で発行する領収書は、本学の領収書に代るものなので、大切に保管してください。

##### 2. 学費請求の送付日と納入期限

学費請求の送付日および納入期限はホームページで確認して下さい。学費未納者は学則により退学となるので、必ず納入期限を厳守してください（大学院学則第29条）。

#### 奨学金制度

奨学金制度は、一定の金額を給付または貸与することによって、学業に専念できる条件を整えることを目的としています。上智大学で取り扱う主な奨学金は下記のとおりです。

なお、奨学金制度について説明した「奨学金案内」冊子を学生センターで配付しています。

##### ■上智大学学内奨学金

本学が独自に設ける奨学金制度を「学内奨学金」と呼び、大学院生を対象としたものは主に下記のとおりです。原則すべて、返還不要の給付型となります。なお一部の種類を除き、日本学生支援機構、または地方公共・民間団体などの学外奨学金との併給が可能です。

###### ①上智大学大学院新入生奨学金

上智大学大学院への入学を第一志望としながらも、経済的理由により入学が困難で、かつ本学に入学する以前の学校の成績が優秀な方を対象に、入学初年度授業料の全額、半額、3分の1相当額を減免する奨学金です（入学初年度1年間のみ）。出願書類をもとに、学業成績と経済状況等を総合的に判断して採用額を決定します。

###### ②上智大学修学奨励奨学金

学業への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難と認められる学生に、授業料の一部または全額が給付される返還不要の奨学金です。各年度で募集を行いますが、採用期間は1年間のみのため、希望する場合は毎年出願することが必要です。

###### ③上智大学篤志家奨学金

国内外の篤志家から提供され、それぞれの篤志家の意向に適合すると認められる学生に給付される奨学金で、それぞれ募集対象や採用人数、給付額が異なります。下記「フランシスコ・スアレス奨学金」の他は「奨学金案内」参照。

###### ・フランシスコ・スアレス奨学金

大学の成績及び入学試験の成績が優秀で、かつ、将来において国内外の様々な社会的要請に貢献できる優秀な法曹に至る見込みのある、法学研究科法曹養成専攻の入学試験合格者を対象に授業料全額相当額、授業料半額相当額のいずれかを給付します。研究科の推薦により採用が決定します。

###### ④その他の奨学金

###### ・上智大学法科大学院法曹コース特別奨学金

本学法曹コースに在籍し、法学部から法学研究科法曹養成専攻への進学を許可された者のうち、極めて優秀かつ在中の司法試験合格を目指す者を対象に授業料相当額を給付します。給付期間は修業年限内です（ただし、継続審査あり）。研究科の推薦により採用が決定します。

###### ・上智大学法科大学院在学生特別奨学金

学業の成績等が優秀で、将来国内外の様々な社会的要請に貢献できる優秀な法曹に至る見込みのある法科大学院の在学生に対し、当年度の授業料全額または半額相当額を支給する奨学金です。研究科委員長の推薦により採用者が決定し、前年度の3月に通知されます。

###### ・利子補給奨学金

上智大学が提携する金融機関のローン利息分を給付する奨学金です。

##### ⑤大規模災害被災学生への経済支援特別措置

大規模災害被災学生を対象に特別措置を行っています。該当の学生は学生センターまでご相談ください。

#### ■日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、採用された月から修了までの毎月貸与され、本学では約 150 人の大学院生が奨学生となっています。

この奨学金は、修了（退学）後返還しなければなりません。

種類	募集時期	貸与額
第一種 (無利子)	4月	博士前期（修士）課程 法科大学院 博士後期課程
		50,000／88,000 円から選択 80,000／122,000 円から選択
第二種 (有利子)	4月	50,000／80,000／100,000／130,000／150,000 円から選択、 法科大学院のみ 190,000／220,000 円からも選択可

#### ■学外奨学金（地方公共・民間団体）

上記以外の奨学金として、地方公共団体（県・市）、民間団体・企業が事業主体となっている奨学金があり、それぞれ出願資格・出願方法等が異なります。

##### 【奨学金の出願手順】

奨学金の出願から採用までの流れは、奨学金の種類によって異なりますが、およそ以下のとおりです。出願の際は、学生センターで確認してください。

なお、各種奨学金の募集やガイダンス等は、すべて Loyola 内学生センター掲示板を通して随時告知しますので、必ず掲示板で確認してください。また、詳細や不明な点がありましたら学生センター経済支援担当窓口へご相談ください。

募集の掲示を見る

奨学金の募集・連絡は Loyola 掲示板を通じて行われます。



書類を提出する

奨学金の種類によって提出する書類は異なりますが次の提出書類は共通です。（願書・成績証明書・所得に関する証明書・誓約書等）

願書は Loyola 掲示板からダウンロードしてください。



面接を受ける

奨学金によって、面接選考がある場合があります。面接の日程は Loyola 掲示板でお知らせします。



※日本学生支援機構奨学金の定期採用及び修学奨励奨学金は、原則として面接を行いません。

大学の推薦・採否通知を受ける

推薦・採否の結果を通知します。奨学金は、本人の銀行口座に振り込まれる場合と、学費からあらかじめ減額される場合があります。

#### 学生金庫

学生金庫は本学学生の一時的な緊急出費を援助するための貸付金制度です。最高 10,000 円の貸付を 1 ヶ月を期限に無利子で受けられます。取扱い窓口は学生センターで、本人・連帯保証人（本学学生）とも学生証・印鑑を持参してください。  
※ただし、2・3 月は新規貸付を行いません。

## 健康・保険

### ■ ウェルネスセンター（健康支援）

ホフマン・ホールにあります。内科医・精神科医・看護師による健康相談や、専門医療機関への紹介、応急処置などを行っています。

### ■ 学生教育研究災害傷害保険／法科大学院生教育研究賠償責任保険

#### ① 学生教育研究災害傷害保険

学生教育研究災害傷害保険とは、国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合の補償救済措置として適用されるもので、本学学生は入学時に全員加入することになっています。詳しくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご参照ください。

#### ② 法科大学院生教育研究賠償責任保険

法科大学院の場合は、上記の保険に加え、法科大学院生教育研究賠償責任保険も全員加入することになっています。この賠償責任保険は、学生が正課中、大学行事中、臨床法学実習中に事故を起こしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。詳しくは「法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称「法科賠」）加入者のしおり」をご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

学生センター厚生担当（メールアドレス：[kousei-co@sophia.ac.jp](mailto:kousei-co@sophia.ac.jp)）

## 学生寮

キャンパス外に学生寮があります。詳細は、本学公式Webサイトをご覧ください。

## アパート・マンションの紹介

アパート・マンションの紹介を希望される方は、下記の業務委託会社7社に直接連絡をしてください。物件情報の検索や資料請求のお問合せは、各社のWebサイトでも行えます。

また、各社の店舗でも物件の受付、紹介、相談を随時行っております。来店の際は、事前に営業日程・時間をご確認の上、「合格通知書」の写しをご持参ください。

なお、業務委託会社7社については、株式会社ソフィアキャンパスサポートのWebサイトでも公開しておりますので、ご覧ください。（URL：<https://www.sophia-cs.co.jp/Home-information/202008.html>）

### ◇お問い合わせ先【業務委託会社 7社】

#### (1) 株式会社共立メンテナンス 学生寮事務局

フリーダイヤル 0120-88-1030 TEL：03-5295-7791 FAX：03-5295-5906  
〒101-8621 東京都千代田区外神田 2-18-8  
URL：<https://dormy-ac.com/>

#### (2) 株式会社学生情報センター 東京TIC ひとり暮らし相談窓口

フリーダイヤル 0120-749-816 TEL：03-5466-1207 FAX：03-5466-1201  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-52-2 青山オーバルビル 10 階  
URL：<https://749.jp/>

#### (3) 株式会社毎日コムネット 学生マンション総合案内センター 東京駅前センター

「上智大学アパート・マンション相談係」  
フリーダイヤル 0120-423-214 TEL：03-5204-8501 FAX：03-5204-8503  
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1 丁目 3-22 八重洲龍名館ビル 4 階  
URL：<https://www.gakuman-tokyo.com/>

#### (4) 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク UniLife 新宿店

フリーダイヤル 0120-964-142 TEL：03-3344-3222 FAX：03-3344-3666  
〒163-1516 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 16 階  
URL：<https://unilife.co.jp/>

(5)伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社  
フリーダイヤル 0120-936-799 TEL : 03-3662-5805 FAX : 0120-981-859  
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-7-1 4 階  
URL : <https://www.itochu-gakuseikaikan.com/>

(6)株式会社フジランド 東京女子学生会館  
フリーダイヤル 0120-270-310 TEL : 03-6382-4561 FAX : 03-3381-0158  
〒166-0012 東京都杉並区和田 1 丁目 9 番 19 号  
URL : <https://joshikaikan.jp>

(7)実教出版株式会社 市ヶ谷女子学生ハイツ事務局  
TEL : 03-3234-1881 FAX : 03-3234-5529  
〒102-0076 東京都千代田区五番町 5-18  
URL : <https://www.ichigaya-jgh.jp>

## アルバイトの紹介

以下の職種に限って、学生センターで紹介しています。

- ①官公庁からの求人
- ②本学を勤務先とする仕事

なお、他に(株)学生情報センターが運営する「上智大学学生アルバイト紹介システム」でアルバイト情報（家庭教師含む）を閲覧できます。 <https://www.aines.net/sophia>

## 厚生施設の利用

以下の厚生施設の利用については、ソフィアキャンパスサポート（13号館7F、内線4231）まで問い合わせてください。

- 1) 秦野セミナーハウス  
秦野キャンパス内にある教育研修施設で、教員の引率が必要です。
- 2) 八ヶ岳ヒュッテ  
北八ヶ岳の山中にある自炊の山小屋です。
- 3) 宝台樹ヒュッテ  
群馬県宝台樹山の一角にある自炊の山小屋です。

## 各種相談

### ■カウンセリングサービス

学生生活の中で出会うさまざまな問題を、専門のカウンセラーと相談できるところです。場所は10号館3Fです。相談希望の方は電話か窓口で予約してください。

### ■キャリアセンター

進路・就職に関する各種ガイダンスの開催、個別相談、求人情報の提供等を行っています。  
ガイダンス・求人・インターンシップ等の各種情報や、個別相談の申し込みは、WEB上のWEBキャリアセンターに掲出しています。

[Loyola > 就職・キャリア支援 > web キャリアセンターはこちらから](#)

OB・OG情報は、2号館1階のキャリアセンター内のLoyola専用端末や紙ファイルで閲覧できます。センター内には就職活動のために利用できる、WEB面接ボックス（テレキューブ）を3台設置しています（詳細・申し込みはWEBキャリアセンターを参照）

また、進路決定後（就職活動継続、資格試験準備を含む）は、速やかにWEBキャリアセンターから届け出てください。  
[Loyola > 就職・キャリア支援 > web キャリアセンターはこちらから > 決定進路登録 > キャリアセンターシステム > 進路決定届](#)

### ■法科大学院の就職支援体制

法科大学院生・修了生の進路を取り巻く環境の変化に対応するために、キャリアセンターと連携し、法科大学院主催においても各種就職セミナーを開催しています（法律事務所、企業法務への就職活動等）。TKC 法科大学院教育支援システム上で随時お知らせしていますのでご参照下さい。また、法科大学院事務室窓口にて、求人票の閲覧が可能です。OB/OG データの閲覧はご相談下さい。進路決定後（就職せず含む）は法科大学院事務室に届け出てください。

### ■チューター制度

上智大学法科大学院を修了した弁護士が、様々な相談に応じたり、学習の支援を行うチューター制度があります。

上智法曹会による学習支援等について、TKC 法科大学院教育支援システムの「お知らせ一覧」等で随時お知らせしていますのでご参照下さい。



## V. 付録

# 1. 上智大学学則（抄）

(令和4年4月1日改正施行)

上智大学学則全文は、公式ホームページに公開しています。

## 第1章 設立目的及び使命

**第1条** 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

**第2条** 本学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づき、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

**第3条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。

2 教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。

3 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

4 前3項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

5 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためには、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

6 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

## 第2章 大学の組織

**第4条** 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部 神学科

文 学 部 哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科

総合人間科学部 教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科

法 学 部 法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科

経 済 学 部 経済学科、経営学科

外 国 語 学 部 英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、イスパニア語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科

総合グローバル学部 総合グローバル学科

国際教養学部 国際教養学科

理 工 学 部 物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 全学共通教育の企画・編成・運営のために、基盤教育センターを置く。基盤教育センターに関する事項については別に定める。

4 各学部に共通する言語教育を行うために、言語教育研究センターを置く。言語教育研究センターに関する事項については別に定める。

5 本学の教育のグローバル化を促進するため、グローバル教育センターを置く。グローバル教育センターに関する事項については、別に定める。

6 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

**第5条** 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

**第6条** 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

## 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

**第13条** 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

**第14条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第15条** 学期（セメスター）は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

**2** 前項に定める各学期（セメスター）を二つの期間（以下「クオーター」という。）に分け、春学期のクオーターを第1クオーター及び第2クオーターとし、並びに秋学期のクオーターを第3クオーター及び第4クオーターとする。

**3** 前項のクオーターの始期及び終期については、第1項に定めるものを除き、学長が定める。

**第17条** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日（1月1日）

(5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）

(6) 春期休業

(7) 夏期休業

(8) 冬期休業

**2** 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

**3** 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

## 第7章 授業科目及び単位

**第19条** 授業科目の種類は、全学共通科目、語学科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

**2** 授業科目の編成は、別に定める。

**3** 前項で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

**第19条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

**2** 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

**3** 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

**4** 第1項の授業（第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。

**第20条** 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

**2** 授業科目の単位は、別に定めるところによる。

**第22条** 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

**2** 前項の規定にかかるわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与するが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

**3** 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長がこれを決定する。

## 第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

**第23条** 入学時期は、学期の初めとする。

**2** 入学できる学期については、学部又は学科毎に個別に定める。

**第24条** 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 入学の許可は、学長がこれを決定する。

**第25条** 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

- (1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IB ディプロマ及び成績評価証明書
- (2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

**第26条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第27条** 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書
- (2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」
- (3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書
- (4) その他必要書類

**第28条** 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。ただし、日本国籍を有さない者については、国外に居住する者でも許可する。

**第29条** 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

**第30条** 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

**第31条** 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

**第32条** 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1 クオーターを単位とし、連続 2 年、通算 4 年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

**第33条** 本学との間に協定がある国外大学か、又は学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、学長はこれを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60 単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

**第38条** 本学に在学する期間は、休学期間を除き 8 年を超えることができない。

2 前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、8年3ヶ月を超えることができない。

(1) 第15条に定める学期（セメスター）末の時点において、在学年数が7年9ヶ月である者

(2) 第13条及び第57条に定める卒業に必要な要件を満たしていない者

**第38条の2** 第13条の修業年限、第32条の休学期間及び前条の在学期間を算定するにあたっては、第15条第2項に定めるクオーターは、3ヶ月と計算する。

**第39条** 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

**第40条** 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、学長が退学を決定する。

## 第9章 履修及び登録

**第41条** 全学共通科目については、8単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

2 削除

3 第1項にかかわらず、文学部英文学科及び外国語学部英語学科にあっては8単位、国際教養学部にあっては4単位を必修とし、いずれも合計22単位を修得しなければならない。

4 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目的単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を12単位とする。

5 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を4単位とする。

**第41条の2** 語学科目は、外国語（英語）4単位を必修とする。ただし、文学部英文学科、外国語学部英語学科及び国際教養学部にあっては、外国語8単位を必修とする。

2 語学科目は、必修単位を除き、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を8単位とする。

3 語学科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目的単位に充当することができる。

4 削除

**第41条の3** 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目的範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目的履修を認めることがある。この場合において、当該科目的修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

**第42条** 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目的単位で代えることができる。

**第45条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり、別に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2(略)の定めるところによる。

**第46条** 教職に関する科目的単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

**第47条** 学芸員の資格を得ようとする者は、別に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目的単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

**第49条** 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

**第50条** 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

## 第10章 試験及び卒業

**第52条** 定期試験は大学が定める期間に行う。

**第54条** 病気その他やむをえない事情で定期試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

**第55条** 授業科目の成績評価は、上位よりA(100~90点), B(89~80点), C(79~70点), D(69~60点), F(59点以下), P, X, Iの評語をもって表示し、A, B, C, D, Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。

3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0, Bにつき3.0, Cにつき2.0, Dにつき1.0, Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目(W, N, P, X, Iとして表示された科目を除く)の総単位数で除して算出する。

**第57条** 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月20日とする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。(略)

**第57条の2** 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業(以下、「早期卒業」という)を希望する場合は、学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

**第58条** 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野(略)の名称を付記する。

## 第11章 賞罰

**第59条** 人物及び学術優秀な学生は、選考によって学長が授賞する。

**第60条** 本学学生としてその本分に反した行為があつたと認められたときは、その輕重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 前項の処分は、学長が行う。

**第61条** 次の各号のいずれかに該当する者は、学長の決定により退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

## 第12章 納付金及び授業料等

**第62条** 第27条に定める入学に必要な納付金は、別に定める。

**第63条** 学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。

**第64条** 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

**第65条** 休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。

**第66条** 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

## 第13章 奨学

**第67条** 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

**第68条** 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させことがある。

## 第14章 交換留学生、交流学生、科目等履修生及び聴講生

- 第69条** 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。
- 第70条** 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、交流学生の受入を許可することができる。
- 第71条** 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。
- 2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。
- 第72条** 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講に関する事項は、別に定める。

## 第16章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

- 第77条** 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。
- 第78条** 本学は、学生及び教職員の健康を管理するためウェルネスセンターを置く。
- 2 ウェルネスセンターに関する事項は、別に定める。
- 第79条** 学生は、学年ごとにウェルネスセンターにおいて健康診断を受けなければならない。
- 第80条** 学生は、傷病の際、ウェルネスセンターを利用することができる。

## 第17章 学生寮

- 第81条** 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第18章 公開講座及び各種講習会等

- 第82条** 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。
- 2 前項に関する事項は、別に定める。

## 第19章 助産学専攻科

(設置)

- 第83条** 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

(目的・資格)

- 第84条** 専攻科は、本学教育理念のもと、4年制大学における看護基礎教育の上に、助産に関する最新の知識と技術を教授、研究し、もって母子保健の発展向上に寄与することのできる助産師を育成することを目的とする。
- 2 専攻科において取得できる資格は次のとおりとする。

助産師国家試験受験資格

(学生定員)

- 第85条** 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 10名

収容定員 10名

(専攻科主任)

- 第86条** 専攻科に専攻科主任を置く。

(修業年限)

- 第87条** 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

- 第88条** 専攻科学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

- 第89条** 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有するまたは看護師国家試験受験資格を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）

（入学の出願）

**第 90 条** 入学を志願する者は、指定の期日までに入学検定料を納付し、本学所定の書類を提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

（入学手続き及び入学許可）

**第 91 条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学に必要な所定の納付金を納めなければならない。

（教育課程及び履修方法）

**第 92 条** 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

（休学期間）

**第 93 条** 専攻科の休学期間は、1 年を超えることはできない。

2 休学期間は、第 88 条の在学年限に算入しない。

（修了）

**第 94 条** 本学の専攻科に 1 年以上在学し、別に定めるところにより 35 単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に、修了証書を授与する。

3 修了の期日は、毎年 3 月 31 日とする。

（専攻科の入学金、授業料その他の費用）

**第 95 条** 第 91 条に定める入学に必要な納付金については、別に定める。

（規定の準用）

**第 96 条** 専攻科に関し本章に定めるもののほか次の規定を準用する。

14 条、15 条、17 条、20 条、22 条、第 23 条、第 28 条、第 32 条 1 項、3 項、4 項、第 39 条、第 50 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 11 章、63 条から 67 条、16 章、17 章。

## 第 20 章 雜則

**第 97 条** 本学則に掲げる諸条項を実施するに当たり、必要ある場合は、細則を別に定めることができる。

### 附 則

1 本学則は、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 41 条及び第 57 条第 3 項の適用については、なお従前の例による。

〔大学の目的の改正〕

〔教育研究活動の質保証及び第三者評価機関による評価に関する規定の追加〕

〔基盤教育センターの設置〕

〔全学共通カリキュラム変更に伴う条文改正〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔ウェルネスセンターの設置に伴う改正〕

〔助産学専攻科修了要件の改正〕

別表第 1、第 2(略)

## 2. 上智大学大学院学則

(令和4年4月1日改正施行)

### 第1章 総則

(設置)

**第1条** 上智大学学則第5条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(課程)

**第2条** 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

(標準修業年限)

**第3条** 博士課程の標準修業年限を5年、修士課程の標準修業年限を2年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)という。

3 前項の規定にかかわらず、職業を有していることにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、学長の決定により、その履修を博士前期課程では「長期履修学生」として3年まで認めることができる。

4 第3項の長期履修学生に関する事項は、別に定める。

5 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

6 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の標準修業年限は3年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

(在学期間の上限)

**第3条の2** 本大学院の在学期間は、休学期間を除き9年を限度とし、前期課程及び修士課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることができない。

2 前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、前期課程及び修士課程においては4年3ヶ月、後期課程においては5年3ヶ月を超えることができない。

(1) 第33条の2に定める学期(セメスター)末の時点において在学年数が、前期課程及び修士課程においては3年9ヶ月、後期課程においては4年9ヶ月である者。

(2) 第21条及び第21条の2に定める修了に必要な要件を満たしていない者。

3 専門職学位課程については、別に定める。

(クオーターの計算方法)

**第3条の3** 第3条の修業年限、第3条の2の在学期間及び第28条の休学期間を算定するにあたっては、クオーターは3ヶ月と計算する。

(課程の目的)

**第4条** 本大学院は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムを基盤とした能力を養うこととする。

2 博士課程は、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究活動の質保証)

**第4条の2** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。

2 教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。

3 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

4 前三項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

**第4条の3** 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

**2** ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(研究科及び専攻)

**第5条** 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	後期課程
文学研究科	哲学専攻	
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	文化交渉学専攻	
実践宗教学研究科	死生学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
言語科学研究科	言語学専攻	
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
	国際協力学専攻	修士課程
理工学研究科	理工学専攻	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	

ただし、哲学研究科哲学専攻については、第26条に定める入学者の募集を停止する。

**2** 前項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第4条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別表第1において個別に定める。

**3** 前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。

(収容定員)

**第6条** 各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻名	前期課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
神学研究科	神学専攻	20	40					40
	組織神学専攻			4	12			12
	計	20	40	4	12			52
哲学研究科	哲学専攻	—	—	—	—			—
文学研究科	哲学専攻	10	20	3	9			29
	史学専攻	10	20	3	9			29
	国文学専攻	10	20	3	9			29
	英米文学専攻	10	20	3	9			29
	ドイツ文学専攻	10	20	3	9			29
	フランス文学専攻	10	20	3	9			29
	新聞学専攻	10	20	3	9			29
	文化交渉学専攻							

研究科	専攻名	前期課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	文化交渉学専攻	16	32	3	9			41
	計	86	172	24	72			244
実践宗教学研究科	死生学専攻	10	20	3	9			29
総合人間科学研究科	教育学専攻	10	20	5	15			35
	心理学専攻	20	40	5	15			55
	社会学専攻	10	20	3	9			29
	社会福祉学専攻	10	20	3	9			29
	看護学専攻	9	18					18
	計	59	118	16	48			166
法学研究科	法律学専攻	20	40	4	12			52
	法曹養成専攻（法科大学院）					40	120	120
	計	20	40	4	12	40	120	172
経済学研究科	経済学専攻	15	30	2	6			36
	経営学専攻	15	30	2	6			36
	計	30	60	4	12			72
言語科学研究科	言語学専攻	33	66	5	15			81
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	15	30	6	18			48
	地域研究専攻	15	30	5	15			45
	グローバル社会専攻	30	60	3	9			69
	国際協力学専攻	10	20					20
	計	70	140	14	42			182
理工学研究科	理工学専攻	250	500	20	60			560
地球環境学研究科	地球環境学専攻	60	120	10	30			150
合	計	638	1,276	104	312	40	120	1,708

## 第2章 大学院委員会及び研究科委員会

(大学院委員会)

**第7条** 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 本学則に別段の定めがあるものを除き、大学院委員会の開催に必要な事項については、別に定める。

**第8条** (削除)

**第9条** (削除)

(大学院委員会の意見具申事項)

**第10条** 大学院委員会は、次に掲げる大学院全般にわたる事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学位の授与

(2) その他学長が必要なものとして定めるもの

(研究科委員会)

**第11条** 各研究科に研究科委員会を置き、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

2 研究科委員会の議長は、研究科委員長がこれにあたる。

3 (削除)

4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

(専攻)

**第12条** 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。

2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

**第13条** 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

### 第3章 教育方法等

(教育方法等)

**第14条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

2 研究科において教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

3 授業科目の編成は、別に定める。

4 研究指導に関する細目は、別に定める。

5 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第1項の授業（第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。

(単位の計算基準)

**第15条** 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

(指導教員)

**第16条** 各専攻は、所属する学生に対し、授業科目の履修に関する指導及び研究指導を行う専任教員1名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

2 指導教員は、当該専攻に所属する専任教員のうち、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める指導教員の資格を有する教員をもってこれを充てる。

(授業科目の履修)

**第17条** 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定)

**第18条** 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、46単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(委託又は共同による研究指導)

**第19条** 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、又は博士課程に限り当該他大学院又は研究所等と共同で、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1年を超えないものとする。

2 前条第1項及び第2項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第20条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則

(昭和29年文部省令第26号)にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第2に定めるところによる。

## 第4章 課程の修了要件

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第21条 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託による研究指導も含めることができる。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項にかかわらず、優れた業績を上げた者の在学期間については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第21条の2 本大学院における博士課程の修了は、次の各号の全てを満たすことを要件とする。

(1) 大学院に5年(修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における標準修業年限期間を含む。)以上在学すること。

(2) 30単位以上(修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。)を修得すること。

(3) 必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託又は共同による研究指導も含めることができる。

2 前項第1号にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年(修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項第1号にかかわらず、前条第3項により修士課程又は前期課程を修了した者については、大学院に、修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項第1号及び第2号にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者については、大学院に3年以上在学し、所属する研究科が指定する科目(以下「指定科目」という。)の単位を修得することを要件とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、指定科目の単位を修得した場合には、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、100単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(法学既修者)については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、64単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

(修了認定)

第21条の4 学長は、前三条に規定する要件を満たした者について、課程の修了を認定する。

第22条 学位論文の審査方法等については、別に定める。

第23条 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

## 第5章 学位

(学位の授与)

第24条 学長は、課程を修了した者に対し、課程に応じて博士、修士又は法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第25条 学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野
神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻		哲学
文学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	文化交渉学専攻	文学	文学
実践宗教学研究科	死生学専攻	文学	文学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学
	看護学専攻	看護学	
法学研究科	法律学専攻	法学	法学
	法曹養成専攻（法科大学院）	法務博士（専門職）	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学
	経営学専攻	経営学	経営学
言語科学研究科	言語学専攻	言語学	言語学
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論
	地域研究専攻	地域研究	地域研究
	グローバル社会専攻	比較日本研究	比較日本研究
		国際経営開発学	
		グローバル社会研究	グローバル社会研究
	国際協力学専攻	国際協力学	
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学
		工学	工学
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学

2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

## 第6章 入学、進学、編入学、休学、退学及び再入学

(入学資格)

- 第26条** 本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
  - (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (10) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2

2歳に達した者

- 2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。
- 3 前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

4 第1項及び第2項に規定する入学、進学及び編入学の許可は、学長がこれを決定する。

(選抜試験)

**第27条** 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

(休学、復学及び退学の願い出)

**第28条** 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、第33条の2条2項に定める1クオーターを単位とし博士課程通算5年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、2年を限度とする。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留年)

**第28条の2** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退学及び懲戒処分)

**第29条** 次の各号の一に該当する者は、学長の決定により退学させる。

- (1) 授業料その他、学費を納入しない者
- (2) 第3条の2に定める在学期間の上限を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は、各研究科において、別に定める。

**第29条の2** 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

3 前二項の処分は、学長が行う。

4 前三項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

(再入学)

**第30条** 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 再入学の願いが出た場合は、学長はこれを許可することができる。

(入学時期)

**第31条** 本大学院の入学時期は、学期（セメスター）の初めとする。

(在学期間)

**第32条 削除**

## 第7章 学年, 学期及び休業日

(学年, 学期及び休業日)

**第33条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第33条の2** 学期(セメスター)は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期(セメスター)を二つの期間(以下「クオーター」という。)に分け、春学期のクオーターを第1クオーター及び第2クオーターとし、並びに秋学期のクオーターを第3クオーター及び第4クオーターとする。

3 前項のクオーターの始期及び終期については、第1項に定めるものを除き、学長が定める。

**第33条の3** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日(1月1日)

(4) 聖ザビエルの祝日(12月3日)

(5) 春期休業

(6) 夏期休業

(7) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日(補講日及び集中講義期間を含む)とすることができる。

## 第8章 交換留学生, 委託聴講生, 聴講生及び研究生

(交換留学生)

**第34条** 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

(委託聴講生)

**第35条** 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、委託聴講生の受け入れを許可することができる。

(聴講生)

**第36条** 本大学院の特定の授業科目について聴講を願い出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

**第36条の2** 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

**第37条** 本大学院において特定事項の研究を願い出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

## 第9章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学手続)

**第38条** 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別に定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

(授業料等納付金)

**第39条** 本大学院在学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。

## 第10章 その他

(規定の準用)

**第40条** 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定（ただし、第19条の2第3項を除く）を準用する。

### 附 則

1 この学則は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第21条の3の適用については、なお従前の例による。

[上智大学大学院長期履修学生規程に定めることに伴う長期履修制度の対象となる専攻の削除]

[課程の目的の改正]

[教育研究活動の質保証に関する規定の追加]

[収容定員の変更]

[専門職学位課程の単位認定]

[専門職学位課程の修了要件]

[研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類の変更]

### 3. 上智大学学位規程（抄）

制定 昭和43年4月1日  
改正 令和3年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において、学長が授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

(博士)

**第3条** 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

(修士)

**第4条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(専門職学位)

**第4条の2** 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、博士課程を修了した者に授与する。

**第6条** 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

**第7条** 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与の要件)

**第7条の2** 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

(専門職学位の授与要件)

**第7条の3** 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

**第8条** 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

**第9条** 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

(申請方法及び申請書類)

**第10条** 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(申請の受理)

**第11条** 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。

(1) 上智学院が設置する学校の専任教職員

(2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者

5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

(論文審査委員会)

**第12条** 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。

3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。

4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。

5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

6 前五項に關わらず、研究科委員会は、大学院学則第19条により国外の大学院、研究所等（以下「国外大学院等」という。）と共同で研究指導を行った場合には、国外大学院等との共同で論文審査委員会を設ける。この場合の論文審査委員会の構成、並びに主査及び副査の選出方法は、国外大学院等との博士論文共同指導制度に係る協定の定めるところによる。

(論文の審査)

**第12条の2** 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という。）を行う。

2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

(試験)

**第13条** 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。

4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。

5 前項の規程にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第4項の規程にかかわらず、学位申請者の学位の種類や学位論文の性格に応じ、外国語試験を行う必要がないと研究科委員会が認めた場合は、これを免除することができる。

(試問)

**第14条** 第6条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

4 外国語についての試問は、2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

**第15条** 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。

ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。

3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

(研究科委員会の審査及び報告)

**第16条** 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審査し、可決のものについては、その結果を大学院委員会に報告する。

2 前項に定める審査は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(意見具申)

**第17条** 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき学長に意見を述べる。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意

を必要とし、本学大学院学則で定める修了の期日以前にこれを行う。

(学位の授与)

**第18条** 学長は、大学院委員会の意見を徵し、学位の授与を決裁の上、学位の授与及び学位記の交付を行う。

2 第5条、第7条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

**第19条** 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

**第20条** 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合において、本学は当該論文の全文を求めて応じて閲覧に供する。

3 第2項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

**第21条** 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は、上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。

3 学位の名称は、上智大学大学院学則第25条第1項により別表2(略)のとおりとする。

4 前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項により、「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

**第22条** 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の意見を徵し、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

**第23条** 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

**第24条** 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

## 附 則

この規程は、2021年(令和3年)4月1日から改正、施行する。

## 別記様式

### 一の一（第5条による場合①・進学者）

甲第 学位記	号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ ○	
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF ○○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○ th day of ○○20○○</p>	
signature President ○○ ○○	

### 一の二（第5条による場合①・進学者・外国の大学院等との博士論文共同指導により授与する場合）

甲第 学位記	号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する この学位は○○○○との博士論文共同指導により授与するものである	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ ○	
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF ○○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○ th day of ○○20○○</p>	
This degree is conferred under the co-mentorship program with ○○○○ signature President ○○ ○○	

### 二の一（第5条による場合②・編入者）

甲第 学位記	号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ ○	
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF ○○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○ th day of ○○20○○</p>	
signature President ○○ ○○	

### 二の二（第5条による場合②・編入者・外国の大学院等との博士論文共同指導により授与する場合）

甲第 学位記	号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する この学位は○○○○との博士論文共同指導により授与するものである	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ ○	
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF ○○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○ th day of ○○20○○</p>	
This degree is conferred under the co-mentorship program with ○○○○ signature President ○○ ○○	

### 三（第6条による場合）

学位記	乙第 号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、所定の学力を有するものと認められるので、博士（専攻名）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ Ⓡ	
SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF ○○○○ Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○th day of ○○20○○ President ○○ ○○ signature	

### 四（第7条の1による場合）

学位記	第 号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので修士（専攻名）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ Ⓡ	
SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of MASTER OF ○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○th day of ○○20○○ President ○○ ○○ signature	

### 五（第7条の2による場合）

学位記	第 号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学○○学部○○学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻名）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ Ⓡ	
SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF ○○○○ Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○th day of ○○20○○ President ○○ ○○ signature	

### 六（第7条の3による場合）

学位記	第 号
氏名○○○○ ○○○○年○○月○○日生	
本学大学院法学研究科法曹養成専攻の専門職学位課程（法科大学院の課程）を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
○○○○年○○月○○日 上智大学長 ○○ ○○ Ⓡ	
SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of JURIS DOCTOR Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this ○○th day of ○○20○○ President ○○ ○○ signature	

### 七（課程博士）

年 月 日	
上智大学長	
氏 名殿	
氏 名 Ⓡ	
論文審査願	
学位規程第10条の規定により、博士（○○）論文の審査をお願いいたします。	

### 八（論文博士）

年 月 日	
上智大学長	
氏 名殿	
氏 名 Ⓡ	
学位申請書	
学位規程第10条の規定により、博士（○○）の学位授与を申請いたします。	

九

論文目録

学位申請者 氏名㊞

論文

- 1 題目
- 2 公表の方法および時期
- 3 部数

(参考論文)

- 1 題目
- 2 公表の方法および時期
- 3 部数

年月日

十

履歴書

氏名㊞ 年月日生

本籍

現住所

学歴

年月日

職歴

年月日

研究歴および研究業績

年月日

# 4. 上智大学法科大学院履修規程

令和4年4月1日改正施行予定  
(ウェブページ・掲示で公開しますので必ず確認して下さい)

制定	平成18年4月1日
改正	平成19年4月1日
	平成22年4月1日
	平成24年4月1日
	平成26年12月1日
	平成28年4月1日
	平成31年4月1日
	平成20年4月1日
	平成23年4月1日
	平成25年4月1日
	平成27年4月1日
	平成29年4月1日
	令和3年4月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、上智大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条第2項の規定に基づき、大学院学則に定めるもののほか、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「法科大学院」という。）の授業科目、履修方法、修了及び進級の要件その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (標準修業年限による区分)

第2条 法科大学院の学生は、次の各号のとおり、標準修業年限により区分する。

法学未修者 大学院学則第3条第4項本文の標準修業年限の学生

法学既修者 大学院学則第3条第4項ただし書の規定により在学期間が短縮される学生

2 法科大学院教授会は、入学者選抜における法律科目試験の成績その他の判定資料に基づき、法学既修者として入学を許可する者を選考する。

3 この規程の適用に当たっては、法学既修者は、入学を許可された年度において2年次に在学するものとみなす。

## (在学年限)

第3条 大学院学則第3条の2第2項の在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者については6年、法学既修者については4年とする。

## (修了要件)

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

## (前提科目)

第5条 別表第IIに掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

## (他大学大学院で修得した単位)

第6条 大学院学則第18条第4項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位（入学前に本大学院を含む大学院において修得した単位、及び他大学大学院との単位互換協定により修得した単位を含む）について、本法科大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により単位認定の対象となる科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目以外の、選択必修科目及び選択科目とする。ただし、他大学大学院との単位互換協定により修得した単位については選択科目とする。

3 前二項の規定により本法科大学院において修得したものとして認定する単位数は、法学未修者については合計30単位、法学既修者については合計2単位を超えないものとする。

4 前三項の規定に定めるもののほか、単位認定に必要な事項は別に定める。

## (履修登録の手続)

第7条 履修登録に関する必要事項は、各年度において法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

## (履修登録単位の上限)

第8条 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1年次生及び2年次生については原則として36単位以内とし、3年次生については44単位以内とする。ただし、別表第Vに掲げる科目については登録上限単位数に含めないこととする。

2 他大学大学院との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。

3 進級が認められた場合に再履修する授業科目の単位数は、4単位を限度として、第1項の登録上限単位数に含めないこととする。

4 第1項のただし書及び第3項にかかわらず、いずれの年次においても44単位を超えて登録することはできない。

## (クラス指定)

第9条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

## (予備登録)

第10条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

- 2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。
- 3 予備登録の手続その他必要な事項は、法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

(クリニック、エクスターンシップ)

第11条 クリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

(自主研究・論文作成)

第12条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

- 2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

(受験資格)

第13条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

(成績評価)

第14条 法科大学院教授会は、大学院学則第40条の規定により準用する上智大学学則第55条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

- 2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。
- 3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては、別に定める。

(進級・留年判定)

第15条 大学院学則第28条の2後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第III及び別表第IVのとおりとする。

- 2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。ただし、別表第IVに掲げるGPAの最低基準を満たさなかった留年者は、当該年次に履修した必修科目の成績評価がDである場合は、当該科目を再履修しなければならない。
- 3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

(退学)

第16条 大学院学則第29条第3号ただし書の事由は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学則第28条の2及び前条第1項の規定により同一年次に2年を超えて在学することとなる場合。ただし、休学期間はこれに含めない。
- (2) 履修態度、出欠その他の学修状況又は学生生活全般を通じた態度、行動その他の状況等から合理的に判断して大学院学則第4条第3項の目的を達成することが困難であると法科大学院長が認める場合。

#### 附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）における履修に関わる運用細則は、廃止する。
- 3 2004年度及び2005年度における授業科目の開講、履修方法の指定、修了及び進級の要件の判定並びにこれらに関連する事項は、この規程により実施されたものとみなす。  
ただし、これらの事項に関して既に生じた効力は、この規程の規定により妨げられない。

#### 附 則

- 1 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 2006年度以前に入学した学生については、第6条、第15条第3項、別表第I及び別表第IIを改正する規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(1) 第6条を改める部分 2007年（平成19年）10月1日  
(2) 別表第IIを改める部分 2008年（平成20年）4月1日
- 2 2007年度に入学した既修者については、改正後の第6条第1項の規定中「入学後2箇月以内」とあるのは、「2007年11月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 2006年度以前に入学した既修者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程の第4条、第15条及び別表第IVは、法学未修者については2010年度入学者から、法学既修者については2011年度入学者から、それぞれ適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の第8条第1項ただし書きは、施行日以後に行われる履修登録について適用する。ただし、別表第Vに掲げる1年次生については、2010年度の履修から適用する。
- 3 改正後の別表第IIは、施行日以後に行われる履修について適用する。
- 4 新別表第IVは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Vは、施行日以後に行われる履修について適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第IVは、施行日以後に行われる履修について適用する。なお、2010年度以降、2012年度までに入学した学生で、別表第IVに掲げるGPAの最低基準を満たさなかった留年者については、第15条第2項の規定にかかわらず、2012年度以降に履修した成績評価がDであるすべての科目について、別に届け出ることにより、再履修をすることができる。
- 3 改正後の別表第IVは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、2014年（平成26年）12月1日から改正、施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Iは、施行日以後に行われる履修について適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Iのうち、法律基本科目以外の科目的単位を31単位以上とする部分については、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。改正後の別表Iのうち、その他の部分については、2016年度入学者から適用する。
- 3 別表第IIは、2016年度入学者から適用する。なお、2016年度より前の入学者について、改正前の別表IIが問題となる場合には、「民法基礎II」を「民法基礎II及び民法基礎IV」と読み替えて適用する。この場合、改正前別表IIとの関係では、「民法基礎II及び民法基礎IV」は合わせて1科目として計算する。
- 4 別表第Vは、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。
- 2 別表第II（法学既修者）は、2016年度から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第I①、別表第IV①、別表第V①については2019年度以降入学者から適用する。2018年度以前の入学者については、従前の別表第I②、別表第IV②、別表第V②を適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。
- 2 2021年度以降の入学者については別表第I①、別表第II①及び別表第III①、2019年度及び2020年度入学者については別表第I②、別表第II②及び別表第III②、並びに2018年度以前の入学者については別表第I③、別表第II②及び別表第III②を適用する。

**別表第I①**（第4条関係） 2021年度以降入学者

法学未修者	
必修科目	67 単位
総合科目から	4 単位以上
法律基本科目から	2 単位以上
法律実務基礎科目から	6 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位以上
選択として	5 単位以上
法学既修者	
必修科目	40 単位
法律実務基礎科目から	6 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位以上
選択として	5 単位以上
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目的単位	31 単位以上

別表第 I ② (第 4 条関係) 2019 年度・2020 年度入学者

法学未修者	
必修科目	72 単位
法律基本科目から	2 単位以上
法律実務基礎科目から	6 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位
選択として	5 単位以上
法学既修者	
必修科目	40 単位
法律実務基礎科目から	6 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位
選択として	5 単位
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31 単位以上

別表第 I ③ (第 4 条関係) 2018 年度以前入学者

法学未修者	
必修科目	69 単位
法律実務基礎科目から	4 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位
選択として法律基本科目以外の科目から	5 単位以上
法学既修者	
必修科目	40 単位
法律実務基礎科目から	4 単位以上
基礎法学・隣接科目から	4 単位以上
展開・先端科目から	12 単位
選択として	5 単位
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31 単位以上

別表第 II ① (第 5 条関係) 2021 年度以降入学者

(法学未修者)

配当年次	科目名	前提科目
2 年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法 A～C	民法基礎 I・II・IV
	商法 A・B	商法基礎
	民事訴訟法 A・B	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法 A・B	刑事訴訟法基礎 I・II
	訴訟実務基礎 (民事)	民法基礎 I～IV、商法基礎及び民事訴訟法基礎の 6 科目のうち 4 科目以上
3 年次	公法総合 I	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定する GPA の要件を満たすこと
	民事法総合 I	民法 A～C、民事訴訟法 A・B、商法 A・B ただし、教務委員会が各年度で設定する GPA 要件を満たすこと
	刑事法総合 I	刑法、刑事訴訟法 A・B ただし、教務委員会が各年度で設定する GPA 要件を満たすこと
	訴訟実務基礎 (刑事)	刑法基礎、刑事訴訟法 A・B 並びに 刑法、刑事訴訟法基礎の 2 科目のうち 1 科目以上
	公法総合 II	憲法
	民事法総合 II	民法 A・B、商法 A、民事訴訟法 A
	刑事法総合 II	刑法

## (法学既修者)

配当年次	科目名	前提科目
2年次	行政法	行政法基礎
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

別表第Ⅱ② (第5条関係) 2020年度以前入学者

## (法学未修者)

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法I	民法基礎I、民法基礎II及び民法基礎IV
	民法II	民法基礎I、民法基礎II及び民法基礎IV
	商法I	商法基礎
	商法II	商法基礎
	民事訴訟法I	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法II	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
3年次	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I、民法基礎II、民法基礎III、民法基礎IV、商法基礎及び民事訴訟基礎の6科目のうち4科目以上
	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎の2科目、並びに憲法及び行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎I、民法基礎II、民法基礎III、民法基礎IV、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目、並びに民法I、民法II、商法I、商法II、民事訴訟法I及び民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

## (法学既修者)

配当年次	科目名	前提科目
2年次	行政法	行政法基礎
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上

別表第Ⅲ① (第15条関係) 2021年度以降入学者

## ◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 「憲法基礎」「民法基礎I～IV」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎I・II」を含む当該年次の必修科目26単位

第2年次において修得すべき単位 憲法」「民法I～III」「刑法」「法学実務演習I・II」「法曹倫理」を含む必修科目24単位及び「行政法基礎」を修得していること。

ただし、必修科目的修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

## ◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む24単位

別表第Ⅲ②（第15条関係） 2020年度以前入学者

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 必修科目 24 単位

第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

ただし、必修科目的修得単位は、当該年次に配当された授業科目的単位に限る。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

別表第IV①（第15条関係） 2019年度以降入学者

◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.8
1年次から2年次への進級に際して充足すべき基準	
共通到達度確認試験（※）において、法科大学院1年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得	
※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む	
2年次から3年次への進級に際して充足すべき基準	
法科大学院が実施する到達度確認試験（※）において、法科大学院2年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学、院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得	
※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む	

◇法学既修者

第2年次及び至第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.8
2年次から3年次への進級に際して充足すべき基準	
法科大学院が実施する到達度確認試験（※）において、法科大学院2年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学、院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得	
※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む	

別表第IV②（第15条関係） 2018年度以前入学者

◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.6
-----------------------------	---------

◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.6
-----------------------------	---------

GPAは、上智大学学則第55条による。

なお、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次で履修したD評価の科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていていたDは除外して算出するものとする。

別表第V①（第8条関係） 2019年度以降入学者

	年次	科 目
法学未修者	1年次	「法学実務基礎I」(2単位), 「法学実務基礎II」(1単位) 及び法律基本科目的1年次及び2年次に配当される選択必修科目のうち5単位まで
	2年次	「エクスターントップI」(1単位) 「エクスターントップII」(1単位)
法学既修者	2年次	「行政法基礎」(2単位) 「エクスターントップI」(1単位) 「エクスターントップII」(1単位)

別表第V②（第8条関係） 2018年度以前入学者

	年次	科 目
法学未修者	1年次	法律基本科目的1年次及び2年次に配当される選択科目(8単位まで) 「エクスターントップI」(1単位) 「エクスターントップII」(1単位)
	2年次	
法学既修者	2年次	「行政法基礎」(2単位) 「エクスターントップI」(1単位) 「エクスターントップII」(1単位)

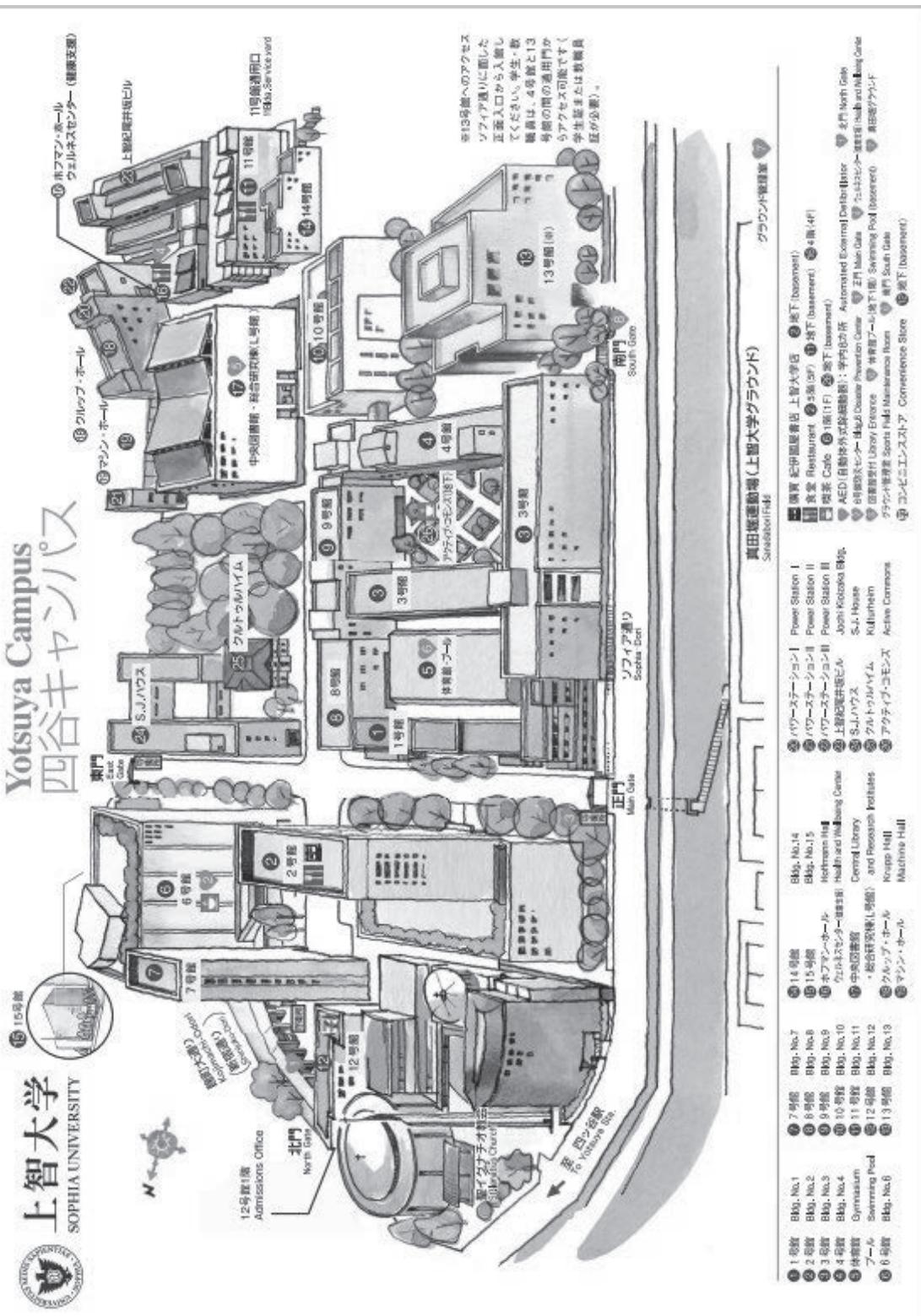
## 5. 年譜

---

- 1911年（明治44年） 財団法人上智学院設立。
- 1913年（大正2年） 専門学校令による上智大学開設。
- 1928年（昭和3年） 大学令による上智大学開設。
- 1951年（昭和26年） 新制大学院神学研究科（神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（西洋文化専攻）、経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
- 1955年（昭和30年） 神学研究科（組織神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻）、経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
- 1966年（昭和41年） 文学研究科（教育学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。  
西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻、英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。  
西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組
- 1968年（昭和43年） 文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。  
文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。  
法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
- 1969年（昭和44年） 理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
- 1970年（昭和45年） 文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。  
外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
- 1971年（昭和46年） 文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。  
文学研究科に新聞学専攻の修士課程を、外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
- 1972年（昭和47年） 文学研究科に社会学専攻の修士課程を、理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
- 1973年（昭和48年） 外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
- 1974年（昭和49年） 文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
- 1976年（昭和51年） 大学院学則を改正し、博士前期、後期課程に変更。
- 1978年（昭和53年） 理工学研究科に生物科学専攻の修士課程を増設。
- 1979年（昭和54年） 外国語学研究科に比較文化専攻の修士課程を増設。
- 1981年（昭和56年） 理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
- 1992年（平成4年） 文学研究科に心理学専攻の修士課程を増設。
- 1994年（平成6年） 文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
- 1997年（平成9年） 外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
- 2001年（平成13年） 文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
- 2004年（平成16年） 法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
- 2005年（平成17年） 文学研究科（教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻、心理学専攻、社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。

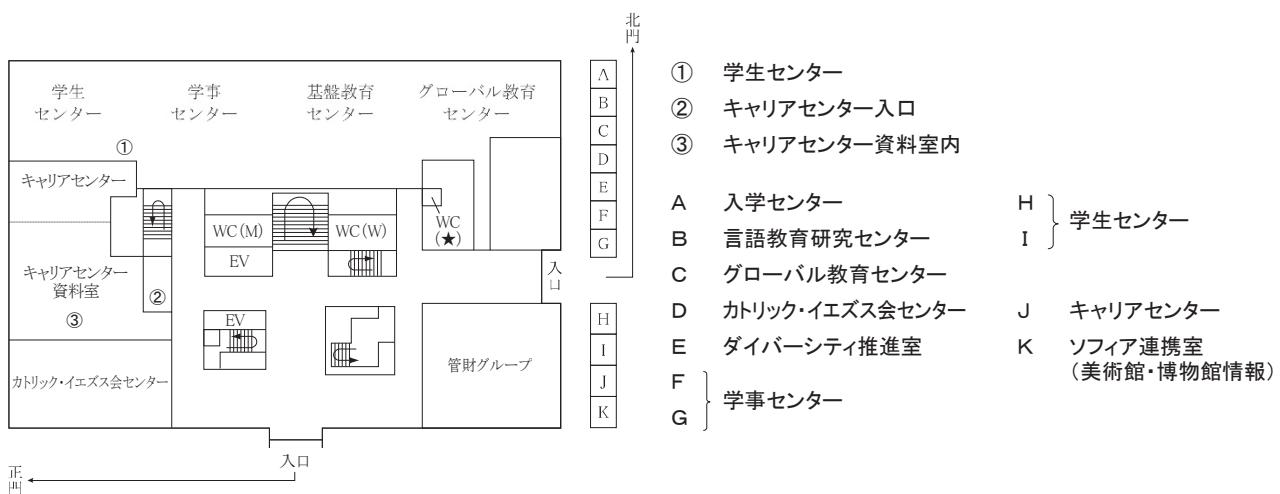
- 2006 年（平成 18 年） 外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
外国語学研究科比較文化専攻修士課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。  
グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。
- 2007 年（平成 19 年） 経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。  
文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2008 年（平成 20 年） 理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
文学研究科心理学専攻、外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。  
外国語学研究科比較文化専攻の修士課程を廃止。  
外国語学研究科地域研究専攻の博士前期課程を廃止。
- 2009 年（平成 21 年） 理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、化学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2010 年（平成 22 年） 理工学研究科数学専攻博士前期課程を廃止。
- 2011 年（平成 23 年） 総合人間科学研究科に看護学専攻の修士課程を増設。  
文学研究科に文化交渉学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。  
理工学研究科生物科学専攻の博士前期課程、応用化学専攻、化学専攻、物理学専攻の博士後期課程を廃止。  
地球環境学研究科地球環境学専攻の博士課程（前期・後期）に国際環境コースを設置。
- 2012 年（平成 24 年） 理工学研究科数学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2013 年（平成 25 年） 外国語学研究科国際関係論専攻の博士後期課程を廃止。理工学研究科電気・電子工学専攻、生物科学専攻、機械工学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2014 年（平成 26 年） 文学研究科社会学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2015 年（平成 27 年） 文学研究科教育学専攻、経済学研究科経済制度・組織専攻、外国語学研究科地域研究専攻の博士後期課程を廃止
- 2016 年（平成 28 年） 文学研究科に哲学専攻博士課程（前期・後期）を増設。  
実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を開設。  
外国語学研究科を言語科学研究科に名称変更。
- 2017 年（平成 29 年） 文学研究科心理学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2018 年（平成 30 年） 実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を博士前期課程に変更。  
実践宗教学研究科死生学専攻博士後期課程を増設。
- 2020 年（令和 2 年） 哲学研究科哲学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2021 年（令和 3 年） グローバル・スタディーズ研究科に国際協力学専攻修士課程を増設。

## 6. 施設 MAP



# 四谷キャンパス

## 掲示板 (2号館1階)

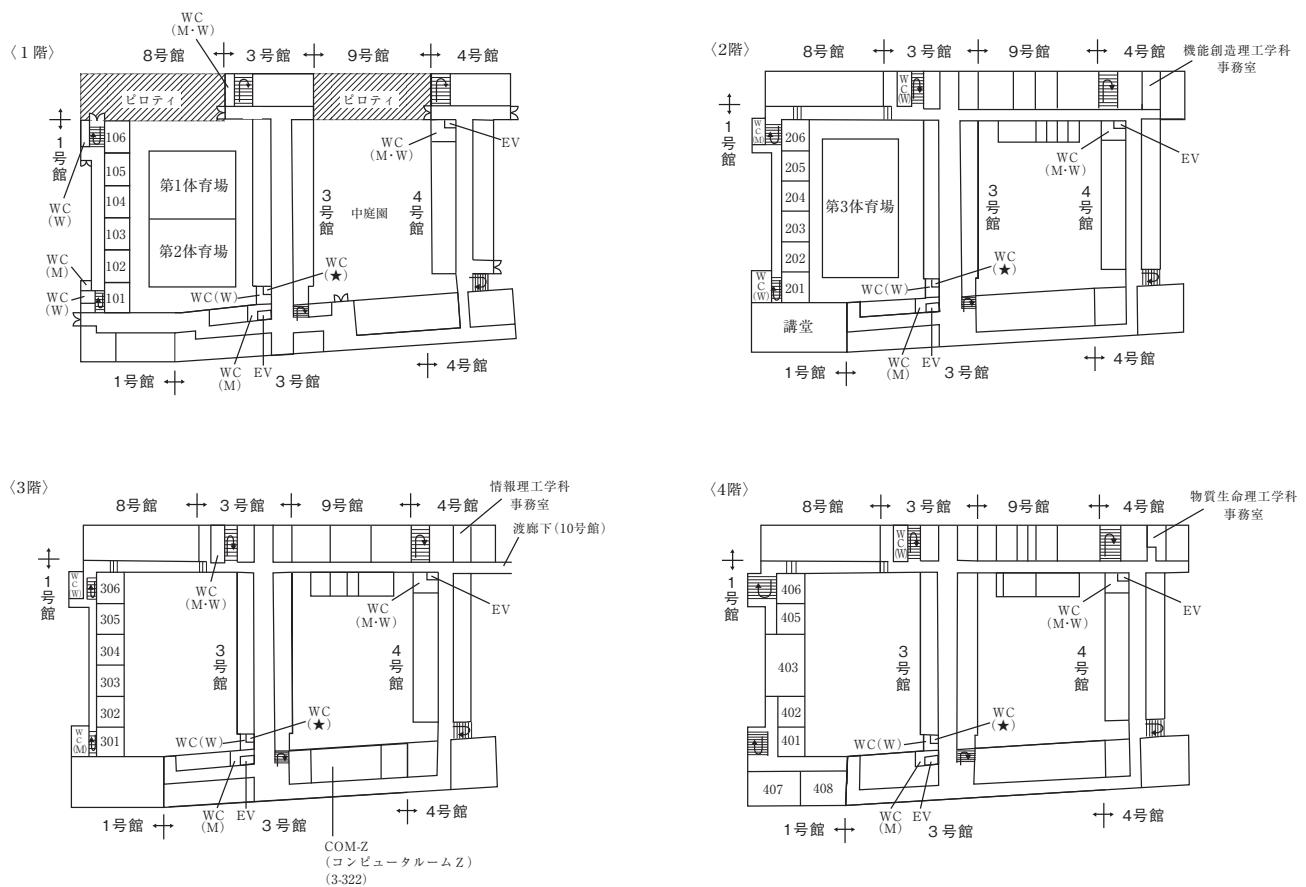


## 掲示板の内容

	主な掲示内容	上の図における位置
教務関係	全学生共通のお知らせ (学事関係)	F-G
	海外留学, 国際交流活動	C
学生生活	就職, キャリア作成	J
	学生センター (学生生活支援)	I
	学生センター (経済支援)	H
	博物館・美術館キャンパスメンバーズ	K

※WC (★): 詳細については、上智大学HP, ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

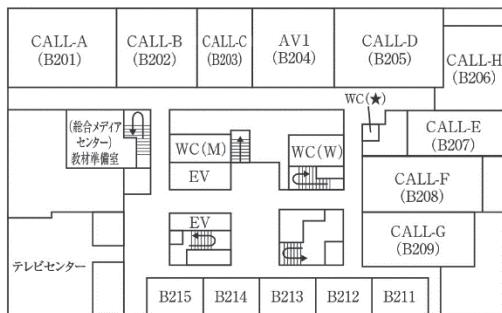
# 1・3・4・8・9号館



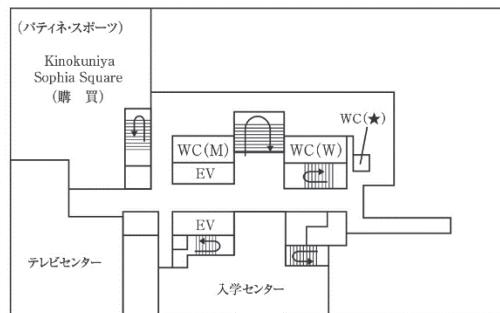
※WC (★) : 詳細については、上智大学HP、ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 2号館

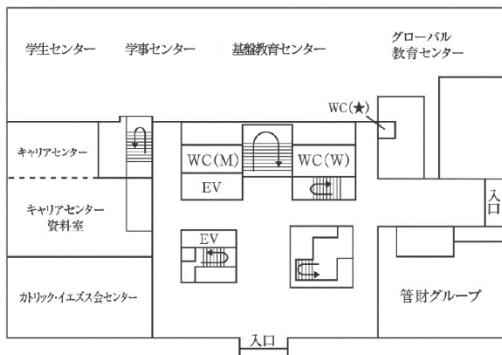
〈B2階〉



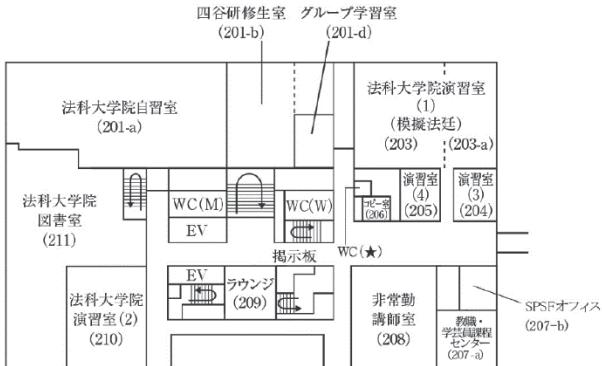
〈B1階〉



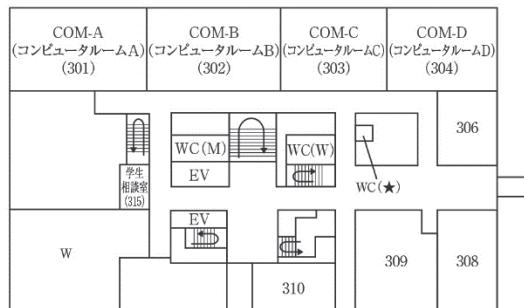
〈1階〉



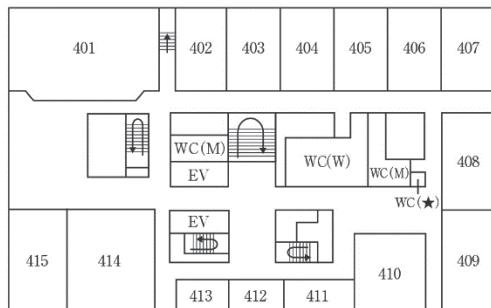
〈2階〉



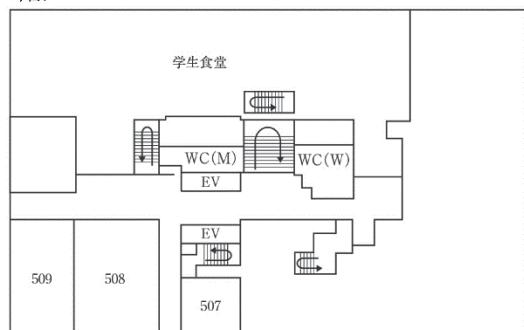
〈3階〉



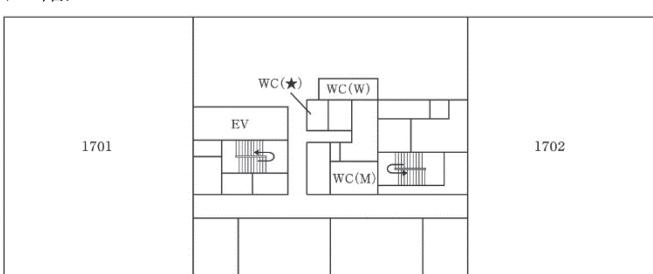
〈4階〉



〈5階〉



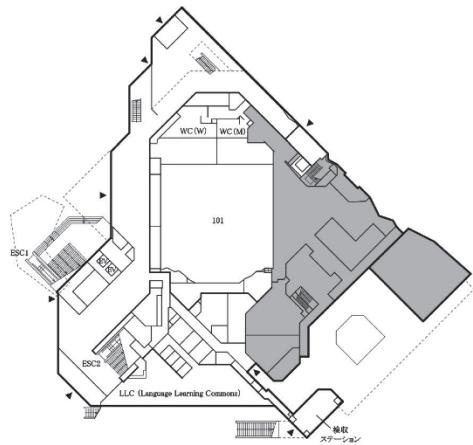
〈17階〉



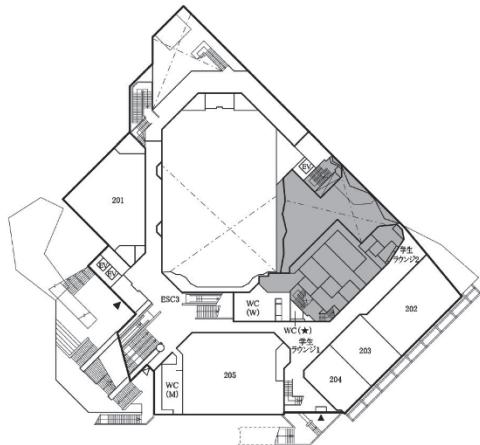
※WC (★) : 詳細については、上智大学 HP, ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 6号館

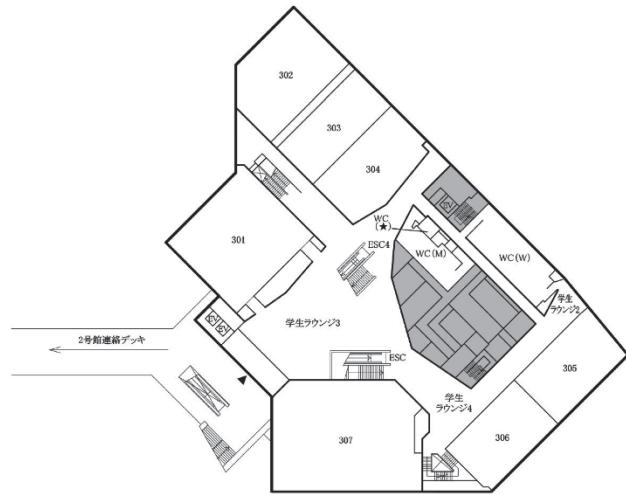
〈1階〉



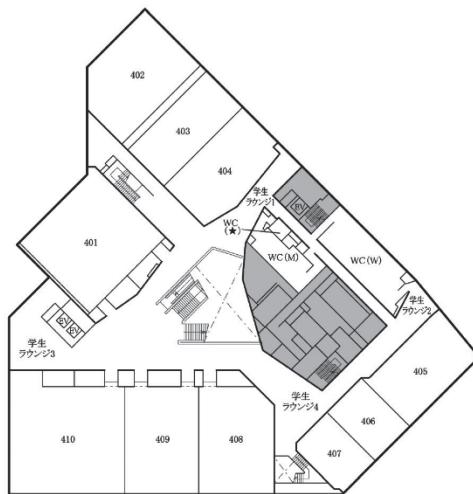
〈2階〉



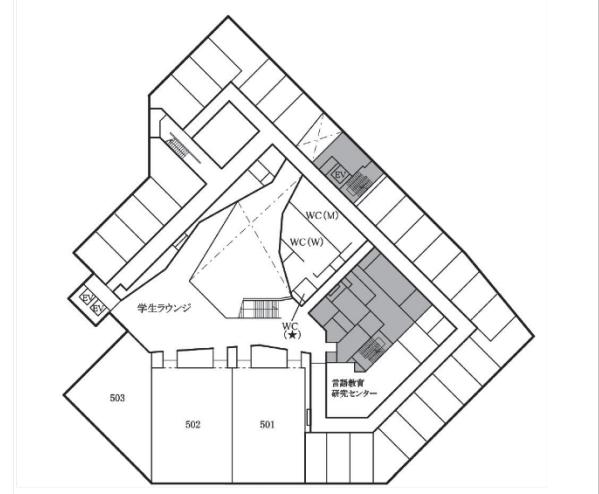
〈3階〉



〈4階〉



〈5階〉



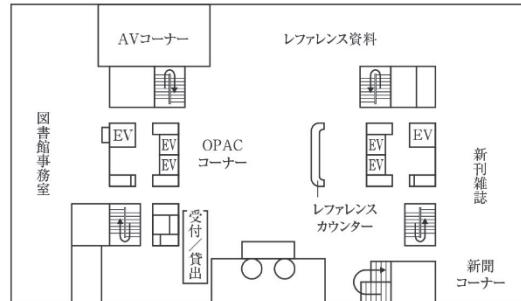
※WC (★) : 詳細については、上智大学HP, ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 中央図書館・総合研究棟（L号館）

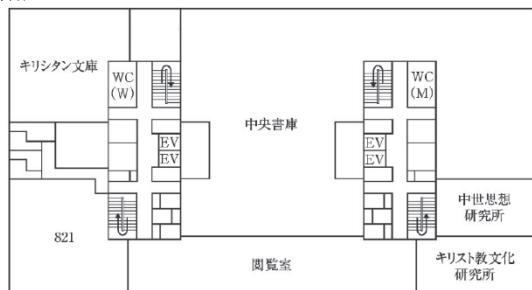
### フロア案内

9階	中央書庫・閲覧席
8階	中央書庫・閲覧席
7階	中央書庫・閲覧席
6階	中央書庫・閲覧席
5階	中央書庫・閲覧席
4階	中央書庫・閲覧席
3階	雑誌・新聞・紀要・閲覧席
2階	館長室・理工系資料・コンピュータルームL1・L2・閲覧席
1階	新刊雑誌・新聞コーナー・レファレンス資料・レファレンスカウンター・貸出・返却・AVコーナー・図書館事務室・閲覧席
地下1階	学部学生用図書・ラーニングコモンズ・グループ学習室・閲覧席
地下2階	学部学生用図書・閲覧席

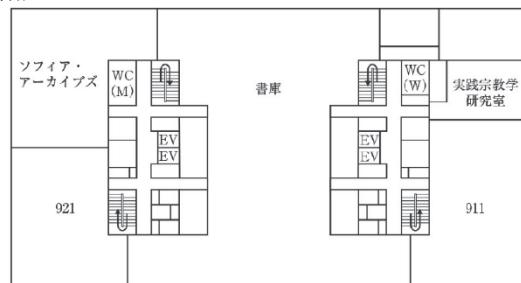
### 〈1階〉



### 〈8階〉

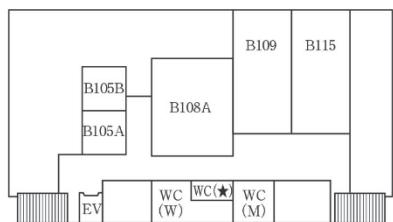


### 〈9階〉

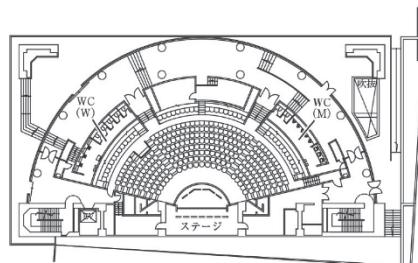


## 10号館

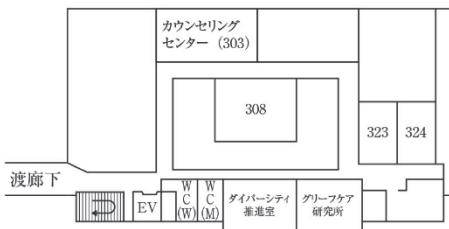
### 〈B1階〉



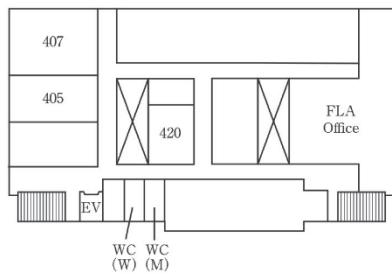
### 〈1・2階〉



### 〈3階〉



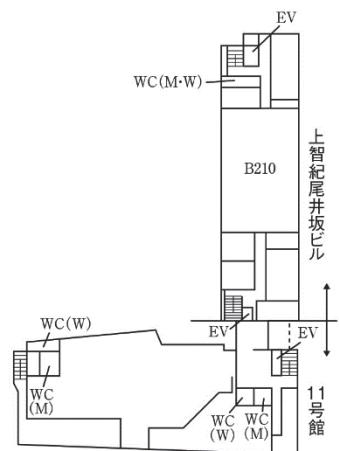
### 〈4階〉



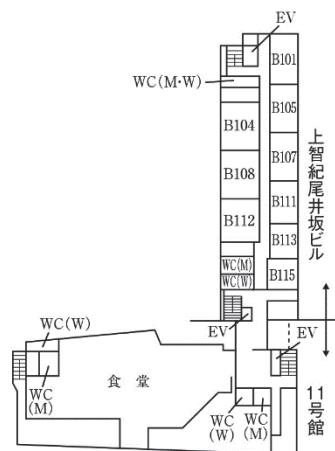
※WC (★) : 詳細については、上智大学HP, ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 11号館・上智紀尾井坂ビル

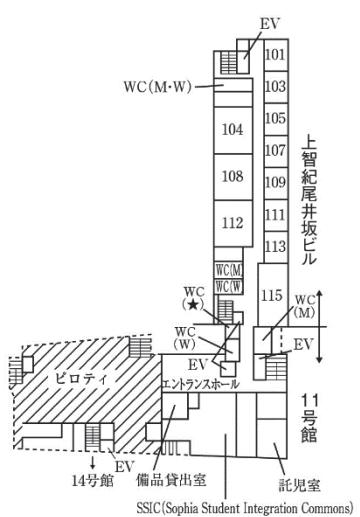
〈B2階〉



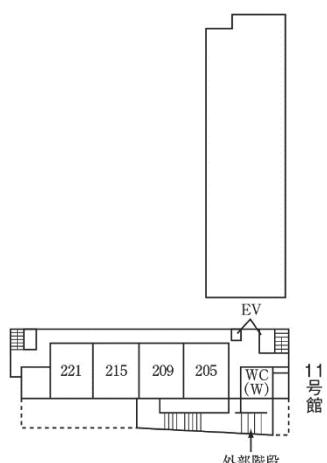
〈B1階〉



〈1階〉



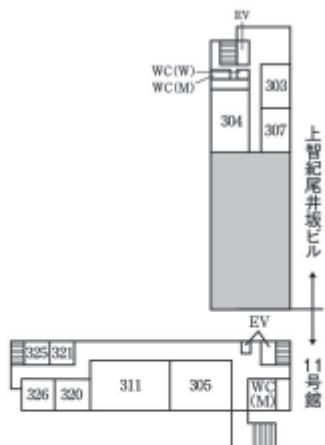
〈2階〉



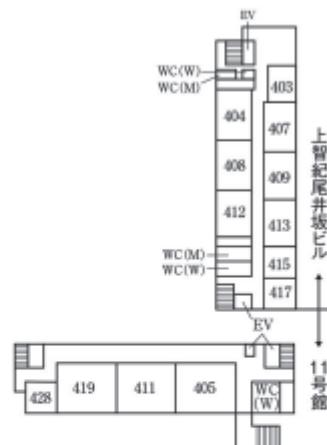
※WC (★) : 詳細については、上智大学HP, ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

# 11号館

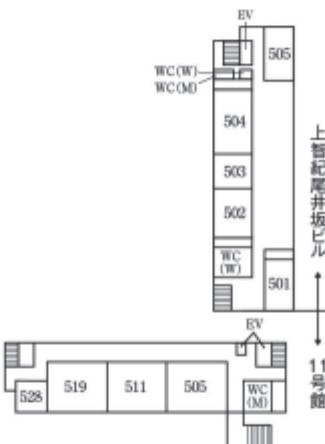
〈3階〉



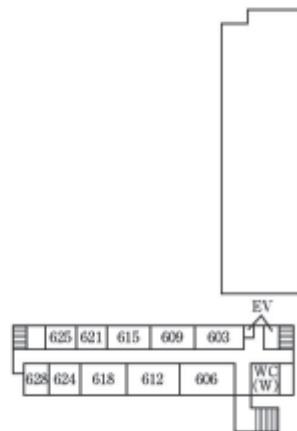
〈4階〉



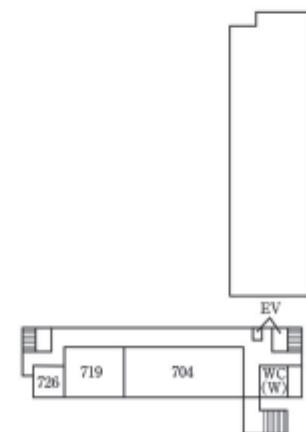
〈5階〉



〈6階〉

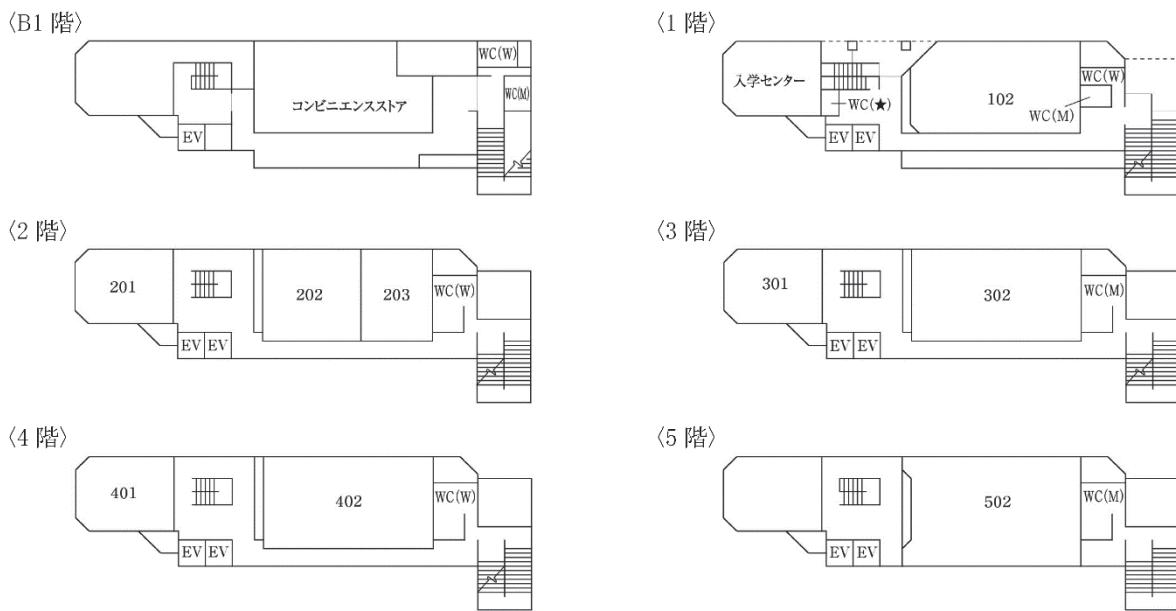


〈7階〉

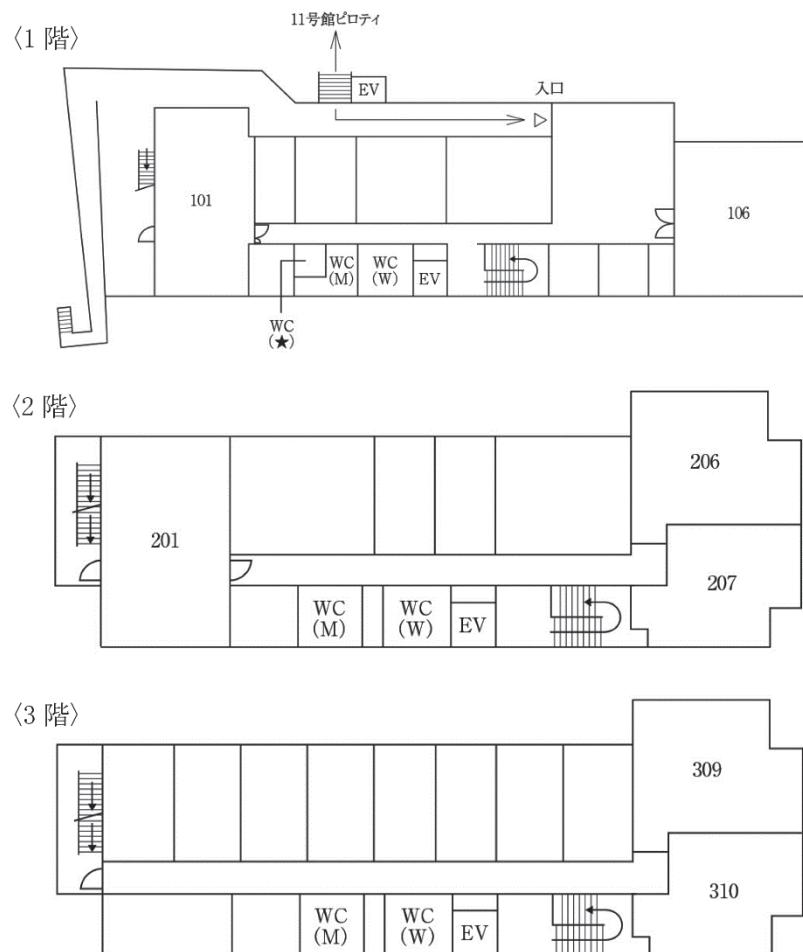


※WC (★)：詳細については、上智大学HP、ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 12号館

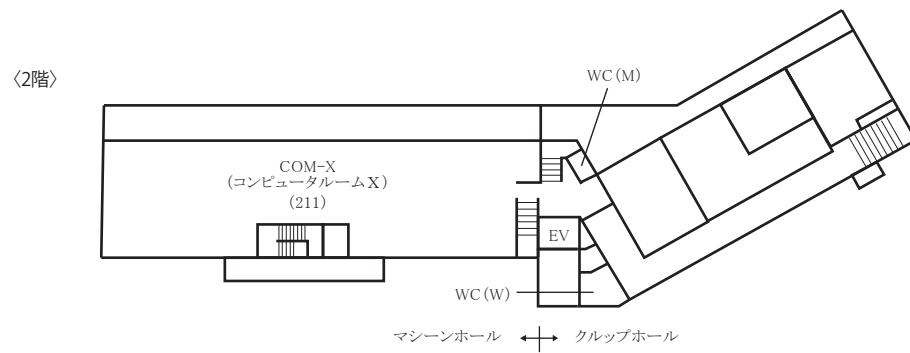
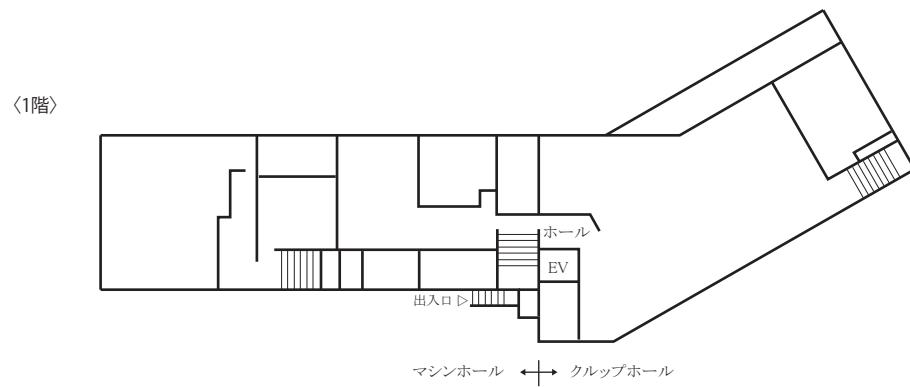


## 14号館



※WC (★) : 詳細については、上智大学HP、ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## クルップホール・マシンホール



※WC (★) : 詳細については、上智大学HP、ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照

## 中央図書館・総合研究棟

9 F	中央書庫（専門・研究図書、大型本、ピーター・ミルワード・コレクション、ガルシア・コレクション）、閲覧席 実践宗教学研究科研究室、ソフィア・アーカイブズ、会議室
8 F	中央書庫（専門・研究図書、研究所所蔵図書）、閲覧席 中世思想研究所、キリスト教文化研究所、キリスト教文庫、会議室、研究個室
7 F	中央書庫（専門・研究図書、和装本、EU情報センター資料、研究所所蔵図書）、閲覧席 フランス文学研究室、フランス語研究室、アメリカ・カナダ研究所、グローバル・コンサーン研究所、哲学研究室、英米文学研究室、英語研究室、ヨーロッパ研究所、EU情報センター、神学研究科研究室、対面朗読室、研究個室
6 F	中央書庫（専門・研究図書、研究所所蔵図書）、閲覧席 イベロアメリカ研究所、国文学研究室、教育学研究室、グローバル社会専攻研究室、ドイツ文学研究室、アジア文化研究所、会議室
5 F	中央書庫（専門・研究図書）、閲覧席 社会学研究室、社会福祉研究室、言語学研究室、国際言語情報研究所、史学研究室、経済学研究室、看護学専攻院生用研究室、複写サービス室、会議室、研究個室、スタッフ用印刷室
4 F	中央書庫（専門・研究図書）、閲覧席 法学研究室、国際関係論研究室、ロシア語研究室、新聞学研究室、文化交渉学研究室、看護学研究室、地球環境研究所、地域研究専攻研究室、メディア・ジャーナリズム研究所、準貴重資料室、会議室、研究個室
3 F	雑誌書庫（人文・社会系雑誌バックナンバー）、新聞書庫（新聞バックナンバー）、大学紀要、閲覧席、タイプ室、共同研究室 地球環境学研究科研究室、研究個室、職員ラウンジ
2 F	専門・研究図書（理工系）、雑誌書庫（理工系雑誌バックナンバー）、理工系新着雑誌、レファレンス資料（理工系）、閲覧席、コンピュータールーム L1・L2 言語学研究室、地球環境学研究科研究室、図書館事務室（館長室）、モニュメンタ・ニボニカ
1 F	OPACコーナー、レファレンス資料（人文・社会系）、新着図書展示書架、人文・社会系新着雑誌、新聞コーナー、閲覧席、貸出カウンター、レファレンスカウンター、AVコーナー、展示コーナー 図書館事務室（総務・雑誌・選書・図書・レファレンス・閲覧）
B 1	学部学生用図書、閲覧席、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、学生ラウンジ、拡大読書機室、貸しロッカー、電話ボックス
B 2	学部学生用図書、閲覧席 図書館事務室（システム室）、集密書庫

※WC (★) : 詳細については、上智大学 HP、ソフィアンズガイドに掲載のアクセシビリティ・マップを参照



## 【上智大学キャンパス所在地】

### ○四谷キャンパス

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号  
学事センター

- ☎ 03-3238-3515 (教務担当)
- ☎ 03-3238-3519 (学籍・証明書担当)
- ☎ 03-3238-3195 (学費担当)

法科大学院事務室

- ☎ 03-3238-3259

### ○石神井キャンパス

〒117-0044 東京都練馬区上石神井4丁目32番11号  
☎ 03-5991-0343

### ○秦野キャンパス

上智大学短期大学部  
〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台999  
☎ 0463-83-9331 (代表)

### ○目白聖母キャンパス

〒161-8550 東京都新宿区下落合4-16-11  
☎ 03-3950-0171

## 2022年度 上智大学法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）履修要綱

2022年4月1日発行

編集・発行 上智大学学事局学事センター  
東京都千代田区紀尾井町7番1号  
〒102-8554 電話 03 (3238) 3515

印 刷 光ビジネスフォーム株式会社